

# 大分県の漁業権

令和6年4月1日現在

大分県農林水産部漁業管理課



# 目

# 次

I 漁業権の概要	
1 漁業権免許状況総括表	1
2 漁業権一覧表	2
1) 海面の漁業権	2
① 共同漁業	2
② 区画漁業	4
③ 定置漁業	11
2) 内水面の漁業権	11
3 漁業権の種類別件数	12
4 第1種共同漁業の魚種について	13
II 漁業権の内容	
1 海面の漁業権	14
1) 共同漁業	14
2) 区画漁業	
・ 第1種区画漁業(藻類養殖業)	71
・ 第1種区画漁業(貝類養殖業[真珠母貝])	80
・ 第1種区画漁業(魚類小割式、くろまぐろ養殖業)	85
・ 第1種区画漁業(貝類養殖業[かき])	114

・ 第1種区画漁業(貝類養殖業[ひおうぎがい])	124
・ 第1種区画漁業(うに類・貝類、貝類養殖業[うに、かき、あかがい等])	125
・ 第2種区画漁業(貝類、くるまえば養殖業)	127
・ 第3種区画漁業(貝類養殖業[あさり、はまぐり])	128
・ 第1種区画漁業(真珠養殖業)	132
3) 定置漁業	141
2 内水面の漁業権	142
III 漁業権概略図	
1 海面の漁業権	150
2 内水面の漁業権	172



# I 漁業権の概要



# 1 漁業権免許状況総括表

(海面)

令和6年4月1日現在

漁業種類		漁業の種類及び名称	免許件数	存続期間
共同漁業		第1、2、3種共同漁業	45	令和6年1月1日～令和15年12月31日
		第3種共同漁業(飼付、つきいそ)	34	〃
		小計	79	
区 画 漁 業	第1種	藻類養殖業	22	令和5年9月1日～令和10年8月31日
		貝類養殖業	42	〃
		うに類、貝類養殖業	1	〃
		魚類小割式養殖業	49	〃
		くろまぐろ小割式養殖業	9	〃
		真珠養殖業	16	令和6年4月1日～令和16年3月31日
	小計	139		
	第2種	貝類養殖業	1	令和5年9月1日～令和15年8月31日
		くるまえび養殖業	1	〃
	第3種	貝類養殖業	7	令和5年9月1日～令和10年8月31日
小計	148			
定置漁業			1	令和6年1月1日～令和10年12月31日
合計			228	

(内水面)

共同漁業	第1、5種共同漁業	6	令和6年1月1日～令和15年12月31日
	第5種共同漁業	6	〃
合計		12	

## 2 漁業権一覧表

### 1)海面の漁業権

#### ①共同漁業

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
共第 1 号	1 種、2 種	大分県漁業協同組合	中津他4	P 14	P 151
2	〃	大分県漁業協同組合	中津	P 15	P 152
3	〃	大分県漁業協同組合	宇佐	P 16	P 152
4	〃	大分県漁業協同組合	宇佐他1	P 17	P 153
5	〃	大分県漁業協同組合	真玉	P 18	P 154
6	〃	大分県漁業協同組合	香々地	P 19	P 154
7	〃	大分県漁業協同組合	国見	P 20	P 155
8	〃	大分県漁業協同組合	姫島	P 21	P 155
9	〃	大分県漁業協同組合	くにさき	P 22	P 156
10	〃	大分県漁業協同組合	武蔵	P 23	P 157
11	〃	大分県漁業協同組合	安岐	P 24	P 157
12	1 種	大分県漁業協同組合	杵築	P 25	P 158
13	〃	大分県漁業協同組合	杵築	P 26	P 158
14	〃	大分県漁業協同組合	杵築	P 27	P 158
15	1 種、2 種	大分県漁業協同組合	杵築	P 28	P 158
16	〃	大分県漁業協同組合	日出	P 29	P 159
17	〃	大分県漁業協同組合	別府	P 30	P 159
18	1 種	大分県漁業協同組合	大分	P 32	P 160
20	2 種	大分県漁業協同組合	大分	P 34	P 160
21	1 種、2 種	大分県漁業協同組合	神崎	P 36	P 162
22	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 37	P 162
24	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 38	P 162
25	〃	大分県漁業協同組合	臼杵	P 39	P 163

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
共第 26 号	1 種、2 種	大分県漁業協同組合	臼杵	P 40	P 163
27	〃	大分県漁業協同組合	臼杵	P 41	P 163
28	〃	大分県漁業協同組合	津久見	P 42	P 164
29	〃	大分県漁業協同組合	津久見	P 43	P 164
30	〃	大分県漁業協同組合	保戸島	P 44	P 164
32	〃	大分県漁業協同組合	上浦	P 45	P 165
33	〃	大分県漁業協同組合	佐伯	P 46	P 166
34	〃	大分県漁業協同組合	佐伯	P 47	P 166
35	〃	大分県漁業協同組合	佐伯	P 48	P 166
36	〃	大分県漁業協同組合	佐伯	P 49	P 166
37	〃	大分県漁業協同組合	佐伯	P 50	P 166
38	〃	大分県漁業協同組合	鶴見	P 52	P 167
39	〃	大分県漁業協同組合	鶴見	P 53	P 167
40	〃	大分県漁業協同組合	鶴見	P 54	P 168
41	〃	大分県漁業協同組合	鶴見	P 55	P 168
42	〃	大分県漁業協同組合	鶴見	P 56	P 168
43	〃	大分県漁業協同組合	米水津	P 57	P 169
44	1種、2種、3種	大分県漁業協同組合	上入津他1	P 58	P 170
45	1 種、2 種	大分県漁業協同組合	蒲江	P 59	P 171
46	1種、2種、3種	大分県漁業協同組合	名護屋	P 60	P 171
47	1 種、2 種	大分県漁業協同組合	保戸島	P 61	P 164
48	1 種	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 61	P 162
59	3 種つきいそ	大分県漁業協同組合	日出	P 62	P 159



①共同漁業(つづき)

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
共第 60 号	3種つきいそ	大分県漁業協同組合	日出	P 62	P 159
61	〃	大分県漁業協同組合	日出	P 62	P 159
63	〃	大分県漁業協同組合	別府	P 62	P 159
64	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 62	P 162
66	3種ぶり、いさき、たい飼付	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 63	P 162
67	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 63	P 162
68	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 63	P 162
69	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 64	P 162
70	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 64	P 162
71	3種つきいそ	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 64	P 162
72	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 65	P 162
73	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 65	P 162
75	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 65	P 162
76	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 65	P 162
77	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 65	P 162
78	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 65	P 162
80	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 66	P 162
81	〃	大分県漁業協同組合	臼杵	P 66	P 163
87	〃	大分県漁業協同組合	津久見	P 66	P 164
90	〃	大分県漁業協同組合	臼杵他3	P 66	P 164
91	〃	大分県漁業協同組合	臼杵他3	P 66	P 164
92	〃	大分県漁業協同組合	臼杵他3	P 67	P 164
98	3種ぶり、いさき、たい飼付	大分県漁業協同組合	鶴見	P 67	P 168

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
共第 99 号	3種ぶり、いさき、たい飼付	大分県漁業協同組合	鶴見	P 67	P 168
100	3種つきいそ	大分県漁業協同組合	蒲江	P 67	P 171
103	〃	大分県漁業協同組合	保戸島	P 68	P 164
106	3種たい、いさき、あじ飼付	大分県漁業協同組合	保戸島	P 68	P 164
107	3種つきいそ	大分県漁業協同組合	鶴見	P 69	P 168
108	〃	大分県漁業協同組合	鶴見	P 69	P 168
109	3種たい、いさき、あじ飼付	大分県漁業協同組合	津久見	P 69	P 164
112	3種ぶり、いさき、たい飼付	大分県漁業協同組合	保戸島	P 70	P 164
113	3種つきいそ	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 70	P 162
114	〃	大分県漁業協同組合	佐賀関	P 70	P 162

② 区画漁業 ※[ ]内は、免許時点で主に生産する魚種を示す。

第1種区画漁業 藻類養殖業

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 203 号	藻類	大分県漁業協同組合	中津	P 71	P 152
209	藻類	大分県漁業協同組合	中津	P 71	P 152
402	藻類	大分県漁業協同組合	宇佐	P 72	P 153
405	藻類	大分県漁業協同組合	宇佐	P 73	P 153
408	藻類	大分県漁業協同組合	宇佐	P 73	P 153
713	藻類	大分県漁業協同組合	国見	P 74	P 155
810	藻類	大分県漁業協同組合	姫島	P 74	P 155
811	藻類	大分県漁業協同組合	姫島	P 74	P 155
812	藻類	大分県漁業協同組合	姫島	P 75	P 155
910	藻類	大分県漁業協同組合	くにさき	P 75	P 156
911	藻類	大分県漁業協同組合	くにさき	P 75	P 156
912	藻類	大分県漁業協同組合	くにさき	P 76	P 156
913	藻類	大分県漁業協同組合	くにさき	P 76	P 156
1010	藻類	大分県漁業協同組合	武蔵	P 77	P 157
1011	藻類	大分県漁業協同組合	武蔵	P 77	P 157
1110	藻類	大分県漁業協同組合	安岐	P 77	P 157
1701	藻類	大分県漁業協同組合	別府	P 78	P 159
1702	藻類	大分県漁業協同組合	別府	P 78	P 159
1703	藻類	大分県漁業協同組合	別府	P 78	P 159
2512	藻類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 79	P 163
2516	藻類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 79	P 163
2701	藻類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 79	P 163

第1種区画漁業 貝類養殖業[真珠母貝]

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 2520 号	貝類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 80	P 163
2722	貝類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 80	P 163
2723	貝類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 81	P 163
2724	貝類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 81	P 163
2820	貝類	大分県漁業協同組合	津久見	P 81	P 164
2821	貝類	大分県漁業協同組合	津久見	P 82	P 164
3920	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 82	P 167
3921	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 83	P 167
4020	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 83	P 168
4420	貝類	大分県漁業協同組合	上入津	P 84	P 170

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 4521 号	貝類	大分県漁業協同組合	蒲江	P 84	P 171

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く。)

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 2530 号	魚類小割式	大分県漁業協同組合	臼杵	P 85	P 163
2730	魚類小割式	大分県漁業協同組合	臼杵	P 85	P 163
2830	魚類小割式	大分県漁業協同組合	津久見	P 85	P 164
2831	魚類小割式	大分県漁業協同組合	津久見	P 86	P 164
2833	魚類小割式	大分県漁業協同組合	津久見	P 86	P 164
2835	魚類小割式	大分県漁業協同組合	津久見	P 87	P 164
2840	魚類小割式	大分県漁業協同組合	津久見	P 88	P 164
3030	魚類小割式	大分県漁業協同組合	保戸島	P 89	P 164
3230	魚類小割式	大分県漁業協同組合	上浦	P 89	P 165
3237	魚類小割式	大分県漁業協同組合	上浦	P 90	P 165
3240	魚類小割式	大分県漁業協同組合	上浦	P 92	P 165
3331	魚類小割式	大分県漁業協同組合	佐伯	P 93	P 166
3530	魚類小割式	大分県漁業協同組合	佐伯	P 94	P 166
3531	魚類小割式	大分県漁業協同組合	佐伯	P 94	P 166
3532	魚類小割式	大分県漁業協同組合	佐伯	P 94	P 166
3535	魚類小割式	大分県漁業協同組合	佐伯	P 95	P 166
3630	魚類小割式	大分県漁業協同組合	佐伯	P 95	P 166
3631	魚類小割式	大分県漁業協同組合	佐伯	P 96	P 166
3632	魚類小割式	大分県漁業協同組合	佐伯	P 96	P 166
3830	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 97	P 167
3831	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 97	P 167
3832	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 98	P 167
3833	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 98	P 167
3834	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 99	P 167
3835	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 99	P 167
3930	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 100	P 167
3931	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 101	P 167
4130	魚類小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 101	P 168
4330	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 103	P 169
4331	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 103	P 169

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 4334 号	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 104	P 169
4335	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 105	P 169
4336	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 105	P 169
4337	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 106	P 169
4338	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 106	P 169
4339	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 107	P 169
4341	魚類小割式	大分県漁業協同組合	米水津	P 107	P 169
4430	魚類小割式	大分県漁業協同組合	上入津	P 108	P 170
4431	魚類小割式	大分県漁業協同組合	上入津	P 108	P 170
4433	魚類小割式	大分県漁業協同組合	下入津	P 109	P 170
4434	魚類小割式	大分県漁業協同組合	上入津	P 110	P 170
4435	魚類小割式	大分県漁業協同組合	下入津	P 111	P 170
4531	魚類小割式	大分県漁業協同組合	蒲江	P 111	P 171
4533	魚類小割式	大分県漁業協同組合	蒲江	P 111	P 171
4534	魚類小割式	大分県漁業協同組合	蒲江	P 112	P 171
4631	魚類小割式	大分県漁業協同組合	名護屋	P 112	P 171
4632	魚類小割式	大分県漁業協同組合	名護屋	P 112	P 171
4635	魚類小割式	大分県漁業協同組合	名護屋	P 113	P 171
4636	魚類小割式	大分県漁業協同組合	名護屋	P 113	P 171

第1種区画漁業 くらまぐろ小割式養殖業

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 2834 号	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	津久見	P 87	P 164
2841	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	津久見	P 88	P 164
3231	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	上浦	P 90	P 165
3238	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	上浦	P 91	P 165
3239	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	上浦	P 91	P 165
3241	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	上浦	P 92	P 165
3836	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 100	P 167

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 4131 号	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 102	P 168
4133	くらまぐろ小割式	大分県漁業協同組合	鶴見	P 102	P 168

第1種区画漁業 貝類養殖業[かき]

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 240 号	貝類	大分県漁業協同組合	中津	P 114	P 152
740	貝類	大分県漁業協同組合	国見	P 114	P 155
742	貝類	大分県漁業協同組合	国見	P 115	P 155
941	貝類	大分県漁業協同組合	くにさき	P 115	P 156
1540	貝類	大分県漁業協同組合	杵築	P 116	P 158
1640	貝類	大分県漁業協同組合	日出	P 116	P 159
2642	貝類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 117	P 163
2643	貝類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 117	P 163
3540	貝類	大分県漁業協同組合	佐伯	P 118	P 166
3541	貝類	大分県漁業協同組合	佐伯	P 118	P 166
3840	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 118	P 167
3841	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 119	P 167
3842	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 119	P 167

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 3843 号	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 119	P 167
3844	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 120	P 167
3845	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 120	P 167
4040	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 120	P 168
4041	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 121	P 168
4140	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 121	P 168
4540	貝類	大分県漁業協同組合	蒲江	P 121	P 171
4541	貝類	大分県漁業協同組合	蒲江	P 122	P 171
4542	貝類	大分県漁業協同組合	蒲江	P 122	P 171
4640	貝類	大分県漁業協同組合	名護屋	P 123	P 171
4641	貝類	大分県漁業協同組合	名護屋	P123	P171
4642	貝類	大分県漁業協同組合	名護屋	P124	P171

第1種区画漁業 貝類養殖業[ひおうぎがい]

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 3950 号	貝類	大分県漁業協同組合	鶴見	P 124	P 167
4552	貝類	大分県漁業協同組合	蒲江	P 125	P 171
4553	貝類	大分県漁業協同組合	蒲江	P 125	P 171

第1種区画漁業 うに類・貝類、貝類養殖業[うに、かき、あかがい、いがい、あわび等]

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 461 号	貝類	大分県漁業協同組合	豊後高田	P 125	P 153
660	貝類	大分県漁業協同組合	香々地	P 126	P 154
661	貝類	大分県漁業協同組合	香々地	P 126	P 154
2561	うに類、貝類	大分県漁業協同組合	臼杵	P 126	P 163

第2種区画漁業 貝類、くるまえば養殖業

免許番号	漁業の種類	漁業権者	漁業権の内容	漁業権図
区第 770 号	貝類	くにさき漁業合同会社	P 127	P 155
870	くるまえば	姫島車えび養殖株式会社	P 127	P 155

第3種区画漁業 貝類養殖業[あさり、はまぐり]

免許番号	漁業の種類	漁業権者	支店・取次店	漁業権の内容	漁業権図
区第 280 号	貝類	大分県漁業協同組合	中津	P 128	P 152
281	貝類	大分県漁業協同組合	中津	P 129	P 152
480	貝類	大分県漁業協同組合	宇佐	P 129	P 153
481	貝類	大分県漁業協同組合	宇佐	P 130	P 153
482	貝類	大分県漁業協同組合	宇佐	P 130	P 153
483	貝類	大分県漁業協同組合	豊後高田	P 130	P 153
485	貝類	大分県漁業協同組合	豊後高田	P 131	P 153

第 1 種 区 画 漁 業 真 珠 養 殖 業

免許番号	漁業の種類	漁業権者	漁業権の内容	漁業権図
区第 2590 号	真珠養殖業	臼杵市大字戸室553番地の2	小坂 英樹 他1名	P 132 P 163
2591	〃	臼杵市大字戸室553番地の2	小坂 英樹 他1名	P 132 P 163
2790	〃	臼杵市大字大浜1147番地の5	有限会社 磯和真珠	P 133 P 163
2792	〃	佐伯市大字霞ヶ浦556番地の2	有限会社 オーハタパール	P 134 P 163
2793	〃	臼杵市大字大浜1147番地の5	有限会社 磯和真珠	P 135 P 163
2890	〃	津久見市大字長目2115番地の4	株式会社 上甲真珠	P 135 P 164
2891	〃	佐伯市蒲江大字畑野浦1644番地1	富高 秀一	P 136 P 164
2896	〃	佐伯市蒲江大字畑野浦279番地1	山田 博美	P 136 P 164
2897	〃	津久見市大字長目2115番地の4	株式会社 上甲真珠	P 137 P 164
3292	〃	佐伯市大字霞ヶ浦556番地の2	有限会社 オーハタパール	P 137 P 165
3390	〃	佐伯市大字霞ヶ浦556番地の2	有限会社 オーハタパール	P 138 P 166
3590	〃	佐伯市大字霞ヶ浦556番地の2	有限会社 オーハタパール	P 138 P 166
3991	〃	佐伯市蒲江大字畑野浦277番地	松田 真稔	P 139 P 167
3992	〃	佐伯市鶴見大字羽出浦847番地	西詰 真司 他1名	P 139 P 167
3993	〃	佐伯市鶴見大字羽出浦847番地	西詰 真司	P 140 P 167
3994	〃	佐伯市鶴見大字羽出浦847番地	西詰 真司	P 140 P 167



③ 定置漁業

免許番号	漁業の種類	漁業権者	漁業権の内容	漁業権図
定第 5 号	定置漁業	佐伯市蒲江大字蒲江浦1904番地	濱崎 辰徳 他1名	P 141 P 171

2) 内水面の漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者	漁業権の内容	漁業権図
内共第1号	第5種共同漁業	山国川漁業協同組合	P 142	P172
2	第1種・第5種共同漁業	宇佐山郷淡水漁業協同組合他2	P 143	P173
3	第1種・第5種共同漁業	大野川漁業協同組合他1	P 144	P174
4	第1種・第5種共同漁業	番匠川漁業協同組合	P 145	P175
5	第1種・第5種共同漁業	堅田川漁業協同組合	P 145	P176
6	第5種共同漁業	玖珠郡漁業協同組合	P 145	P177
7	第5種共同漁業	日田漁業協同組合	P 146	P178
8	第1種・第5種共同漁業	大分川漁業協同組合	P 147	P179
9	第5種共同漁業	桂川漁業協同組合	P 147	P180
10	第5種共同漁業	宇目町漁業協同組合	P 148	P181
11	第1種・第5種共同漁業	臼杵河川漁業協同組合	P 148	P182
12	第5種共同漁業	津江漁業協同組合	P 149	P183

### 3 漁業権の種類別件数

#### 1) 漁業権の種類別免許件数

漁業の種類		件数
共同漁業権	第1種	44
	第2種	40
	第3種	36
小計		120
区画漁業権	第1種	139
	第2種	2
	第3種	7
小計		148
設置漁業権		1
合計		269

#### 2) 共同漁業権の免許形態、所有形態別免許件数

漁業の種類		件数
単一免許	第1種	5
	第2種	1
	第3種	34
小計		40
総括免許	第1、2、3種	2
	第1、2種	37
	第2、3種	-
小計		39
合計		79

#### 3) 共同漁業権の漁業名称別免許件数(第1種)

	漁業名称	件数	
藻	ひとえぐさり	33	
	あおまのり	19	
	あまのり	13	
	くろぎめ	26	
	いごめ	20	
	おごのり	24	
	おごんぐ	37	
	ひじのり	40	
	ふじのり	25	
	ほんだわら	30	
貝	むかでのり	39	
	もみずかめ	22	
	かわかめ	37	
	その他の藻類	10	
	小計		375
	貝	あかがいり	18
		あさわび	35
		あいがい	39
		いさぎ	14
		かさぎ	41
さざら		39	
たが		20	
つめたが		5	
とこりぶ		36	
とこりが		20	
貝	にいな	37	
	にいな	41	
	にいな	26	
	ばが	19	
	はまが	20	
	まてが	17	
	みてるが	14	
	その他の貝類	27	
	小計		468
	その他	せいび	37
えにし		38	
えむ		34	
えん		11	
したま		35	
なま		41	
その他の水産動物		19	
小計		215	
合計		1,058	

#### 4) 共同漁業権の漁業名称別免許件数

(第2種～第3種)

	漁業名称	件数
第1種	雑魚小型定置網	21
	雑魚ます網	15
	雑魚ます干網	10
	雑魚ます干網	35
	かにます干網	12
	かえびます干網	29
	雑魚袋待網	3
	雑魚たつまつ	27
	雑魚たつまつ	33
	雑魚たつまつ	34
第2種	あなご	1
	あなご	1
	あなご	1
	あなご	1
	あなご	3
	あなご	4
	いかに	12
	いかに	17
	いかに	16
	小計	
第3種	ついきい	24
	ぶり、いさき、たい飼付	8
	たい、いさき、あじ飼付	1
	ぶり、たい、いさき、あじ飼付	1
雑魚地びき網		2
小計		36
合計		310

#### 4 第1種共同漁業の魚種について

( )の中は地方名称

番号	免許表示の名称	左に含まれているもの ※標準和名
1	う に	ばふんうに、むらさきうに、あかうに、しらひげうに、こしたかうに、さんしょううに
2	な ま こ	きんこ、おきなまこ、まなまこ、ふじなまこ
3	か め の て	かめので
4	し や こ	しゃこ、しゃこもどき、とげしゃこ
5	い せ え び	いせえび、にしきえび、ごしきえび
6	え む し	すじほしむし、すじほしむしもどき、ごかい、うちほごかい、いとめ、ちろり、まいずるちろり、いそちろり、いわむし、あかむし、ぎほしいそめ、すごかい、いそたましきごかい、たましきごかい、えらこ、ちんちろふさごかい、ちぐさみずひき
7	た こ	まだこ、いいだこ、てながだこ
8	と り が い	とりがい
9	ま て が い	まてがい、あかまてがい、おおまてがい
10	し お ふ き が い	しおふきがい
11	ば か が い	ばかがい(きぬがい)
12	み る く い	みるくい、なみがい(しろみるくい)
13	あ さ り	あさり、おにあさり、ひめあさり
14	うちむらさきがい	うちむらさきがい(おおあさり)
15	い そ し じ み	いそしじみがい(うまのつめ)
16	し じ み	やまとしじみ
17	は ま ぐ り	はまぐり、ちょうせんはまぐり
18	か き	いたぼがき、まがき、すみのえがき、いわがき、おはぐろがき、けがき
19	ひ お う ぎ が い	ひおうぎ、あずまにしき
20	い た や が い	いたやがい
21	た い ら ぎ	たいらぎ、はぼうきがい
22	い が い	いがい(こかい)、むらさきいがい
23	あ か が い	あかがい、さとうがい、さるぼう(もがい)、くいちがいきるぼう

番号	免許表示の名称	左に含まれているもの ※標準和名
24	ば い	ばい(べいがい)
25	つ め た が い	つめたがい、さきぐろたまつめたがい
26	に し	つのにし、あかにし、ながにし、てんぐにし、せんじゅがい、おにさぎえ、ころもがい
27	さ ざ え	さざえ
28	き さ ご	きさご、いぼきさご、たんべいきさご(総称してやさらという)
29	に な	くぼがい、ばていら、こしだかがんがら、れいし、いぼにし、いしだたみがい、へなたりがい、うみにな、ほそうみにな
30	あ わ び	めがいあわび、まだかあわび、くろあわび、えぞあわび
31	と こ ぶ し	とこぶし、ふくとこぶし、まあなご、いぼあなご(総称してながれこ、おいずという)
32	い ぎ す	いぎす、あみくさ、えごのり
33	お ご の り	おごのり、おおおごのり、しらも
34	ふ の り	まふのり、はなふのり、ふくろふのり
35	と さ か の り	とさかのり
36	む か で の り	むかでのり、おおむかでのり
37	て ん ぐ さ	まくさ、おにくさ(ろっかく)、ひらくさ
38	あ ま の り	あまのり・いわのり類
39	ほ ん だ わ ら	ほんだわら類
40	ひ じ き	ひじき
41	わ か め	わかめ、ひろめ、あおわかめ
42	く ろ め	くろめ、あらめ、かじめ、あんとかめ、つるあらめ
43	も ず く	もずく、ふともずく
44	あ お の り	すじあおのり、ひらあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり
45	ひ と え ぐ さ	ひろはのひとえぐさ、ひとえぐさ(総称してあおさという)



## Ⅱ 漁業権の内容

### 1 海面の漁業権

#### 1) 共同漁業



免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
共第一号	第1種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	中津市から豊後高田市に至る間の地先	基点第1153号、基点第60号、イ、ロ、ハ及び基点第61号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、区域1及び2を除いた区域。ただし、黒川にあっては宇佐市大字乙女新田字塩浜田9番3号の東南端と宇佐市大字順風新田字黒川添117番地南西端とを結んだ直線まで、駅館川にあっては宇佐市貴船町小松橋左岸下流端と宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端とを結んだ直線まで、桂川にあっては豊後高田市桂橋左岸上流端と桂小橋右岸上流端とを結んだ直線までとする。	基点第58号 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識	イ 基点第58号から296度20分80メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	中津市、宇佐市及び豊後高田市	大分県大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第一号
	第2種共同漁業 雑魚建網漁業 かに建網 あなごたま あなごつ あなごか いかたま かにたま かにか	1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで " " 3月20日から5月31日まで 1月1日から12月31日まで "		基点第60号 山国川山国橋の下流側中央 基点第61号 豊後高田市と国東市との境界の標識 基点第1153号 中津市山国川山国橋右岸下流端	ロ イから6度15分17,000メートルの点 ハ 基点第61号から342度40分30秒9,940メートルの点	【中津】 【宇佐】 【豊後高田】 【真玉】 【香々地】					

注 1 県、郡及び市町村の境界とは、最大高潮時海岸線における境界をいう。  
2 河川における内水面と海面の境界は、特に定めのない場合は、告示日における最も海岸線寄りの県道又は国道に架設されている橋梁上流端までとする。ただし、県道又は国道がない場合は、市町村道とする。  
3 角度の表示は、特に定めのない場合は、すべて真方位とする。(以下、区画・定置・内水面の漁業権においても同じ。)

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号		
	漁業の種 及 び 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域								
				区 域	基 点						点	
共 第 二 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	中津市の地先	基点第1153号、 基点第60号、イ、 ロ、ハ、ニ及び 基点第62号の各 点を順次に結ん だ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた 区域であって、 区域1及び2を 除いた区域	基点第 58 号 中津市小祝漁港の 旧突堤の先端の跡 に設置した標識	イ 基点第58号から 296度20分80メー トルの点	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。  2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。	中津市	【 中 津 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 二 号	
	なまこ漁業											
	えりむがい											
	まてがい											
	おふきが											
	ばかが											
	あさり											
	はまぐり											
	かたらぎ											
	あかが											
	ばつめ											
	にいな											
	いぎす											1月1日から9月30日まで
	おごり											1月1日から8月31日まで
	むかでの											2月1日から5月31日まで
	ひじき											11月1日から翌年6月30日まで
	もずく											1月1日から5月31日まで
	あまのり											11月1日から翌年4月30日まで
	あおのり	〃										
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	雑魚干											
	うなぎ											
	うなぎ											
	うなぎ											
うなぎ												
区域	1 基点第3号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び基点第1223号の 各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 3 号 中津市大字田尻和間ヶ鼻西新開堤防の北西端の標識 基点第1223号 中津市大字定留字雁田尻2656の2番地 (イ)基点第 3 号から355度27分46秒 468.0メートルの点 (ロ)基点第 3 号から 28度55分26秒 1,508.0メートルの点 (ハ)基点第 3 号から 35度10分13秒 1,684.0メートルの点 (ニ)基点第 3 号から 37度32分43秒 1,678.4メートルの点 (ホ)基点第 3 号から 37度54分23秒 1,873.6メートルの点 (ヘ)基点第1223号から 5度06分59秒 1,699.0メートルの点 (ト)基点第1223号から 27度00分31秒 522.2メートルの点 2 中津市大字角木字鱗形106番地の1、106番地の2及び107番地											



免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号									
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域															
				区 域	基 点						点								
共 第 三 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	宇佐市大字下庄から 大字下乙女に至る間 の地先	基点第62号、イ、 ロ及び基点第63 号の各点を順次 に結んだ直線と 最大高潮時海岸 線とによって囲 まれた区域。た だし、黒川に あっては宇佐市 大字乙女新田字 塩浜田9番3号 の南東端と宇佐 市大字順風新田 字黒川添117番地 南西端とを結ん だ直線までと す。	基点第 62 号 中津市と宇佐市と の境界の標識	イ 基点第62号から 15度4,000メー トルの点	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。  2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。	宇佐市大字下 庄、大字上高 家、大字下高 家、大字東高 家、大字西高 家、大字浜高 家、大字乙女 新田、大字尾 永井及び大字 下乙女	【 宇 佐 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 三 号								
	なまこ漁業				ロ 基点第63号から 3度5,000メー トルの点														
	えりがい				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	まてがい				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	しおきが				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ばかが				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あさり				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	はまぐり				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	かたらぎ				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あかが				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あばがい				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	つめたがい				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	いしな				〃	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	いぎす				1月1日から9月30日まで	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	おごり				1月1日から12月31日まで	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	おむじ				2月1日から5月31日まで	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ひじき				11月1日から翌年6月30日まで	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	もずく				1月1日から5月31日まで	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	あおのり				10月1日から翌年4月30日まで	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ひとぐさ				11月1日から翌年4月30日まで	〃						〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃								
雑魚ます網漁業																			
雑魚建干網																			
雑魚なぎつか																			

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号									
	漁業の種 類及び名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域															
				区 域	基 点						点								
共 第 四 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	宇佐市大字江須賀から豊後高田市呉崎に至る間の地先	基点第63号、イ、及び基点第64号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、黒川にあっては宇佐市大字乙女新田字塩浜田9番3号の南東端と宇佐市大字順風新田字黒川添117番地南西端とを結んだ直線まで、駅館川にあっては宇佐市貴船町小松橋左岸下流端と宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端とを結んだ直線まで、桂川にあっては豊後高田市桂橋左岸上流端と桂橋右岸上流端とを結んだ直線とする。	基点第 63 号 宇佐市黒川橋の東側橋脚下流側中央	イ 基点第63号から3度5,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	宇佐市大字江須賀、大字住山新田、大字郡中新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町、大字下乙女、大字長洲、大字蟻木、大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び南鶴田新田並びに豊後高田市(中真玉、西真玉、大平、城前、大、岩屋、黒土、臼野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。)	【 宇 佐 】 【 豊 後 高 田 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで									
	なえまこし漁業 えりむがしい とりがい まてが しおふきが ばか あさ しまじ はか かたいら あか ばつめ つに いぎ おごの むかでの ひめじき もずく あおの ひとえぐさ				1月1日から9月30日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から5月31日まで 10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年4月30日まで														
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで														
	雑魚ます網漁業																		雑魚ます網
	雑魚建干網																		雑魚建干網
	雑魚なぎ																		雑魚なぎ
	雑魚なぎ																		雑魚なぎ

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号									
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域															
				区 域	基 点						点								
共 第 五 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	豊後高田市中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土及び白野の地先	基点第64号、イ、ロ及び基点第65号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第64号 豊後高田市西国東干拓第二工区北東端	イ 基点第64号から317度1,600メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	【 真 玉 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 五 号									
	うなまに漁業										基点第65号 豊後高田市白野と同市堅来との境界の標識	ロ 基点第65号から313度2,000メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。						
	なごい										2月1日から5月31日まで								
	りがい										4月1日から8月19日まで								
	まが										11月1日から翌年6月30日まで								
	しおき										1月1日から7月31日まで								
	ばか										10月1日から翌年4月30日まで								
	みさ										11月1日から翌年4月30日まで								
	あま																		
	かた																		
	あか																		
	あば																		
	つめ																		
	にさ																		
	あ																		
	い																		
	お																		
	か																		
	む																		
	て																		
ひ																			
わ																			
あ																			
お																			
ひ																			
と																			
え																			
ぐ																			
さ																			
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで																		
雑魚ます網漁業																			
雑魚建干網																			

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号			
	漁業の種 類及び名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
				区域	基点						点		
共 第 六 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	豊後高田市香々地、 見目、上香々地、 夷、小畑、堅来及び 羽根の地先	基点第65号、イ、 ロ、ハ及び基点第 61号の各点を順 次に結んだ直線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 61 号 豊後高田市と国東 市との境界の標識	イ 基点第65号から 313度2,000メー トルの点	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。  2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。	豊後高田市 香々地、見 目、上香々 地、夷、小 畑、堅来及び 羽根	【 香 々 地 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 六 号		
	うなま				こい	ロ						基点第 65 号 豊後高田市臼野と 同市堅来との境界 の標識	ロ 基点第66号から 308度3,000メー トルの点
	なりが				い	ハ						基点第 66 号 豊後高田市松津宇 ミチズカ西端	ハ 基点第61号から 342度40分30秒 6,940メートルの 点
	まてが				い								
	ばかる				い								
	あさ				り								
	はまぐ				り								
	かたら				ぎ								
	あか				い								
	あば				い								
	つめ				い								
	にさ				い								
	にあ				い								
	いお				い								
	おん				い								
ひわ	い												
もあ	い												
あひ	い												
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで												
雑魚	網漁業												
雑魚	網漁業												
雑魚	網漁業												

免許 番号	免 許 の 内 容				条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号													
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域																		
				区 域						基 点	点											
共 第 七 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市国見町の地先	基点第61号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び基点第71号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、向田川にあっては納屋橋の上流端まで、櫛来川にあっては櫛来橋の上流端まで、鬼籠川にあっては雲崎橋の上流端まで、老子川にあっては葉山橋の上流端まで、竹田津川にあっては宝来橋の上流端までとする。	基点第 61 号 豊後高田市と国東市との境界の標識	イ 基点第61号から342度40分30秒5,940メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市国見町	【 国 見 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで												
	うなしまやせいえむとりがてかみあさうちはまかあばにさにあといおむかふてほんだひわかずもおあひ				に漁業	区域					基点第 67 号 国東市国見町伊美亀崎（大石）の標識	ロ 基点第67号から352度5,600メートルの点	共 第 七 号									
	ここびしこいがいがくさきぐらきぎいしえなびすのりでのりぐらきめくのりぐさ				漁業	区域					基点第 68 号 国東市国見町岐部両崎	ハ 基点第67号から32度2,800メートルの点		共 第 七 号								
	わぶこぎでのりぐさ				漁業	区域					基点第 69 号 国東市国見町櫛来住吉崎	ニ 基点第68号から358度2,460メートルの点			共 第 七 号							
	す干網				漁業	区域					基点第 70 号 国東市国見町大熊毛金比羅鼻	ホ 基点第69号と基点第75号とを結んだ直線の中央点				共 第 七 号						
	建干網				漁業	区域					基点第 71 号 国東市国見町と国東市との境界	ヘ 基点第70号と基点第75号とを結んだ直線の中央点					共 第 七 号					
	建網				漁業	区域					基点第 75 号 東国東郡姫島村ハイトテノ鼻	ト 基点第71号から47度6,000メートルの点						共 第 七 号				
	たつたま				漁業	区域						チ 基点第71号から62度6,000メートルの点							共 第 七 号			
	つかた				漁業	区域														共 第 七 号		
	かたか				漁業	区域															共 第 七 号	
	かにか				漁業	区域																共 第 七 号

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号			
	漁業の種 及び名 類称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
				区域	基点						点		
共 第 八 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	東国東郡姫島村の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 67 号	国東市国見町伊美亀崎(大石)の標識	イ 基点第67号から352度5,600メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	東国東郡姫島村	" 姫島 ]	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで		
	うなしまやしええむりてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ	基点第 68 号					国東市国見町岐部両崎	ロ 基点第73号から339度6,000メートルの点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ	基点第 69 号					国東市国見町櫛来住吉崎	ハ 基点第73号から41度6,000メートルの点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ	基点第 70 号					国東市国見町大熊毛金比羅鼻	ニ 基点第74号から76度6,000メートルの点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ	基点第 71 号					国東市国見町と同市国東町との境界	ニ 基点第74号から76度6,000メートルの点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ	基点第 73 号					東国東郡姫島村丸石鼻(丸石頂上)	ホ 基点第74号から132度6,000メートルの点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ	基点第 74 号					東国東郡姫島村姫島灯台	ヘ 基点第71号から47度6,000メートルの点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ	基点第 75 号					東国東郡姫島村ハイタテノ鼻	ト 基点第70号と基点第75号とを結んだ直線の中央点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							チ 基点第69号と基点第75号とを結んだ直線の中央点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							リ 基点第68号から358度2,460メートルの点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							ヌ 基点第67号から32度2,800メートルの点
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							
	りてかみあさうちはまかたあばにさにあといおむかふてほんだわひわかずもとえぐ				に漁業	イ							

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共 第 九 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市国東町の地先	基点第71号、イ、ロ、ハ及び基点第77号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 71 号 国東市国見町と国東市国東町との境界	イ 基点第71号から62度6,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市国東町	〃 【くにさき】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	
	うなまに漁業				基点第 76 号 国東市国東町北江字清水3347番地の3尾本橋河口側の中央	ロ 基点第76号から58度6,000メートルの点					
	いせえび				基点第 77 号 国東市国東町と国東市武蔵町との境界	ハ 基点第77号から86度6,000メートルの点					
	えむし										
	りがい										
	てがいの										
	ばがる										
	あさり										
	ちむらさき										
	はまぐり										
	かたらぎ										
	あかがいし										
	にさな										
	あといわぶ										
	こぎのり				3月1日から9月30日まで						
	かでのり				1月1日から12月31日まで						
	むふてのり				2月1日から5月31日まで						
	んぐさ				1月1日から6月30日まで						
	ひじかめ				4月1日から8月19日まで						
	わかず				11月1日から翌年6月30日まで						
	おのり				1月1日から7月31日まで						
	ひえぐさ				12月1日から翌年4月30日まで						
	雑魚ます網漁業				3月1日から12月31日まで						
	雑魚建干網				〃						
	雑魚建網				〃						
	雑魚建たつ網				1月1日から12月31日まで						
	雑魚つかた				〃						
	雑魚かた				〃						
雑魚か	〃										
雑魚か	〃										





免許番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基 点						点
共 第 十 一 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	国東市安岐町の地先	基点第78号、イ、ロ及び基点第79号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、次の区域を除いた区域。ただし、安岐川にあつてはみなど橋上流端まで、荒木川にあつては塩屋橋の上流端までとする。	基点第78号 国東市武蔵町と国東市安岐町との境界 基点第79号 国東市と杵築市との境界	イ 基点第78号から80度6,000メートルの点 ロ 基点第79号から108度6,000メートルの点	1 昭38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であつて、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	" 【安岐】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 十 一 号	
	うないま せえむ たとりが まてが ばか みさ あさ うちむらさ はまぐ かたいら あか にさ にあ とい おむか ふてん むじか ず あお ひとえ	にこ びし こい が が く さ さ き が り き ぎ い し え な び し の り さ き め り さ	3月1日から9月30日まで 1月1日から8月31日まで 2月1日から5月31日まで 1月1日から6月30日まで 4月1日から8月19日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から7月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 11月1日から翌年4月30日まで	区域 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、 (レ)、(ロ)、(ツ)、(ネ)、(ナ)、(ニ)、(ウ)及び(キ)の各点を順次に結んだ直線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第78号 国東市武蔵町と国東市安岐町との境界 (イ) 基点第78号から 80度 50 メートルの点 (ロ) 基点第78号から 170度 292.5メートルの点 (ハ) 基点第78号から 168度 635 メートルの点 (ニ) 基点第78号から 173度 775 メートルの点 (ホ) 基点第78号から 173度 1,120 メートルの点 (ヘ) 基点第78号から 178度 1,320 メートルの点 (ト) 基点第78号から 185度45分 1,330 メートルの点 (チ) 基点第78号から 185度30分 1,435 メートルの点 (リ) 基点第78号から 183度50分 1,430 メートルの点 (ヌ) 基点第78号から 183度40分 1,470 メートルの点 (ル) 基点第78号から 185度 1,475 メートルの点 (ヲ) 基点第78号から 184度 2,080 メートルの点 (ワ) 基点第78号から 182度30分 2,075 メートルの点 (カ) 基点第78号から 182度20分 2,115 メートルの点	(ヨ) 基点第78号から 185度40分 2,125 メートルの点 (タ) 基点第78号から 185度50分 2,085 メートルの点 (レ) 基点第78号から 184度30分 2,085 メートルの点 (ツ) 基点第78号から 186度10分 1,480 メートルの点 (ウ) 基点第78号から 188度10分 1,485 メートルの点 (ネ) 基点第78号から 188度20分 1,445 メートルの点 (ナ) 基点第78号から 187度 1,444 メートルの点 (ラ) 基点第78号から 187度30分 1,332.5メートルの点 (ム) 基点第78号から 197度30分 1,377.5メートルの点 (ウ) 基点第78号から 210度 840 メートルの点 (キ) 基点第78号から 220度 832.5メートルの点					
	雑魚ます 雑魚建 雑魚た 雑魚つ かに かに	網漁業 " " " " " " " " " "	1月1日から12月31日まで " " " " " " " " " "	高潮時海岸線とによって囲まれた区域							

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号					
	漁業の種 及 び 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域											
				区 域	基 点						点				
共 第 十 二 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市大字狩宿及び 大字奈多の地先	基点第79号、 イ、ロ、ハ、ニ 及び基点第81号 の各点を順次に 結んだ直線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域	基点第79号 国東市と杵築市と の境界	イ 基点第79号から 108度6,000メー トルの点	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。	杵築市大字狩 宿及び大字奈 多	【 杵 築 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで					
	うなしまやしえとぼみあうち はかたあばに さいにあとい おむてほん ひわもひ										に漁業 まここ やここ せえび むが りが かがい るくい さく らさ きがい り まぐ らぎ か が い し え な び し の り ぐ わ き め ず え	3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 4月1日から8月19日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から4月30日まで	基点第80号 杵築市大字狩宿 白 石鼻	ロ 基点第80号から 153度1,700メー トルの点	2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。
	うなしまやしえとぼみあうち はかたあばに さいにあとい おむてほん ひわもひ										に漁業 まここ やここ せえび むが りが かがい るくい さく らさ きがい り まぐ らぎ か が い し え な び し の り ぐ わ き め ず え	3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 4月1日から8月19日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から4月30日まで	基点第81号 杵築市大字狩宿と 大字守江との境界 (黒石)	ハ 基点第81号から 185度3,200メー トルの点	
	うなしまやしえとぼみあうち はかたあばに さいにあとい おむてほん ひわもひ										に漁業 まここ やここ せえび むが りが かがい るくい さく らさ きがい り まぐ らぎ か が い し え な び し の り ぐ わ き め ず え	3月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 4月1日から8月19日まで 1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から4月30日まで		ニ 基点第81号から 214度2,150メー トルの点	

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共 第 十 三 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市大字守江の地先	基点第81号、イ、ロ、ハ及び基点第34号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第34号 杵築市大字守江と大字大内との境界(排水口)	イ 基点第81号から214度2,150メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	杵築市大字守江	【 杵 築 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	
	うに漁業	1月1日から12月31日まで	先		基点第81号 杵築市大字守江と大字守江との境界(黒石)	ロ 基点第82号と基点第690号とを結んだ直線の中央点					
	まこ	1月1日から12月31日まで			基点第82号 杵築市守江港灯標	ハ 基点第34号と基点第1160号とを結んだ直線の中央点					
	ないま	1月1日から12月31日まで			基点第690号 杵築市大字熊野字浪崎1238番地の黒岩鼻の標識						
	せえ	1月1日から12月31日まで			基点第1160号 杵築市大字南杵築高山川埋立地北東端						
	いせ	3月1日から8月31日まで									
	えむ	1月1日から12月31日まで									
	とり	2月1日から5月31日まで									
	てが	4月1日から8月19日まで									
	まか	11月1日から翌年4月30日まで									
	みさ	1月1日から12月31日まで									
	あさ	12月1日から翌年6月30日まで									
	いそ	1月1日から6月30日まで									
	はま	12月1日から翌年6月30日まで									
	かか	1月1日から翌年5月31日まで									
	あば	1月1日から4月30日まで									
	にさ										
	にあ										
	とい										
	おむ										
てか											
あま											
ほん											
ひだ											
わか											
もか											
あず											
おの											
ひと											

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号			
	漁業の種 類及び名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
				区域	基 点						点		
共 第 十 四 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市大字南杵築から大字熊野に至る間の地先	基点第34号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八坂川にあつては錦江橋上流端まで、高山川にあつては永代橋上流端までとする。	基点第 34 号	杵築市大字守江と大字大内との境界(排水口)	イ 基点第34号と基点第1160号とを結んだ直線の中央点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であつて、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	【 杵 築 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで			
	うないなえとまばみあうちいはいかたあばにさとあといおむてあほんひわもあひ				に漁業	こみ	せえむりがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし				基点第 81 号	杵築市大字狩宿と大字守江との境界(黒石)	ロ 基点第82号と基点第690号とを結んだ直線の中央点
	まえむりがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし				い	むしがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし	基点第 82 号				杵築市守江港灯標	ハ 基点第81号から214度2,150メートルの点	
	えむりがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし				い	むしがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし	基点第 83 号				杵築市大字熊野加貫崎の標識	ニ 基点第81号から185度3,200メートルの点	
	むりがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし				い	むしがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし	基点第 690 号				杵築市大字熊野字浪崎1238番地の黒岩鼻の標識	ホ 基点第83号から133度1,700メートルの点	
	りがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし				い	りがかみさきそしじまぐらがしいえなわぶし	基点第 1160 号				杵築市大字南杵築高山川埋立地北東端	ヘ トの点から173度1,700メートルの点	
	かみさきそしじまぐらがしいえなわぶし				い	かみさきそしじまぐらがしいえなわぶし	基点第 1302 号				杵築市と速見郡日出町との境界	ト 基点第1302号から212度37分9.731メートルの点	
	みさきそしじまぐらがしいえなわぶし				い	みさきそしじまぐらがしいえなわぶし							
	さきそしじまぐらがしいえなわぶし				い	さきそしじまぐらがしいえなわぶし							
	そしじまぐらがしいえなわぶし				い	そしじまぐらがしいえなわぶし							
	しじまぐらがしいえなわぶし				い	しじまぐらがしいえなわぶし							
	じまぐらがしいえなわぶし				い	じまぐらがしいえなわぶし							
	まぐらがしいえなわぶし				い	まぐらがしいえなわぶし							
	ぐらがしいえなわぶし				い	ぐらがしいえなわぶし							
	らがしいえなわぶし				い	らがしいえなわぶし							
	がしいえなわぶし				い	がしいえなわぶし							
	しいえなわぶし				い	しいえなわぶし							
	いえなわぶし				い	いえなわぶし							
	えなわぶし				い	えなわぶし							
	なわぶし				い	なわぶし							
	わぶし				い	わぶし							
	ぶし				い	ぶし							
	し				い	し							

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共 第 十 五 号	第1種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	杵築市の地先	基点第79号、イ、ロ、ハ、ニ及びホの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八坂川にあっては錦江橋上流端まで、高山川にあっては永代橋上流端までとする。	基点第 79 号 国東市と杵築市との境界	イ 基点第79号から108度6,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	杵築市	【 杵 築 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	
	第2種共同漁業 雑魚ます網漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 80 号 杵築市大字狩宿臼石鼻	ロ 基点第80号から153度1,700メートルの点					
	雑魚建網	〃			基点第 83 号 杵築市大字熊野加貫崎の標識	ハ 基点第83号から133度1,700メートルの点					
	雑魚建網	〃									
	雑魚建網	〃									
	雑魚たまつこ	〃									
	雑魚たまつこ	〃									
	雑魚たまつこ	〃									
	雑魚たまつこ	3月25日から6月30日まで			基点第 1302 号 杵築市と速見郡日出町との境界	ニ ホの点から173度1,700メートルの点					
	雑魚たまつこ	1月1日から12月31日まで				ホ 基点第1302号から212度37分9.731メートルの点					



免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号						
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域												
				区域	基点						点					
共 第 十 七 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	別府市の地先	基点第88号、イ、ロ及び基点第89号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって、次の区域1、2及び3を除いた区域	基点第88号 速見郡日出町と別府市との境界	イ 基点第88号から103度1,700メートルの点 ロ 基点第89号から45度30分1,700メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	別府市	【 別 府 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで						
	うなしまやしええたとまあはかにさととむてひわくもひ										に漁業	に漁業	区域	基点第753号 別府国際観光港第二埠頭南東端		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	1 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(イ) 基点第753号から18度50分 897メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	2 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ロ) 基点第753号から16度30分 886メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	3 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ハ) 基点第753号から17度 865メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	4 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ニ) 基点第753号から16度 862メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	5 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ホ) 基点第753号から14度30分 938メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	6 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ヘ) 基点第753号から19度 960メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	7 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ト) 基点第753号から24度30分 738メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	8 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(チ) 基点第753号から23度58分 735メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	9 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(リ) 基点第753号から34度 538メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	10 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ヌ) 基点第753号から33度30分 535メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ										漁業	漁業	11 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ル) 基点第753号から59度 345メートルの点		
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	12 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ワ) 基点第753号から73度30分 354メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	13 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ヅ) 基点第753号から93度30分 390メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	14 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(セ) 基点第753号から100度45分 310メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	15 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(シ) 基点第753号から85度30分 276メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	16 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(タ) 基点第753号から71度30分 289メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	17 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(レ) 基点第753号から95度 325メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	18 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ソ) 基点第753号から92度 365メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	19 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ツ) 基点第753号から70度50分 335メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	20 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ネ) 基点第753号から73度 329メートルの点											
	まここせえむりがりまかかざわぶさかでのんじかろずえぐ	漁業	漁業	21 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ワ)、(ヅ)、(セ)、(シ)、(ソ)、(タ)、(テ)、(ト)、(ナ)	(ナ) 基点第753号から59度30分 329メートルの点											

- 2 (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 別府港海岸的ヶ浜地区(養浜ヶ所)の階段式護岸工南端の胸壁上の工事用水準点(H=4,987メートル)から68度30分31メートルの点

(ロ)	(イ)から	87度	(磁針方位)	64メートルの点
(ハ)	(ロ)から	354度	(磁針方位)	100メートルの点
(ニ)	(ハ)から	84度	(磁針方位)	20メートルの点
(ホ)	(ニ)から	354度	(磁針方位)	35メートルの点
(ヘ)	(ホ)から	264度	(磁針方位)	20メートルの点
(ト)	(ヘ)から	354度	(磁針方位)	85メートルの点
(チ)	(ト)から	84度	(磁針方位)	20メートルの点
(リ)	(チ)から	354度	(磁針方位)	35メートルの点
(ヌ)	(リ)から	264度	(磁針方位)	20メートルの点
(ル)	(ヌ)から	354度	(磁針方位)	100メートルの点
(ヲ)	(ル)から	265度30分	(磁針方位)	67メートルの点

- 3 基点第1078号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び基点第1079号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1078号 別府市北浜1丁目818番地386の地先

ヨットハーバー南側石積式護岸の東端最上段の標識(ベンチマーク+4,447メートル)

基点第1079号 別府市北浜2丁目818番地71の地先

ヨットハーバー防波堤基点上部工天端中央の測量紙から東防波堤の南141メートルの点

(イ)	基点第1078号から	0度	9.5メートルの点
(ロ)	基点第1078号から	96度	27メートルの点
(ハ)	基点第1078号から	79度	40メートルの点
(ニ)	基点第1078号から	87度30分	37.5メートルの点
(ホ)	基点第1078号から	90度	51.5メートルの点
(ヘ)	基点第1078号から	84度	62メートルの点
(ト)	基点第1079号から	122度	40メートルの点
(チ)	基点第1079号から	71度	17.5メートルの点
(リ)	基点第1079号から	93度	17メートルの点



免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号						
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域												
				区 域	基 点						点					
共 第 十 八 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで "	大分市大字神崎から 大分臨海工業地帯5 号埋立地に至る間の 地先	基点第89号、 イ、ロ、ハ及び 基点第92号の各 点を順次に結ん だ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた 区域であって、 次の区域1及び 2を除いた区域	基点第 89 号 大分市と別府市と の境界（両郡橋中 央）	イ 基点第89号から 45度30分1,700 メートルの点	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。  2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。	【 大 分 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 十 八 号						
	うなまなかし いせむえたと りかかさ かいか にさ にあ いむ てほん ひわく も ひ			に漁業 こて のこ しゃえむ しこ いが さ が が ざ わ こ か ん だ じ か ろ ず え	2月1日から5月31日まで 4月1日から8月19日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から4月30日まで						基点第 90 号 大分市大字生石旧 新光ガソリンスタ ンド東角（港町2 -12-12）の標識	ロ 基点第90号から 358度1,700メー トルの点	ハ 基点第92号から 5度750メー トルの点			
	とばか かさ か に さ にあ いむ てほん ひわく も ひ			いり き い し え な び し す ら き め く さ							基点第 92 号 大分市大分川左岸 河口の護岸角西側 から298度45メー トルの点					

区域

1 次の(201)から(231)までの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基準点Bは仏崎記念碑

(201)はBより	275° 04' 08"	1,020.2mの点	(218)はBより	293° 44' 34"	306.9mの点
(202)はBより	279° 05' 30"	1,021.7mの点	(219)はBより	295° 23' 21"	317.8mの点
(203)はBより	280° 11' 12"	1,023.0mの点	(220)はBより	296° 30' 40"	313.1mの点
(204)はBより	281° 52' 30"	1,011.1mの点	(221)はBより	315° 34' 53"	261.6mの点
(205)はBより	283° 22' 53"	969.4mの点	(222)はBより	314° 29' 24"	248.1mの点
(206)はBより	283° 15' 12"	907.5mの点	(223)はBより	320° 25' 32"	240.7mの点
(207)はBより	282° 30' 45"	908.0mの点	(224)はBより	321° 09' 04"	254.4mの点
(208)はBより	282° 19' 07"	846.7mの点	(225)はBより	332° 38' 44"	248.1mの点
(209)はBより	283° 06' 14"	846.2mの点	(226)はBより	350° 41' 05"	223.6mの点
(210)はBより	282° 32' 01"	656.5mの点	(227)はBより	359° 00' 27"	221.0mの点
(211)はBより	281° 28' 24"	657.2mの点	(228)はBより	11° 43' 00"	207.3mの点
(212)はBより	281° 04' 43"	594.3mの点	(229)はBより	15° 49' 58"	195.2mの点
(213)はBより	282° 12' 28"	592.8mの点	(230)はBより	27° 40' 43"	171.8mの点
(214)はBより	285° 30' 52"	536.9mの点	(231)はBより	49° 04' 24"	155.7mの点
(215)はBより	286° 44' 40"	470.7mの点			
(216)はBより	290° 20' 55"	343.2mの点			
(217)はBより	289° 25' 05"	328.4mの点			

2 基点第92号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第92号 大分市大分川河口左岸護岸角から298度45メートルの点  
 基点第316号 大分臨海工業地帯5号地北東端  
 基点第317号 大分臨海工業地帯5号地大分港住吉東防波堤灯台  
 基点第318号 大分臨海工業地帯5号地大分港住吉西防波堤灯台

(イ)	基点第316号から	51度	200メートルの点
(ロ)	基点第317号から	61度	550メートルの点
(ハ)	基点第317号から	51度	50メートルの点
(ニ)	基点第317号から	0度	50メートルの点
(ホ)	基点第318号から	287度	60メートルの点
(ヘ)	基点第319号から	320度	290メートルの点
(ト)	基点第319号から	242度	50メートルの点

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号		
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域								
				区 域	基 点						点	
共 第 二 十 号	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字神崎から 大字家島に至る間の 地先	基点第89号、	基点第 89 号 大分市と別府市と の境界（両郡橋中 央）	イ 基点第89号から	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。	大分市（大字 馬場、大字本 神崎、大字木 佐上、大字大 平、大字志生 木、大字佐賀 関、大字白 木、大字一尺 屋、大字今 市、大字入 蔵、大字太 田、大字上 詰、大字沢 田、大字下 原、大字高 原、大字竹 辻、大字野 原、大字荷 尾、大字津 原、大字福宗 及び大字廻 野を除く。）	【 大 分 】	令 和 6 年 1 月 1 日 から 令 和 15 年 12 月 31 日まで		
	雑魚ます網漁業			イ、ロ、ハ、		基点第 91 号 大分市大字生石大 分港赤灯台（西大 分地区西防波堤灯 台）					ロ 基点第91号から	
	雑魚建網			ニ、ホ及び基点		基点第 96 号 大分臨海工業地帯 1号地北東端					ハ 基点第311号か	
	雑魚建網			第96号の各点を							ニ 基点第96号から	
	雑魚たまつご			順次に結んだ直							基点第 311 号 大分臨海工業地帯 2号地大分港鶴崎 西防波堤灯台	ホ 基点第96号から
	雑魚つかご			線と最大高潮時								
	雑魚にかた			海岸線とによっ								
	雑魚にかた			て囲まれた区								
				域。大分川に								
				あつては舞鶴橋								
	下流端まで、乙											
	津川にあつては											
	海原橋下流端ま											
	で、大野川に											
	あつては家島泊											
	地北側突堤から											
	90度の線までと											
	する。ただし、											
	共第18号の1、											
	2及び次に掲げ											
	る区域を除く。											

区域

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、(タ)、(レ)、(ソ)、(ツ)、(ネ)、(ナ)、(ラ)、(ム)、(ウ)、(キ)、(ノ)、(オ)、(ク)、(ヤ)、(マ)及び(ケ)の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第96号	大分臨海工業地帯1号地北東端	(イ) 基点第96号から	88度	510メートルの点
基点第311号	大分臨海工業地帯2号地大分港鶴崎西防波堤灯台	(ロ) 基点第96号から	83度	510メートルの点
基点第312号	大分臨海工業地帯2号地鶴崎防波堤根基	(ハ) 基点第96号から	286度	158メートルの点
基点第313号	大分臨海工業地帯2号地乙津東防波堤根基	(ニ) 基点第96号から	327度	293メートルの点
基点第314号	大分臨海工業地帯2号地大分港乙津東防波堤灯台	(ホ) 基点第96号から	289度	697メートルの点
基点第315号	大分臨海工業地帯3号地大分港乙津西防波堤灯台	(ヘ) 基点第96号から	272度	652メートルの点
基点第316号	大分臨海工業地帯5号地北東端	(ト) 基点第96号から	272度	940メートルの点
基点第317号	大分臨海工業地帯5号地大分港住吉東防波堤灯台	(チ) 基点第96号から	277度	1,160メートルの点
基点第318号	大分臨海工業地帯5号地大分港住吉西防波堤灯台	(リ) 基点第311号から	323度	50メートルの点
基点第319号	大分臨海工業地帯5号地住吉西防波堤根基	(ヌ) 基点第312号から	323度	50メートルの点
		(ル) 基点第314号から	97度30分	760メートルの点
		(ヲ) 基点第314号から	72度	720メートルの点
		(ワ) 基点第314号から	76度	910メートルの点
		(カ) 基点第314号から	68度30分	950メートルの点
		(ヨ) 基点第314号から	53度30分	580メートルの点
		(タ) 基点第314号から	65度	510メートルの点
		(レ) 基点第314号から	71度30分	700メートルの点
		(ソ) 基点第314号から	98度30分	740メートルの点
		(ツ) 基点第313号から	24度	71メートルの点
		(ネ) 基点第313号から	6度	140メートルの点
		(ナ) 基点第314号から	0度	50メートルの点
		(ラ) 基点第315号から	34度	75メートルの点
		(ム) 基点第315号から	354度	305メートルの点
		(ウ) 基点第316号から	6度	970メートルの点
		(キ) 基点第316号から	61度	500メートルの点
		(ノ) 基点第317号から	61度	550メートルの点
		(オ) 基点第317号から	51度	50メートルの点
		(ク) 基点第317号から	0度	50メートルの点
		(ヤ) 基点第318号から	287度	60メートルの点
		(マ) 基点第319号から	320度	290メートルの点
		(ケ) 基点第319号から	242度	50メートルの点

免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
共 第 二 十 一 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字馬場、大 字本神崎、大字大平 及び大字志生木の地 先	イ、ロ、ハ及び 基点第98号を順 次に結んだ直線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 80 号 杵築市大字狩宿白 石鼻 基点第 97 号 大分市大字細と同 市大字馬場との境 界（磯崎砂防堤の 排水口） 基点第 98 号 大分市大字佐賀関 踊鼻（大石）	イ 基点第97号から 101度52分514メー トルの点 ロ イの点から358 度22分4,080メー トルの点 ハ 基点第98号から 基点第80号見通し 線上3,500メー トルの点	大分市大字馬 場、大字本神 崎、大字大平 及び大字志生 木	【 神 崎 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 二 十 一 号	
	うに漁業	1月1日から12月31日まで				1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。 2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。					
	まえびしこいりきいやら	1月1日から12月31日まで									
	ないせむりがてかみあいかいたいあばにさにあといおむかんであほんひ	1月1日から12月31日まで									
	こぎのりさきめくおのぐさ	5月1日から8月31日まで									
	おむかんであほんひ	12月1日から翌年8月31日まで									
	あほんひ	2月1日から5月31日まで									
	あほんひ	4月1日から8月19日まで									
	あほんひ	11月1日から翌年3月31日まで									
	あほんひ	10月1日から翌年5月31日まで									
	あほんひ	11月1日から翌年6月30日まで									
	あほんひ	12月1日から翌年6月30日まで									
	あほんひ	1月1日から10月31日まで									
	あほんひ	1月1日から5月31日まで									
	あほんひ	11月1日から翌年5月31日まで									
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで									
	雑魚	1月1日から12月31日まで									
	雑魚	1月1日から12月31日まで									
	雑魚	1月1日から12月31日まで									
	雑魚	1月1日から12月31日まで									
	雑魚	1月1日から12月31日まで									
	雑魚	1月1日から12月31日まで									

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁業の種 類及び名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区 域	基 点						点
共 第 二 十 二 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	基点第98号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及び基点第102号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 80 号	杵築市大字狩宿白石鼻	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	大分市大字佐賀関及び大字白木	【 佐 賀 関 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	
	うなまに漁業				イ	基点第98号から基点第80号見通し線上3,500メートルの点					
	なめのこ				ロ	基点第99号から358度22分1,500メートルの点					
	かいせえび				ハ	基点第104号から358度22分1,000メートルの点					
	えむむし				ニ	基点第105号から48度1,300メートルの点					
	たむらこ				ホ	基点第105号から78度1,300メートルの点					
	いたいがい				ヘ	基点第106号から178度22分1,000メートルの点					
	さざえ				ト	基点第100号から88度22分1,000メートルの点					
	あわび				チ	基点第103号から88度22分1,000メートルの点					
	こぶし				リ	基点第102号から基点第1154号見通し線上1,500メートルの点					
	いごのり										
	かでのり										
	むぐり										
	あまのり										
	ぼんだわら										
	ひじき										
	わかめ										
	くろめ										
	もずく										
	ひとえぐさ										
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで						
雑魚小型定置網漁業											
雑魚ます網											
雑魚建網											
雑魚つづ											
雑魚つか											

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共 第 二 十 四 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字一尺屋の 地先	基点第102号、 イ、ロ、ハ及び 基点第108号の各 点を順次に結ん だ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第102号	大分市大字白木と 大字一尺屋との境 界(石蔵)	イ 基点第102号か ら基点第1154号見 通し線上1,500 メートルの点	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。 2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。	大分市大字一 尺屋	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで
	うなまに漁業				基点第107号	大分市大字一尺屋 串ヶ鼻東端	ロ 基点第107号か ら基点第124号見 通し線上1,000 メートルの点				
	なめのこ				基点第108号	大分市と臼杵市と の境界(竜ヶ鼻) の標識	ハ 基点第108号か ら基点第1155号見 通し線上1,500 メートルの点				
	かえび				基点第124号	津久見市大字保戸 島押上鼻					
	いせえび				基点第1154号	津久見市地無垢島 東端					
	えむし				基点第1155号	津久見市地無垢島 西端					
	たむくい										
	かいたやが										
	いたいらぎ										
	いがいし										
	いざえ										
	いざえな										
	あわび										
	こぶし										
	いごのり				5月1日から8月31日まで						
	おごのり				11月1日から翌年6月30日まで						
	むかでのり				2月1日から5月31日まで						
	ふのり				12月1日から翌年6月30日まで						
	てんぐさり				4月1日から8月19日まで						
	あまのり				1月1日から3月31日まで						
	ほんだわら				10月1日から翌年5月31日まで						
	ひじき				11月1日から翌年6月30日まで						
	わかめ				12月1日から翌年6月30日まで						
	くろめ				1月1日から10月31日まで						
もずく	1月1日から5月31日まで										
ひとえぐさ	11月1日から翌年5月31日まで										
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで										
雑魚小型定置網漁業											
雑魚建網											
雑魚つづこ											

免許 番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点	点					
共 第 二 十 五 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	臼杵市大字佐志生の地先	基点第108号、イ、ロ、ハ及び基点第109号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第108号	イ 基点第108号から基点第1155号見通し線上1,500メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	臼杵市大字佐志生	〃 【 白 杵 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 二 十 五 号
	うな	に漁業			基点第109号	ロ 基点第1157号から基点第1158号見通し線上1,200メートルの点					
	ま	〃			基点第1155号	ハ 基点第1157号から基点第1158号見通し線上300メートルの点					
	せい	〃			基点第1157号						
	えむ	〃			基点第1157号						
	あた	〃			基点第1157号						
	かさ	〃			基点第1157号						
	かに	〃			基点第1157号						
	さ	〃			基点第1157号						
	に	〃			基点第1157号						
	わ	〃			基点第1157号						
	ぶ	〃			基点第1157号						
	この	〃			基点第1157号						
	むか	〃			基点第1157号						
	ふ	〃			基点第1157号						
	あま	〃			基点第1157号						
	ほ	〃			基点第1157号						
	ひ	〃			基点第1157号						
	わ	〃			基点第1157号						
	く	〃			基点第1157号						
も	〃	基点第1157号									
ひ	〃	基点第1157号									
と	〃	基点第1157号									
え	〃	基点第1157号									
ぐ	〃	基点第1157号									
さ	〃	基点第1157号									
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで										
雑魚小型定置網	〃										
雑魚建網	〃										
えび建網	4月1日から8月31日まで										
雑魚つづみ	1月1日から12月31日まで										
雑魚かたご	〃										
雑魚に	〃										
雑魚か	〃										
雑魚に	〃										



免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号				
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域										
				区 域	基 点						点			
共 第 二 十 六 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	白杵市大字下ノ江の地先	基点第109号、イ、ロ、ハ、基点第111号及び基点第110号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第109号 白杵市大字佐志生と大字下ノ江との境界の標識（暗渠）	イ 基点第1157号から基点第1158号見通し線上300メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	白杵市大字下ノ江	【 白 杵 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで				
	うまに漁業	11月1日から翌年8月31日まで				ロ 基点第1157号から基点第1158号見通し線上1,200メートルの点								
	ないまに漁業	2月1日から5月31日まで				ハ 基点第111号から基点第112号見通し線上1,000メートルの点								
	せえびに漁業	12月1日から翌年6月30日まで												
	えむしに漁業	4月1日から8月19日まで												
	あたさきに漁業	11月1日から翌年3月31日まで												
	かさしに漁業	10月1日から翌年5月31日まで												
	なえなに漁業	11月1日から翌年6月30日まで												
	あわびに漁業	12月1日から翌年6月30日まで												
	おごぶのりに漁業	1月1日から10月31日まで												
	かでのりに漁業	1月1日から5月31日まで												
	ふでに漁業	11月1日から翌年5月31日まで												
	あまのりに漁業	11月1日から翌年6月30日まで												
	ほんだわらきに漁業	12月1日から翌年6月30日まで												
	ひじかめ	1月1日から10月31日まで												
	くろめ	1月1日から5月31日まで												
	もずく	11月1日から翌年5月31日まで												
	ひとえぐさ													
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで												
	雑魚小型定置網													
雑魚建干網														
雑魚建網														
雑魚建網	4月1日から8月31日まで													
雑魚つごま	1月1日から12月31日まで													
雑魚かたまたま														
雑魚かたまたま														
雑魚かたまたま														

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁業の種 類及び名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
共 第 一 七 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	白杵市大字中津浦から大字深江に至る間の地先	基点第110号、基点第111号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第114号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、白杵川にあっては万里橋上流端まで、末広川にあっては江無田橋下流端まで、熊崎川にあっては明治橋上流端までとする。	基点第 110 号 白杵市大字下ノ江中鼻	イ 基点第111号から基点第112号見通し線上1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	【 白 杵 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 一 七 号	
	うなしまやいせえたとりてあかばにさとにあとおむふてあほひわくもあひと			に漁業	基点第 111 号 白杵市殿ヶばえ	ロ 基点第112号から358度22分500メートルの点					
	こぶのり			漁業	基点第 112 号 白杵市津久見島立ばえ	ハ 基点第113号から358度22分500メートルの点					
	かでのり			漁業	基点第 113 号 白杵市大字深江飛潮鼻の標識	ニ 基点第114号から358度22分500メートルの点					
	まぐさり			漁業							
	あまのり			漁業							
	ほんだわら			漁業							
	ひじかき			漁業							
	わくろめ			漁業							
	もずく			漁業							
	あおのり			漁業							
	ひとえぐさ			漁業							
	雑魚小型定置網			漁業							
	雑魚建網			漁業							
	えび建網			漁業							
	雑魚袋待網			漁業							
	雑魚つつ			漁業							
	雑魚つかたま			漁業							
	雑魚かたま			漁業							
	いかにか			漁業							

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者【支店・取次店】	存続期間	免許番号															
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域																						
				区域	基点	点																				
共第二十八号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目から大字四浦に至る間の地先	基点第114号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、基点第122号、ヌ、ル及び基点第123号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第103号	大分市蔦島東端(伊賀瀬頂上)	イ	基点第114号から358度22分500メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	津久見市(大字保戸島を除く。)	【津久見】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで														
	うなまのせい			なめしのせい	いせむし	えたりが	とみるさ	あいかの					いたいら	にさぎ	にあわ	とさぶ	むかでの	ふてんぐ	あまの	ほんだわ	ひじかめ	くろめ	もろず	あおの	ひとえ	
	に漁業			こて	こて	びし	しい	りき					が	いぎ	しえ	なび	のり	のり	のり	のり	らき	め	め	くり	り	さ
	雑魚小型置網漁業			1月1日から12月31日まで			基点第114号	基点第103号					大分市蔦島東端(伊賀瀬頂上)	イ	基点第114号から358度22分500メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	津久見市(大字保戸島を除く。)	【津久見】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで							
	雑魚建網						雑魚建網	雑魚袋待網					雑魚たまつこ	雑魚つか	雑魚か					基点第124号	津久見市大字保戸島押上鼻	ロ	基点第115号から基点第1191号見通し線上500メートルの点			
	基点第115号						津久見市大字長目楠屋鼻の標識	ハ					基点第115号から基点第124号見通し線上500メートルの点													
	基点第116号						津久見市大字日見字平ばえ1番地(白熊鼻)	ニ					基点第116号から基点第115号見通し線上700メートルの点													
	基点第120号						津久見市大字網代字奥5666番地(落水)	ホ					基点第120号から358度22分1,000メートルの点													
	基点第121号						津久見市大字四浦字葉色2221番地の1(ちよきがとも)	ヘ					基点第120号から358度22分2,000メートルの点													
	基点第122号						津久見市大字保戸島と大字四浦との境界(ともうちばえ)	ト					基点第120号から13度2,060メートルの点													
	基点第123号						津久見市と佐伯市との境界	チ					基点第121号から358度22分1,000メートルの点													
	基点第124号						津久見市大字保戸島押上鼻	リ					基点第122号から基点第103号見通し線上700メートルの点													
	基点第1191号						津久見市地無垢島北端	ヌ					基点第122号から基点第179号見通し線上800メートルの点													
	基点第1192号						愛媛県宇和島市津島町北灘権現山(490メートル)頂上	ル					基点第123号から基点第1192号見通し線(77度)上800メートルの点													

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁業の種 及 び 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共 第 二 十 九 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第 117 号 津久見市地無垢島 西端（喰付）	イ 基点第117号か ら275度22分500 メートルの点	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。  2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。	津久見市（大 字保戸島を除 く。）	【 津 久 見 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	
	うなまに漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第 118 号 津久見市沖無垢島 二ツばえ	ロ 基点第118号か ら5度22分700 メートルの点					
	なめのこ	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第 119 号 津久見市沖無垢島 かまがばえ	ハ 基点第119号か ら60度22分700 メートルの点					
	かしゃえ	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域		ニ 基点第119号か ら168度30分1,700 メートルの点					
	いせむ	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域		ホ 基点第117号か ら183度30分580 メートルの点					
	えたむ	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	かいら	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	にさぎ	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	にあえ	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	あわび	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	とさぶ	12月1日から翌年8月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	むかのり	2月1日から5月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	ふでのり	12月1日から翌年6月30日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	あまのり	4月1日から8月19日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	あまのり	11月1日から翌年5月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	ほんだわ	10月1日から翌年5月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	ひじき	11月1日から翌年6月30日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	わかめ	12月1日から翌年6月30日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	くろめ	1月1日から10月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	もずく	1月1日から5月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
	ひとえぐさ	11月1日から翌年5月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域							
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域								
雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域								
雑魚建網	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域								
雑魚建網	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域								
雑魚袋待網	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域								
雑魚たまつこ	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域								
雑魚つか	1月1日から12月31日まで	津久見市大字長目字 無垢島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及びイの各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域								

免許 番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号			
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域										
				区 域	基 点	点								
共 第 三 十 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 2月1日から5月31日まで 4月1日から8月19日まで 11月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年6月30日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から10月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 103 号	大分市蔦島東端(伊賀瀬頂上)	イ 基点第124号から基点第107号見通し線上1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	津久見市大字保戸島 【保戸島】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 三 十 号			
	うなまにかいえたかいにさにあとふむてあひわくひ				に漁業	こて	ロ					基点第 107 号	大分市大字一尺屋串ヶ鼻東端	ロ 基点第126号から68度22分700メートルの点
	め の せ え む				こて	ハ	基点第 122 号					津久見市大字保戸島と大字四浦との境界(ともうちばえ)	ハ 基点第122号から基点第179号見通し線上800メートルの点	
	い				こて	ニ	基点第 124 号					津久見市大字保戸島押上鼻	ニ 基点第122号から基点第103号見通し線上700メートルの点	
	え				こて		基点第 126 号					津久見市大字保戸島高甲岩灯標		
	む				こて		基点第 179 号					佐伯市鶴見大字大島先ノ瀬灯台		
	た				こて									
	か				こて									
	い				こて									
	に				こて									
	さ				こて									
	あ				こて									
	と				こて									
	ふ				こて									
	む				こて									
	て				こて									
	あ				こて									
ひ	こて													
わ	こて													
く	こて													
ひ	こて													
と	こて													
え	こて													
ぐ	こて													
さ	こて													
第2種共同漁業														
雑魚網漁業	1月1日から12月31日まで													
雑魚網														
雑魚網														
雑魚網														

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁業の種 類及び名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基 点						点
共 第 三 十 一 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市上浦の地先	基点第123号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第146号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 123 号 津久見市と佐伯市との境界	イ 基点第123号から基点第1192号見通し線（77度）上2,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市上浦	【 上 浦 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	
	うなまに漁業	1月1日から12月31日まで			基点第 142 号 佐伯市上浦大字最勝海浦蒲戸崎ヨロイバエ	ロ 基点第142号から83度1,000メートルの点					
	ないせえびしこ	"			基点第 143 号 佐伯市上浦大字最勝海浦字塩屋ヶ浦3549番地1の地先の岩の標識（唐船鼻）	ハ 基点第142号から173度1,000メートルの点					
	えたかばにさにあとむてほん	2月1日から5月31日まで			基点第 144 号 佐伯市上浦大字津井浦中瀬字瀬合152番地の沖のは	ニ 基点第143号から基点第1145号見通し線 上 1,000メートルの点					
	ひわかろ	4月1日から8月19日まで			基点第 146 号 佐伯市上浦と同市大字二栄との境界（浪太鼻立石）	ホ 基点第144号から188度1,050メートルの点					
	ひわく	1月1日から12月31日まで			基点第 1145 号 佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島灯台	ヘ 基点第146号から83度1,000メートルの点					
	とえぐさ	11月1日から翌年5月31日まで			基点第 1162 号 佐伯市大字二栄地の鼻のスカ	ト 基点第146号から基点第1162号見通し線 上 400メートルの点					
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで									
	雑魚小型定置網	"									
	雑魚建網	"									
	えび建網	"									
	雑魚たまつこ	"									
	雑魚つか	"									
	雑魚	"									

免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号					
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域											
				区域	基点						点				
共第三十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字狩生、大字二栄及び大字護江の地先	基点第146号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第150号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第146号	佐伯市上浦と同市大字二栄との境界(浪太鼻立石)	イ 基点第146号から基点第1162号見通し線上400メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市大字狩生、大字二栄及び大字護江	【 佐 伯 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで				
	うなしまやせいえいたあかたばにさにあとおむかふてほんひわあひと				に漁業	ロ	基点第147号					佐伯市大字高松浦村ばえ頂上	ロ 基点第146号から83度1,000メートルの点		
	ここせむしこりきいしえなびのりぐさ				ハ	基点第148号	佐伯市大字護江彦島北端					ハ 基点第146号から83度1,680メートルの点			
	わぶのりぐさ				ニ	基点第149号	佐伯市大字護江彦島南端					ニ 基点第148号から79度1,270メートルの点			
	かでのりぐさ				ホ	基点第150号	佐伯市大字狩生字外間越西ノ鼻3779番地の標識					ホ 基点第146号と基点第1163号とを結んだ直線と基点第147号と基点第148号とを結んだ直線との交点			
	ふてのりぐさ				ホ	基点第151号	佐伯市大字葛妙見鼻					ホ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ直線と基点第147号と基点第148号とを結んだ直線との交点			
	んだわらきめ				ハ	基点第155号	佐伯市大字高松浦メバル鼻					ハ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ直線と基点第151号と基点第155号とを結んだ直線との交点			
	わらかめ				ト	基点第156号	佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻					ト 基点第151号と基点第155号とを結んだ直線と基点第150号と基点第157号とを結んだ直線との交点			
	おのりぐさ				ト	基点第157号	佐伯市大字守後浦424番地(守後鼻)の標識					ト 基点第151号と基点第155号とを結んだ直線と基点第150号と基点第157号とを結んだ直線との交点			
	とえぐさ				ト	基点第1162号	佐伯市大字二栄地の鼻のスカ					ト 基点第151号と基点第155号とを結んだ直線と基点第150号と基点第157号とを結んだ直線との交点			
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで							基点第1163号	佐伯市大字二栄八幡山頂上(128メートル)	ト 基点第151号と基点第155号とを結んだ直線と基点第150号と基点第157号とを結んだ直線との交点	
	雑魚小型定置網漁業														
	雑魚建網														
	雑魚建網														
	雑魚たまつこ														
	雑魚つかご														

免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
共第三十四号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字狩生から 大字鶴望（坂之浦） に至る間の地先	基点第150号、イ 及び基点第152号 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第 150 号 佐伯市大字狩生字 外間越西ノ鼻3779 番地の標識	イ 基点第151号と 基点第155号とを 結んだ直線と基点 第150号と基点第 157号とを結んだ 直線との交点	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。  2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。	佐伯市大字海 崎、大字戸 穴、大字鶴望 （坂之浦）及び 大字霞ヶ浦	【 佐 伯 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第三十四号
	うなまに漁業	1月1日から12月31日まで									
	なめのこ	1月1日から12月31日まで									
	かいせえび	1月1日から12月31日まで									
	えたむし	1月1日から12月31日まで									
	あさこり	1月1日から12月31日まで									
	あかさき	1月1日から12月31日まで									
	あばさざえ	1月1日から12月31日まで									
	にあわなび	1月1日から12月31日まで									
	とこぶし	1月1日から12月31日まで									
	むかのり	2月1日から5月31日まで									
	ふでり	12月1日から翌年6月30日まで									
	てんぐさ	4月1日から8月19日まで									
	ほんだわ	1月1日から12月31日まで									
	ひくじ	11月1日から翌年5月31日まで									
	くろきめ	1月1日から12月31日まで									
	あおのり	11月1日から翌年4月30日まで									
ひとえぐさ	12月1日から翌年6月30日まで										
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで										
雑魚小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで										
雑魚建網	1月1日から12月31日まで										
えび建網	1月1日から12月31日まで										
雑魚たまつこ	1月1日から12月31日まで										
雑魚つご	1月1日から12月31日まで										
雑魚かご	1月1日から12月31日まで										



免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
共第三十五号	第1種共同漁業 うなまのいせえしたあかばさになとむかふてほんじわくひ にこてのびしこりきいえなびしりのぐさわらきめとえぐさ 漁業	1月1日から12月31日まで 2月1日から5月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 4月1日から8月19日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から9月30日まで 12月1日から翌年6月30日まで	佐伯市大字高松浦から大字石間浦に至る間の地先	基点第153号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、基点第152号、ト、チ及び基点第154号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域であって次の区域を除いた区域	基点第146号	佐伯市上浦と同市大字二栄との境界(浪太鼻立石)	イ 基点第153号から66度1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市大字高松浦、大字片神浦(字竹ヶ谷を除く)、大字久保浦、大字守後浦及び大字石間浦	【佐伯】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
				基点第147号	佐伯市大字高松浦村ばえ頂上	ロ 基点第146号から83度1,680メートルの点					
				基点第148号	佐伯市大字護江彦島北端	ハ 基点第148号から79度1,270メートルの点					
				基点第149号	佐伯市大字護江彦島南端	ニ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ直線と基点第147号と基点第148号とを結んだ直線との交点					
				基点第150号	佐伯市大字狩生字外間越西ノ鼻3779番地の標識	ホ 基点第156号と基点第1163号とを結んだ直線と基点第155号と基点第151号とを結んだ直線との交点					
				基点第151号	佐伯市大字葛妙見鼻	ヘ 基点第151号と基点第155号とを結んだ直線と基点第150号と基点第157号とを結んだ直線との交点					
				基点第152号	佐伯市葛港防波堤先端の標識	ト 基点第152号と基点第1164号とを結んだ直線と基点第158号と基点第1202号とを結んだ直線との交点					
				基点第153号	佐伯市大字高松浦と大字日向泊浦との境界(唐船鼻)の標識	チ 基点第154号と基点第1166号とを結んだ直線と基点第158号と基点第1202号とを結んだ直線との交点					
				基点第154号	佐伯市大字石間浦と大字荒網代浦との境界(長尾鼻)の標識						
				基点第155号	佐伯市大字高松浦メバル鼻						
				基点第156号	佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻						
				基点第157号	佐伯市大字守後浦424番地(守後鼻)の標識						
				基点第158号	佐伯市女島北東端						
				基点第1163号	佐伯市大字二栄八幡山頂上(128メートル)						
				基点第1164号	佐伯市鶴見八島北側山頂						
				基点第1166号	佐伯市鶴見八島南京鼻						
				基点第1202号	佐伯市大字荒網代浦片白島北端						

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共 第 三 十 六 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市大字荒網代浦から大字日向泊浦に至る間の地先	基点第153号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第154号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 142 号	イ	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	【 佐 伯 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 三 十 六 号	
	うなまにかいえたあかさばさにあとむかふてほんひわくと				に漁業	イ					基点第153号から66度1,000メートルの点
	なまのせえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ロ					基点第159号から基点第142号見通し線上500メートルの点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ハ					基点第159号から基点第170号見通し線上500メートルの点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ニ					基点第154号から基点第1166号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	イ					基点第153号から66度1,000メートルの点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ロ					基点第159号から基点第142号見通し線上500メートルの点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ハ					基点第159号から基点第170号見通し線上500メートルの点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ニ					基点第154号から基点第1166号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	イ					基点第153号から66度1,000メートルの点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ロ					基点第159号から基点第142号見通し線上500メートルの点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ハ					基点第159号から基点第170号見通し線上500メートルの点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	ニ					基点第154号から基点第1166号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点
	かめえむさざわぶこのんでんだわじかろとえぐ				こてびしこりきえなびしりのりさわきめ	イ					基点第153号から66度1,000メートルの点
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで						
雑魚小型定置網	1月1日から12月31日まで			基点第 159 号	佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島東端						
雑魚建網	1月1日から12月31日まで			基点第 170 号	佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界（白埼）の標識						
雑魚建網	1月1日から12月31日まで			基点第 1166 号	佐伯市鶴見八島南京鼻						
雑魚たまつこ	1月1日から12月31日まで			基点第 1202 号	佐伯市大字荒網代浦片白島北端						

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号									
	漁業の種 及 び 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域															
				区 域	基 点						点								
共 第 三 十 七 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市葛港から大江灘に至る間の地先	基点第152号、イ、ロ、基点第168号及び基点第167号の各点を順次に結んだ直線と、基点第162号と基点第163号とを結んだ直線、基点第164号と基点第165号とを結んだ直線及び基点第166号と基点第1188号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた次の1、2及び3の区域を除いた区域。	基点第152号 佐伯市葛港防波堤先端の標識	イ 基点第152号から基点第1164号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市1番地より12447番地まで及び佐伯市大字池田字蛇崎、字池船、並びに大字大江灘	【 佐 伯 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで									
	うなまなかし いえ たま あは かたば に さにあとおむかふてあほんひわあひ			に漁業	こてのここえびしこいりさきぎいしえなびしりのりさりぐらわらきめりさ	基点第162号 佐伯市池船橋左岸上流端					ロ 基点第168号から基点第1167号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点								
	め の や え む が さ ぐ ら ざ わぶ の り の り さ り わらきめりさ			こてのここえびしこいりさきぎいしえなびしりのりさりぐらわらきめりさ	2月1日から5月31日まで	基点第163号 佐伯市池船橋右岸上流端					基点第164号 佐伯市佐伯大橋左岸上流端								
	せ む が さ ぐ ら ざ わぶ の り の り さ り わらきめりさ			こてのここえびしこいりさきぎいしえなびしりのりさりぐらわらきめりさ	12月1日から翌年6月30日まで	基点第165号 佐伯市佐伯大橋右岸上流端					基点第165号 佐伯市佐伯大橋右岸上流端								
	え む が さ ぐ ら ざ わぶ の り の り さ り わらきめりさ			こてのここえびしこいりさきぎいしえなびしりのりさりぐらわらきめりさ	4月1日から8月19日まで	基点第166号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋右岸上流端					基点第166号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋右岸上流端								
	た ま あは かたば に さにあとおむかふてあほんひわあひ			こてのここえびしこいりさきぎいしえなびしりのりさりぐらわらきめりさ	11月1日から翌年5月31日まで	基点第167号 佐伯市苦木の鼻の標識					基点第167号 佐伯市苦木の鼻の標識								
	あ お の り さ			こてのここえびしこいりさきぎいしえなびしりのりさりぐらわらきめりさ	1月1日から12月31日まで	基点第168号 佐伯市大字大江灘6804番地（ハクリ島頂上）					基点第168号 佐伯市大字大江灘6804番地（ハクリ島頂上）								
	と え ぐ さ			こてのここえびしこいりさきぎいしえなびしりのりさりぐらわらきめりさ	11月1日から翌年5月31日まで	基点第1164号 佐伯市鶴見八島北側山頂					基点第1164号 佐伯市鶴見八島北側山頂								
	第2種共同漁業			1月1日から12月31日まで															
	雑魚小型定置網漁業																雑魚建網	基点第1167号 佐伯市大字荒網代浦あこぎの鼻	基点第1167号 佐伯市大字荒網代浦あこぎの鼻
	雑魚建網																雑魚たまつこ	基点第1188号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋左岸上流端	基点第1188号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋左岸上流端
	雑魚たまつこ																雑魚かこ	基点第1202号 佐伯市大字荒網代浦片白島北端	基点第1202号 佐伯市大字荒網代浦片白島北端
	雑魚かこ																		

区域

1

(フェリー埠頭)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(シ)、(ス)、(マ)、(ム)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

(イ)	基点第353号から228度30分270.3	メートルの点
(ロ)	基点第353号から228度	274 メートルの点
(ハ)	基点第353号から229度	292 メートルの点
(ニ)	基点第353号から228度40分298	メートルの点
(ホ)	基点第353号から233度	380 メートルの点
(ヘ)	基点第353号から233度30分303	メートルの点
(ト)	基点第353号から239度	320 メートルの点
(チ)	基点第353号から238度	324 メートルの点
(リ)	基点第353号から239度30分330	メートルの点
(ヌ)	基点第353号から229度30分450	メートルの点
(ル)	基点第353号から231度	457 メートルの点
(ヲ)	基点第353号から234度	489 メートルの点
(ワ)	基点第353号から234度30分500	メートルの点
(カ)	基点第353号から242度30分546	メートルの点
(コ)	基点第353号から244度30分572	メートルの点
(ク)	基点第353号から245度30分558	メートルの点
(ケ)	基点第353号から239度	508 メートルの点
(セ)	基点第353号から241度	477 メートルの点
(シ)	基点第353号から240度	473 メートルの点
(ス)	基点第353号から250度	384 メートルの点
(マ)	基点第353号から248度50分374	メートルの点
(ム)	基点第353号から248度30分355	メートルの点
(メ)	基点第353号から245度30分339	メートルの点
(ミ)	基点第353号から247度	330 メートルの点

2 (西防波堤・中防波堤)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(シ)、(ス)、(マ)、(ム)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

(イ)	基点第353号から282度	38.3	メートルの点
(ロ)	基点第353号から260度30分	55	メートルの点
(ハ)	基点第353号から252度	56	メートルの点
(ニ)	基点第353号から253度	63	メートルの点
(ホ)	基点第353号から250度	72	メートルの点
(ヘ)	基点第353号から248度	82	メートルの点
(ト)	基点第353号から234度	125	メートルの点
(チ)	基点第353号から229度30分151	メートルの点	
(リ)	基点第353号から230度	153	メートルの点
(ヌ)	基点第353号から310度30分157	メートルの点	
(ル)	基点第353号から325度	105	メートルの点
(ヲ)	基点第353号から219度	53	メートルの点
(ワ)	基点第353号から223度	51	メートルの点
(カ)	基点第353号から227度20分	41	メートルの点
(コ)	基点第353号から230度30分	42	メートルの点
(ク)	基点第353号から237度30分	41	メートルの点

3 (東防波堤)

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(フ)、(ワ)、(カ)、(コ)、(ク)、(ケ)、(セ)、(シ)、(ス)、(マ)、(ム)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第353号 佐伯市佐伯港西防波堤灯台 (中防波堤東灯台)

(イ)	基点第353号から124度	178.2	メートルの点
(ロ)	基点第353号から123度30分180	メートルの点	
(ハ)	基点第353号から125度	177	メートルの点
(ニ)	基点第353号から124度	164	メートルの点
(ホ)	基点第353号から125度30分162	メートルの点	
(ヘ)	基点第353号から126度	157	メートルの点
(ト)	基点第353号から119度	130	メートルの点
(チ)	基点第353号から118度30分131	メートルの点	
(リ)	基点第353号から113度	116	メートルの点
(ヌ)	基点第353号から102度	141	メートルの点
(ル)	基点第353号から107度	154	メートルの点
(ヲ)	基点第353号から106度30分155	メートルの点	
(ワ)	基点第353号から115度	178	メートルの点
(カ)	基点第353号から117度	180	メートルの点
(コ)	基点第353号から117度30分179	メートルの点	
(ク)	基点第353号から118度	177	メートルの点
(ケ)	基点第353号から120度	178	メートルの点
(セ)	基点第353号から128度30分184	メートルの点	
(シ)	基点第353号から123度	183	メートルの点
(ス)	基点第353号から123度30分181	メートルの点	

免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
共第三十八号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字吹浦、大字地松浦、大字沖松浦及び大字有明浦の地先	基点第167号、基点第168号、イ、ロ、基点第169号、ハ及び基点第170号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第142号 佐伯市上浦大字最勝海浦蒲戸埼ヨロイバエ 基点第158号 佐伯市女島北東端 基点第167号 佐伯市苦木の鼻の標識 基点第168号 佐伯市大江灘6804番地（ハクリ島頂上） 基点第169号 佐伯市鶴見流ばえ北端 基点第170号 佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界（白埼）の標識	イ 基点第168号から基点第1167号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点 ロ 基点第169号から基点第1165号見通し線と基点第158号から基点第1202号見通し線との交点 ハ 基点第170号から基点第142号見通し線上1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市鶴見大字吹浦、大字地松浦、大字沖松浦及び大字有明浦	【 鶴見 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第三十八号
	うなまなかいえあたあはかいにさにあとふむてほんひわく	に漁業	12月1日から翌年6月30日まで								
	めのこて	漁業	2月1日から5月31日まで								
	せえび	漁業	4月1日から8月19日まで								
	むしこ	漁業	1月1日から12月31日まで								
	さきり	漁業	11月1日から翌年5月31日まで								
	まぐり	漁業	1月1日から6月30日まで								
	がいき	漁業	1月1日から9月30日まで								
	ざしえ	漁業									
	なび	漁業									
	このり	漁業									
	でのり	漁業									
	ぐさら	漁業									
	だわ	漁業									
	じき	漁業									
	かめ	漁業									
	ろめ	漁業									
第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで										
雑魚小型定置網	漁業										
雑魚建網	漁業										
えび建網	漁業										
かに建網	漁業										
雑魚たまつこ	漁業										
雑魚つつこ	漁業										
雑魚つか	漁業										
基点第1165号	佐伯市大字石間浦トオドオ鼻灯台										
基点第1167号	佐伯市大字荒網代浦あこぎの鼻										
基点第1202号	佐伯市大字荒網代浦片白島北端										

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号		
	漁業の種 類及び名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域								
				区域	基 点						点	
共 第 三 十 九 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出浦及び大字中越浦の地先	基点第170号、イ、ロ、基点第172号及び基点第171号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第126号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標 基点第142号 佐伯市上浦大字最勝海浦蒲戸崎ヨロイバエ 基点第170号 佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界（白埼）の標識 基点第171号 佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界（宇土崎） 基点第172号 佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界（宇戸島頂上）	イ 基点第170号から基点第142号見通し線上1,000メートルの点 ロ 基点第172号から基点第126号見通し線上1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市鶴見大字羽出浦及び大字中越浦	【 鶴 見 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 三 十 九 号	
	うなまにかいえたあかいにさとあとのむかむか なまのせえむさきがざわこのむかむか いせむさきがざわこのむかむか えむさきがざわこのむかむか たさきむさきがざわこのむかむか あさきむさきがざわこのむかむか いにしえなびしり さとえなびしり あざわこのむかむか のりさ むかむか わきめ ろめ	12月1日から翌年6月30日まで 2月1日から5月31日まで 4月1日から8月19日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から9月30日まで										
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで										
	雑魚小型定置網漁業											
	雑魚建網											
	えび建網											
	かに建網											
	雑魚たつご											
	雑魚つか											

免許 番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号						
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域													
				区 域	基 点	点											
共 第 四 十 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦の地先	基点第171号、基点第172号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第174号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 126 号	津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第172号から基点第126号見通し線上1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	【 鶴 見 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 四 十 号						
	うなまにかいえたあかいにさにあととふむてほひわく			にこてのせえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ	基点第 171 号	佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇土崎)	ロ 基点第173号から353度600メートルの点										
	まのえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ			にこてのせえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ	基点第 172 号	佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇戸島頂上)	ハ 基点第176号から基点第1098号見通し線上200メートルの点										
	かむてほひわく			にこてのせえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ	基点第 173 号	佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	ニ 基点第175号から基点第1168号見通し線上600メートルの点										
	かむてほひわく			にこてのせえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ	基点第 174 号	佐伯市鶴見と同市米水津との境界(鶴御埼の標柱)	ホ 基点第174号から18度1,600メートルの点										
	かむてほひわく			にこてのせえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ	基点第 175 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6(立花鼻)	ヘ 基点第174号から89度1,000メートルの点										
	かむてほひわく			にこてのせえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ	基点第 176 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6(スリオトシ)の標識											
	かむてほひわく			にこてのせえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ	基点第 1098 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦うのはえの県道パラペットの標識											
	かむてほひわく			にこてのせえむしこりきいしえなびしりのりぐさらきめ	基点第 1168 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦ビシヤゴバエ											
	第2種共同漁業			1月1日から12月31日まで													
	雑魚小型定置網漁業			1月1日から12月31日まで													
	雑魚建網			"													
	えび建網			"													
	かに建網			"													
雑魚たつご	"																
雑魚つか	"																

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号			
	漁業の種 及 び 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域									
				区 域	基 点						点		
共 第 四 十 一 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 2月1日から5月31日まで 4月1日から8月19日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から9月30日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びイの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 159 号	佐伯市大字荒網代浦竹ヶ島東端	イ 基点第175号から基点第1168号見通し線上600メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市鶴見大字大島	【 鶴 見 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで		
	うなまに漁業				基点第 170 号	佐伯市鶴見大字有明浦と同市鶴見大字羽出浦との境界（白埼）の標識	ロ 基点第176号から基点第1098号見通し線上200メートルの点						
	なめのこて				基点第 173 号	佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	ハ 基点第173号から353度600メートルの点						
	かいせえび				基点第 175 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6（立花鼻）	ニ 基点第177号から基点第170号見通し線上300メートルの点						
	えたむし				基点第 176 号	佐伯市鶴見大字大島字立花2番地6（スリオトシ）の標識	ホ 基点第178号から基点第159号見通し線上1,000メートルの点						
	あさり				基点第 177 号	佐伯市鶴見大字大島字赤鼻603番地（赤鼻）	ヘ 基点第178号から353度1,000メートルの点						
	あいがい				基点第 178 号	佐伯市鶴見大字大島字高手島1269番地（高手島頂上）	ト 基点第179号から353度1,000メートルの点						
	にさざえ				基点第 1098 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦うのはえの県道パラベットの標識	チ 基点第179号から83度1,000メートルの点						
	あわび				基点第 1168 号	佐伯市鶴見大字梶寄浦ビシヤゴバエ	リ 基点第179号から128度1,000メートルの点						
	とさかのり												
	ふかでのり												
	むくぐわ												
	ほんだわ												
	ひじわ												
	わかくめ												
	雑魚小型定置網漁業				1月1日から12月31日まで		基点第 178 号					佐伯市鶴見大字大島字高手島1269番地（高手島頂上）	ヘ 基点第178号から353度1,000メートルの点
	雑魚建網												
	えび建網												
	かに建網												
	雑魚たまつこ												
雑魚つか													



免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共 第 四 十 二 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島 字水ノ子島の地先	基点第180号を中心として半径500 メートルの円と 最大高潮時海岸 線とによって囲 まれた区域	基点第 180 号 佐伯市鶴見大字大 島字水の子2の 1559番地水ノ子島 灯台	1 昭和38年3月29 日付け大分県告示 第309号で告示され た水域施設内で あって、船舶の航 行碇泊又は荷揚げ 等に支障を及ぼす 区域においては、 漁具を固定してす る漁業を営んでは ならない。  2 河川・海岸及び 港湾の維持管理、 保全のため、公共 団体の行う事業の 施工についてはこ れを拒んではなら ない。	佐伯市鶴見大 字丹賀浦、大 字梶寄浦及び 大字大島	【 鶴 見 】	令 和 6 年 1 月 1 日 から 令 和 15 年 12 月 31 日まで	共 第 四 十 二 号	
	うなまにかいたあかいにさにあととふむかてほひわく	に漁業	1月1日から12月31日まで								
	こさか	のり	12月1日から翌年6月30日まで								
	むか	のり	2月1日から5月31日まで								
	てか	のり	4月1日から8月19日まで								
	ほんだ	わらき	1月1日から12月31日まで								
	ひじ	きめ	11月1日から翌年5月31日まで								
	わか	め	1月1日から6月30日まで								
	くろ	め	1月1日から9月30日まで								
	第2種共同漁業										
	雑魚	建網	1月1日から12月31日まで								
	かえ	に建網									
	雑魚	び建網									
	雑魚	た建網									
	雑魚	か建網									

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号					
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域												
				区域	基点	点										
共第四十三号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市米水津の地先	基点第174号、イ、ロ及び基点第185号の各点を順次に結んだ直線、基点第184号と基点第183号とを結んだ直線、基点第182号と基点第181号とを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第174号 佐伯市鶴見と同市米水津との境界(鶴御埼の標柱)	イ 基点第174号から89度1,000メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。	佐伯市米水津	【米水津】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第四十三号					
	うなまにかいたあかひいたにばさにあといとむてほんわか											に漁業	こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ	基点第181号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(キシメキ鼻)	ロ 基点第185号から83度700メートルの点	2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。
	めのせえさおやが											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ	基点第182号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(地黒島西端)			
	さおやが											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ	基点第183号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(地黒島東端)			
	あかひいたにばさにあといとむてほんわか											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ	基点第184号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(沖黒島西端)			
	うなまにかいたあかひいたにばさにあといとむてほんわか											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ	基点第185号 佐伯市米水津と同市蒲江との境界(沖黒島東端)			
	めが											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	さ											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	あかひいたにばさにあといとむてほんわか											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	うなまにかいたあかひいたにばさにあといとむてほんわか											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	めが											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	さ											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	あかひいたにばさにあといとむてほんわか											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	うなまにかいたあかひいたにばさにあといとむてほんわか											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	めが											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	さ											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	あかひいたにばさにあといとむてほんわか											こてびこりきぎいしいえなびしりのりさわらきめ				
	第2種共同漁業	1月1日から12月31日まで														
	雑魚小型定置網															
	雑魚建網															
雑魚建網																
雑魚たつご																
雑魚かたか																
雑魚かにか																



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号										
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域																	
				区域	基点	点															
共 第 四 十 五 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦の地先	基点第193号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、基点第190号及び基点第189号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第189号	佐伯市蒲江大字蒲江浦と同市蒲江大字竹野浦河内字高山との境界	イ 基点第193号から202度30分の線(佐伯市蒲江大字越田尾魚見の松跡見通し線)と基点第194号から基点第1171号見通し線との交点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	【 蒲 江 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 四 十 五 号										
	うなまに漁業				基点第190号	佐伯市蒲江黒ばえ頂上	ロ 基点第194号から基点第1171号見通し線と基点第1179号から基点第1180号見通し線の延長線との交点														
	なめのこ				基点第193号	佐伯市蒲江大字猪串浦と同市蒲江大字野々河内との境界	ハ 基点第197号と基点第198号とを結んだ直線と基点第1179号から基点第1180号見通し線の延長線との交点														
	かいせえび				基点第194号	佐伯市蒲江大字森崎浦字横野1689番地3の標識	ニ 基点第198号と基点第1179号とを結んだ直線と基点第1181号から基点第1182号見通し線の延長線との交点														
	えむしこ				基点第197号	大分県と宮崎県との境界(宇土崎)	ホ 基点第198号から173度2,000メートルの点														
	たがいり				基点第198号	佐伯市蒲江深島イタズラばえ頂上	ヘ 基点第199号から128度2,000メートルの点														
	あはまぐり				基点第199号	佐伯市蒲江深島松ばえ頂上	ト 基点第190号から146度1,700メートルの点														
	かひうが				基点第1171号	佐伯市蒲江深島ソーノばえ	チ 基点第190号から100度30分200メートルの点														
	いたいら				基点第1179号	宮崎県延岡市北浦町トマス崎第1切目															
	いばい				基点第1180号	宮崎県延岡市北浦町シバエ頂上															
	にさげ				基点第1181号	宮崎県延岡市北浦町諸子ばえ															
	にあな				基点第1182号	宮崎県延岡市北浦町カリバエ頂上															
	おとこ																				
	おさかのり																				
	むかでのり																				
	てんだわ																				
	ひんじ																				
	わかく																				
	とえぐ																				
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで							基点第1180号	宮崎県延岡市北浦町シバエ頂上								
	雑魚小型定置網漁業											基点第1181号	宮崎県延岡市北浦町諸子ばえ								
	雑魚建網											基点第1182号	宮崎県延岡市北浦町カリバエ頂上								
	雑かに建網																				
雑えび建網																					
雑魚たまつ																					
雑魚つかつ																					
雑魚かた																					
雑かに																					
雑かに																					

免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号										
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域																
				区域	基点						点									
共 第 四 十 六 号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	佐伯市蒲江大字野々河内浦から大字波当津浦に至る間の地先	基点第193号、イ、ロ、ハ及び基点第197号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第193号	佐伯市蒲江大字猪串浦と同市蒲江大字野々河内浦との境界	イ 基点第193号から202度30分の線(佐伯市蒲江大字越田尾魚見の松跡見通し線)と基点第194号から基点第1171号見通し線との交点  ロ 基点第194号から基点第1171号見通し線と基点第1179号から基点第1180号見通し線の延長線との交点  ハ 基点第197号と基点第198号とを結んだ直線と基点第1179号から基点第1180号見通し線の延長線との交点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。  2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	佐伯市蒲江大字野々河内浦、大字森崎浦、大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦	【名護屋】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで									
	うなまのいせむたばあはかひいたいあばにさにあとおとむてほひわくひ				にこてのこえびしこいりきぎいやががしいいしえなびしりのりさらわきめぐさ	2月1日から5月31日まで						4月1日から8月19日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から6月30日まで	12月1日から翌年6月30日まで					
	第2種共同漁業				1月1日から12月31日まで									雑魚小型定置網	雑魚					
	雑魚													雑魚						
	雑魚													雑魚						
	雑魚													雑魚						
	雑魚													雑魚						
	雑魚													雑魚						
	雑魚													雑魚						
	第3種共同漁業				1月1日から12月31日まで									雑魚地びき網	雑魚					

免許番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号																
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域																						
				区域	基点						点															
共第四十七号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで " " " " " " " " " " " " " " " " 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から10月31日まで " " " " " "	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 125 号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識	イ 基点第125号から100度2,300メートルの点 ロ 基点第125号から105度2,900メートルの点 ハ 基点第125号から111度45分2,800メートルの点 ニ 基点第125号から109度15分2,200メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	津久見市大字保戸島 【 保 戸 島 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第四十七号																
	うないないたかさにあとわく										にこせえび	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "							
	ま										こき	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "							
	ざ										えな	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "							
	わ										びし	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "							
	こ										め	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "							
	ろ											" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "							
	第2種共同漁業										1月1日から12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から112度3,800メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	大分市大字佐賀関及び白木 【 佐 賀 関 】	令和6年1月1日から令和15年12月	共第四十八号							
	雑魚										網									" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
	雑魚										網									" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
	雑魚										網									" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から112度3,800メートルの点	1 昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。 2 河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	大分市大字佐賀関及び白木 【 佐 賀 関 】	令和6年1月1日から令和15年12月	共第四十八号																	
いせえび	漁業									" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "										
ざえ	え									" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "										
あわ	び									" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "										

免許 番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点	点					
共 第 五 十 九 号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日 12月31日 から まで	速見郡日出町大字深 江の地先	イを中心として 半径100メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 87 号 速見郡日出町大字 大神大崎鼻	イ 基点第87号から 178度1,500メー トルの点		速見郡日出町	【 〃 出 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 五 十 九 号
共 第 六 十 号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日 12月31日 から まで	速見郡日出町大字深 江の地先	イを中心として 半径100メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 87 号 速見郡日出町大字 大神大崎鼻	イ 基点第87号から 187度1,500メー トルの点		速見郡日出町	【 〃 出 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 六 十 号
共 第 六 十 一 号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日 12月31日 から まで	速見郡日出町大字深 江の地先	イを中心として 半径100メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 847 号 速見郡日出町日出 港西防波堤根基	イ 基点第847号か ら197度2,000メー トルの点		速見郡日出町	【 〃 出 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 六 十 一 号
共 第 六 十 三 号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日 12月31日 から まで	別府市の地先	イを中心として 半径100メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 851 号 別府市上人鼻の標 識	イ 基点第851号か ら90度280メー トルの点		別府市	【 〃 別 府 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 六 十 三 号
共 第 六 十 四 号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日 12月31日 から まで	大分市大字佐賀関及 び大字白木の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ及びイの 各点を順次に結 んだ直線によっ て囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関 踊鼻（大石）	イ 基点第98号から 345度4,200メー トルの点  ロ 基点第98号から 345度3,600メー トルの点  ハ 基点第98号から 5度2,800メー トルの点  ニ 基点第98号から 15度3,500メー トルの点  ホ 基点第98号から 15度3,900メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 〃 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共 第 六 十 四 号

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共第六十六号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 ま で	大分市大字高島の地 先	基点第105号、 イ、ロ、ハ、ニ 及び基点第105号 の各点を順次に 結んだ直線に よって囲まれた 区域	基点第 105 号 大分市高島あしか ばえ頂上	イ 基点第105号か ら340度250メー トルの点  ロ 基点第105号か ら50度1,500メー トルの点  ハ 基点第105号か ら90度1,600メー トルの点  ニ 基点第105号か ら160度250メー トルの点	大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第六十六号	
共第六十七号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 ま で	大分市大字高島の地 先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 104 号 大分市牛島北端	イ 基点第104号か ら323度30分1,290 メートルの点  ロ 基点第104号か ら36度30分1,290 メートルの点  ハ 基点第104号か ら123度30分910 メートルの点  ニ 基点第104号か ら237度910メー トルの点	大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第六十七号	
共第六十八号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1 月 1 日 か ら 12 月 31 日 ま で	大分市大字蔦島の地 先	イ、ロ、ハ及び イの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた 区域	基点第 140 号 大分市大字佐賀関 5678番地の蔦島一 のはえ	イ 基点第140号か ら200度390メー トルの点  ロ 基点第140号か ら230度1,300メー トルの点  ハ 基点第140号か ら300度840メー トルの点	大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第六十八号	



免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共第六十九号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関 (平瀬)の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ及びイの 各点を順次に結 んだ直線によっ て囲まれた区域	基点第 767 号 大分市豊後平瀬灯 標	イ 基点第767号か ら300度1,100メー トルの点  ロ 基点第767号か ら330度2,300メー トルの点  ハ 基点第767号か ら350度2,900メー トルの点  ニ 基点第767号か ら20度2,200メー トルの点  ホ 基点第767号か ら20度800メー トルの点	大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第六十九号	
共第七十号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関 (松ヶ鼻)の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻	イ 基点第99号から 318度1,400メー トルの点  ロ 基点第99号から 334度2,200メー トルの点  ハ 基点第99号から 12度2,100メー トルの点  ニ 基点第99号から 22度1,100メー トルの点	大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第七十号	
共第七十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として 半径200メー トルの円によっ て囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関 踊鼻(大石)	イ 基点第98号から 339度4,500メー トルの点	大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第七十一号	

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点	点					
共第七十二号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として 半径80メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関 踊鼻（大石）	イ 基点第98号から 12度3,980メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第七十二号
共第七十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として 半径200メー トルの円によっ て囲まれた区域	基点第 98 号 大分市大字佐賀関 踊鼻（大石）	イ 基点第98号から 359度1,750メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第七十三号
共第七十五号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として 半径200メー トルの円によっ て囲まれた区域	基点第 103 号 大分市蔦島東端 （伊賀瀬頂上）	イ 基点第103号か ら25度1,700メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第七十五号
共第七十六号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として 半径200メー トルの円によっ て囲まれた区域	基点第 103 号 大分市蔦島東端 （伊賀瀬頂上）	イ 基点第103号か ら14度700メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第七十六号
共第七十七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字白木の地 先	イを中心として 半径200メー トルの円によっ て囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉 井崎の標識	イ 基点第101号か ら79度550メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第七十七号
共第七十八号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	12月1日から 12月31日まで	大分市大字白木の地 先	イを中心として 半径200メー トルの円によっ て囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字白木玉 井崎の標識	イ 基点第101号か ら92度1,160メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第七十八号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点	点					
共第八十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の 地先	イを中心として 半径200メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 99 号 大分市松ヶ鼻	イ 基点第99号から 318度1,700メー トルの点		大分市大字佐 賀関及び大字 白木	【 佐 賀 関 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第八十号
共第八十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字深江の地 先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 113 号 臼杵市大字深江飛 潮鼻の標識	イ 基点第113号か ら319度30分2,000 メートルの点  ロ 基点第113号か ら303度30分1,900 メートルの点  ハ 基点第113号か ら324度30分900 メートルの点  ニ 基点第113号か ら332度30分1,100 メートルの点		臼杵市大字臼 杵、大字板知 屋、大字大 泊、大字風 成、大字深江 及び大字市浜	【 臼 杵 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第八十一号
共第八十七号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦の 地先	イを中心として 半径200メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 439 号 津久見市大字四浦 高井島東端の標識	イ 基点第439号か ら17度30分750 メートルの点		津久見市（大 字保戸島を除 く。）	【 津 久 見 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第八十七号
共第九十号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島 の地先	イを中心として 半径300メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸 島高甲岩灯標	イ 基点第126号か ら3度3,050メー トルの点		津久見市、臼 杵市並びに大 分市大字佐賀 関、大字白木 及び大字一尺 屋	【 臼 杵 】 【 津 久 見 】 【 佐 賀 関 】 【 保 戸 島 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第九十号
共第九十一号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島 の地先	イを中心として 半径300メートル の円によって囲 まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸 島高甲岩灯標	イ 基点第126号か ら34度5,850メー トルの点		津久見市、臼 杵市並びに大 分市大字佐賀 関、大字白木 及び大字一尺 屋	【 臼 杵 】 【 津 久 見 】 【 佐 賀 関 】 【 保 戸 島 】	令和6年 1月1日 から令和 15年12月 31日まで	共第九十一号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点	点					
共第九十二号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から59度6,050メートルの点		津久見市、臼杵市並びに大分市大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋	〃 【白杵】 【津久見】 【佐賀関】 【保戸島】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第九十二号
共第九十八号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島字水ノ子島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 180 号 佐伯市鶴見大字大島字水の子2の1559番地水ノ子島灯台	イ 基点第180号から322度1,300メートルの点 ロ 基点第180号から31度1,200メートルの点 ハ 基点第180号から160度1,800メートルの点 ニ 基点第180号から205度1,900メートルの点		佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	〃 【鶴見】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第九十八号
共第九十九号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、たい飼付漁業	10月1日から 翌年1月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イを中心として半径300メートルの円によって囲まれた区域	基点第 1070 号 佐伯市鶴見大字大島1032番地（観音鼻）の標識	イ 基点第1070号から先ノ瀬頂上見通し線上550メートルの点		佐伯市鶴見大字丹賀浦、大字梶寄浦及び大字大島	〃 【鶴見】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第九十九号
共第一百号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦の地先	イを中心として半径500メートルの円によって囲まれた区域	基点第 778 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦猿島三ツグイ東端の標識	イ 基点第778号から112度2,100メートルの点		佐伯市蒲江大字猪串浦及び大字蒲江浦	〃 【蒲江】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第一百号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点	点					
共第百三十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 125 号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識 基点第 126 号 津久見市大字保戸島高甲岩灯標	イ 基点第126号から8度30分250メートルの点 ロ 基点第126号から108度30分200メートルの点 ハ 基点第125号から155度200メートルの点 ニ 基点第125号から335度100メートルの点		津久見市大字保戸島	【 保 戸 島 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第百三十三号
共第百六十六号	第3種共同漁業 ぶり、たい、いさき、あじ飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 1126 号 津久見市大字保戸島保戸島港（中の島地区）防波堤灯台 基点第 1127 号 津久見市大字保戸島保戸島港（地下地区）大ばそ防波堤の標識	イ 基点第1126号から279度175メートルの点 ロ 基点第1126号から314度531メートルの点 ハ 基点第1127号から265度390メートルの点 ニ 基点第1127号から265度190メートルの点 ホ 基点第1127号から204度223メートルの点 へ 基点第1127号から207度273メートルの点		津久見市大字保戸島	【 保 戸 島 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第百六十六号

免許 番号	免 許 の 内 容					条 件	関 係 地 区	漁 業 権 者 【支店・取次店】	存 続 期 間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
共 第 百 七 号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 1135 号 佐伯市鶴見大字大島字田野浦由が浦鼻の標識	イ 基点第1135号から303度30分1,000メートルの点 ロ 基点第1135号から311度30分670メートルの点 ハ 基点第1135号から327度770メートルの点 ニ 基点第1135号から315度30分1,100メートルの点	佐伯市鶴見	【 鶴 見 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 百 七 号	
共 第 百 八 号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字梶寄浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第 173 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女郎崎の標識	イ 基点第173号から67度510メートルの点 ロ 基点第173号から87度30分400メートルの点 ハ 基点第173号から97度740メートルの点 ニ 基点第173号から83度810メートルの点	佐伯市鶴見	【 鶴 見 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 百 八 号	
共 第 百 九 号	第3種共同漁業 たい、いさき、あじ飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域	基点第 1141 号 津久見市大字長目2594番地の1の標柱	イ 基点第1141号から154度11分400メートルの点	津久見市（大字保戸島を除く。）	【 津 久 見 】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共 第 百 九 号	

免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
共第百十二号	第3種共同漁業 ぶり、いさき、 たい飼付漁業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第125号 津久見市大字保戸島東端（高月）の標識	イ 基点第125号から100度2,300メートルの点 ロ 基点第125号から105度2,900メートルの点 ハ 基点第125号から111度45分2,800メートルの点 ニ 基点第125号から109度15分2,200メートルの点	津久見市大字保戸島	〃 【保戸島】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第百十二号	
共第百十三号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関及び大字白木の地先	イを中心として半径200メートルの円によって囲まれた区域	基点第101号 大分市大字白木玉井崎の標識	イ 基点第101号から122度22分3,250メートルの点	大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第百十三号	
共第百十四号	第3種共同漁業 つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関の地先	イを中心として半径250メートルの円によって囲まれた区域	基点第106号 大分市高島南端（粒瀬頂上）	イ 基点第106号から161度1,730メートルの点	大分市大字佐賀関及び大字白木	〃 【佐賀関】	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	共第百十四号	





## 2) 区画漁業



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二百三号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から 11月30日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1号から347度 10分2,990メートルの点 ロ 基点第1号から352度 4,175メートルの点 ハ 基点第3号から12度 3,450メートルの点 ニ 基点第3号から13度15 分2,435メートルの点	北緯 33-38-33 東経 131-11-22 北緯 33-39-13 東経 131-11-26 北緯 33-38-06 東経 131-14-49 北緯 33-37-34 東経 131-14-43	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	中津市小祝新 町、字小祝、大 字角木、下正路 町、角木町、船 頭町、船場町、 片端町、大字大 塚、大字牛神、 大字東浜、大字 大新田、大字田 尻、大字是則、 大字定留及び大 字諸田	大分県大分市府内 町3丁目5番7号 大分県漁業協同組 合 【 中 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二百三号
区第二百九号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から 翌年4月30日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ、リ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1号から10度45 分1,650メートルの点 ロ 基点第1号から11度40 分2,250メートルの点 ハ 基点第2号から44度30 分2,510メートルの点 ニ 基点第3号から357度 30分1,960メートルの点 ホ 基点第3号から292度 550メートルの点 ヘ 基点第2号から54度 310メートルの点 ト 基点第2号から31度30 分570メートルの点 チ 基点第1号から324度 50分935メートルの点 リ 基点第1号から351度 30分1,830メートルの点	北緯 33-37-51 東経 131-12-00 北緯 33-38-10 東経 131-12-06 北緯 33-37-40 東経 131-13-47 北緯 33-37-20 東経 131-14-18 北緯 33-36-23 東経 131-14-01 北緯 33-36-48 東経 131-12-48 北緯 33-36-58 東経 131-12-50 北緯 33-37-23 東経 131-11-27 北緯 33-37-57 東経 131-11-38	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	中津市小祝新 町、字小祝、大 字角木、下正路 町、角木町、船 頭町、船場町、 片端町、大字大 塚、大字牛神、 大字東浜及び大 字大新田	【 中 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二百九号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四百二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から 翌年4月30日まで	宇佐市柳ヶ浦の地 先	イ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト、チ、 リ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	イ	基点第63号から3度 1,200メートルの点	北緯 33-34-47 東経 131-20-30	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	宇佐市大字江須 賀、大字住江、 大字神子山新 田、大字郡中新 田、大字高砂新 田、大字順風新 田、貴船町、子 安町、住吉町、 沖須町及び大字 下乙女	【 宇 佐 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第63号から3度 2,200メートルの点	北緯 33-35-19 東経 131-20-32				
						ハ	基点第9号から352度 2,500メートルの点	北緯 33-35-25 東経 131-21-59				
						ニ	基点第9号から352度 800メートルの点	北緯 33-34-30 東経 131-22-08				
						ホ	基点第9号から343度 800メートルの点	北緯 33-34-29 東経 131-22-03				
						ヘ	基点第9号から345度 30分1,290メートルの点	北緯 33-34-45 東経 131-22-00				
						ト	基点第8号から359度 690メートルの点	北緯 33-34-56 東経 131-21-24				
						チ	基点第8号から309度 10分1,080メートルの点	北緯 33-34-55 東経 131-20-52				
						リ	基点第8号から294度 910メートルの点	北緯 33-34-45 東経 131-20-52				
								基点第 8 号				
		基点第 9 号	宇佐市大字長洲小松橋下 流側中央									
		基点第 63 号	宇佐市黒川橋の東側橋脚 下流側中央									

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四百五号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から 翌年6月30日まで	宇佐市大字長洲の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及 びイの各点を順次 に結んだ直線によ って囲まれた区域	イ 基点第1035号から307 度30分285メートルの点	北緯 33-34-54 東経 131-22-22	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	宇佐市大字長洲	【 宇 佐 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1035号から349 度30分1,290メートルの 点	北緯 33-35-29 東経 131-22-22					ハ 基点第1236号から358 度1,585メートルの点
						基点第 1035 号 宇佐市大字長洲長洲漁港 (新港)の北東端角の標 識						
						基点第 1236 号 宇佐市大字岩保新田和間 漁港防波堤北西端角の標 識						
区第四百八号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から 翌年4月30日まで	宇佐市和間の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1236号から358 度385メートルの点	北緯 33-34-43 東経 131-23-46	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	宇佐市大字 蟻 木、大字松崎、 大字西大堀、大 字佐々礼、大字 岩保新田、大字 久兵衛新田、大 字北鶴田新田及 び大字南鶴田新 田	【 宇 佐 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1236号から358 度1,585メートルの点	北緯 33-35-22 東経 131-23-45					ハ 基点第869号から342度 1,955メートルの点
						基点第 869 号 宇佐市大字松崎(肥塚) 2493の28番地(砂防堤の 根基の中央から西へ145 メートルの点)の標識						
						基点第 1236 号 宇佐市大字岩保新田和間 漁港防波堤北西端角の標 識						

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第七百十三号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月15日まで	国東市国見町向田の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1262号から109度394メートルの点 ロ 基点第1262号から116度502メートルの点 ハ 基点第1262号から122度478メートルの点 ニ 基点第1262号から118度386メートルの点	北緯 33-39-25 東経 131-40-29 北緯 33-39-22 東経 131-40-32 北緯 33-39-21 東経 131-40-30 北緯 33-39-24 東経 131-40-28	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国見町	【 国 見 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第七百十三号
区第八百十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	11月1日から翌年4月30日まで	東国東郡姫島村字両瀬の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1129号から219度730メートルの点 ロ 基点第1129号から118度785メートルの点 ハ 基点第1129号から100度628メートルの点 ニ 基点第1129号から226度641メートルの点	北緯 33-43-24 東経 131-40-46 北緯 33-43-30 東経 131-41-31 北緯 33-43-39 東経 131-41-28 北緯 33-43-28 東経 131-40-46	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	【 姫 島 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第八百十号
区第八百十一号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	11月1日から翌年6月30日まで	東国東郡姫島村の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1270号から126度48分8メートルの点 ロ 基点1269号から126度48分8メートルの点 ハ 基点第1269号から126度48分51メートルの点 ニ 基点第1270号から126度48分51メートルの点	北緯 33-43-23 東経 131-40-28 北緯 33-43-28 東経 131-40-31 北緯 33-43-27 東経 131-40-32 北緯 33-43-22 東経 131-40-29	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	【 姫 島 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第八百十一号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第八百十二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	11月1日から 翌年5月31日まで	東国東郡姫島村の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1286号から205 度15分151メートルの点  ロ 基点第1286号から161 度49分220メートルの点  ハ 基点第1286号から179 度05分323メートルの点  ニ 基点第1286号から206 度41分281メートルの点  基点第 1286 号 東国東郡姫島村2301番地 の3地先の標識	北緯 33-43-12 東経 131-39-07  北緯 33-43-09 東経 131-39-13  北緯 33-43-06 東経 131-39-10  北緯 33-43-08 東経 131-39-05	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	東国東郡姫島村	〃 【 姫 島 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第八百十二号
区第九百十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国東町富来 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1263号から355 度1,040メートルの点  ロ 基点第1263号から342 度1,851メートルの点  ハ 基点第1263号から299 度1,800メートルの点  ニ 基点第1263号から277 度1,100メートルの点  基点第 1263 号 国東市国東町国東港富来 浦北防波堤灯台	北緯 33-36-50 東経 131-43-02  北緯 33-37-13 東経 131-42-43  北緯 33-36-45 東経 131-42-04  北緯 33-36-21 東経 131-42-23	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国東町	〃 【 く に さ き 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第九百十号
区第九百十一号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国東町重藤 の地先	基点第77号、イ、 ロ及び基点第1264 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 77 号 国東市国東町と同市武蔵 町との境界  イ 基点第77号から85度57 分2,381メートルの点  ロ 基点第1264号から87度 20分1,847メートルの点  基点第 1264 号 国東市国東町治郎丸川河 口左岸南東端角	北緯 33-30-58 東経 131-43-54  北緯 33-31-03 東経 131-45-26  北緯 33-31-56 東経 131-45-26  北緯 33-31-53 東経 131-44-14	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国東町	〃 【 く に さ き 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第九百十一号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第九百十二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月30日まで	国東市国東町富来の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1263号から337度57分2,496メートルの点	北緯 33-37-31 東経 131-42-29	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	〃 【くにさき】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						ロ 基点第1263号から333度39分3,528メートルの点	北緯 33-37-59 東経 131-42-05					
				ハ 基点第1263号から326度48分3,456メートルの点	北緯 33-37-50 東経 131-41-52							
				ニ 基点第1263号から324度44分2,367メートルの点	北緯 33-37-19 東経 131-42-12							
						基点第 1263 号 国東市国東町国東港富来浦北防波堤灯台						
区第九百十三号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から翌年6月30日まで	国東市国東町富来の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1263号から333度08分3,819メートルの点	北緯 33-38-07 東経 131-41-58	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	〃 【くにさき】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						ロ 基点第1290号から48度34分300メートルの点	北緯 33-38-38 東経 131-41-33					
				ハ 基点第1290号から41度01分136メートルの点	北緯 33-38-35 東経 131-41-28							
				ニ 基点第1263号から328度41分3,794メートルの点	北緯 33-38-01 東経 131-41-49							
						基点第 1263 号 国東市国東町国東港富来浦北防波堤灯台						
						基点第 1290 号 国東市国東町来浦漁港北側防波堤の先端北西側角						



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第千十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市武蔵町池ノ 内の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第77号から86度52 分788メートルの点  ロ 基点第77号から88度41 分1,891メートルの点  ハ 基点第77号から129度 24分2,446メートルの点  ニ 基点第77号から153度 07分1,741メートルの点	北緯 33-30-59 東経 131-44-24  北緯 33-30-59 東経 131-45-07  北緯 33-30-08 東経 131-45-07  北緯 33-30-08 東経 131-44-24	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市武蔵町	【武蔵】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第千十号
区第千十一号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市武蔵町池ノ 内の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第77号から160度 56分2,561メートルの点  ロ 基点第77号から142度 01分3,072メートルの点  ハ 基点第77号から149度 25分3,716メートルの点  ニ 基点第77号から165度 21分3,307メートルの点	北緯 33-29-39 東経 131-44-26  北緯 33-29-39 東経 131-45-07  北緯 33-29-14 東経 131-45-07  北緯 33-29-14 東経 131-44-26	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市武蔵町	【武蔵】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第千十一号
区第千百十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市安岐町塩屋 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第79号から54度18 分1,383メートルの点  ロ 基点第79号から80度38 分2,031メートルの点  ハ 基点第79号から108度 20分1,595メートルの点  ニ 基点第79号から91度53 分618メートルの点	北緯 33-27-19 東経 131-43-49  北緯 33-27-04 東経 131-44-24  北緯 33-26-37 東経 131-44-05  北緯 33-26-52 東経 131-43-30	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市安岐町	【安岐】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第千百十号

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第七百一十号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	別府市上人ヶ浜町の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1295号から42度307メートルの点 ロ 基点第1295号から43度227メートルの点 ハ 基点第1295号から138度334メートルの点 ニ 基点第1295号から123度517メートルの点	北緯 33-19-16 東経 131-30-08 北緯 33-19-14 東経 131-30-06 北緯 33-19-00 東経 131-30-08 北緯 33-18-59 東経 131-30-17	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	別府市	【 別 府 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第七百一十号
区第七百一十二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	別府市上人ヶ浜町の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1295号から44度175メートルの点 ロ 基点第1295号から77度25メートルの点 ハ 基点第1295号から161度241メートルの点 ニ 基点第1295号から142度308メートルの点	北緯 33-19-13 東経 131-30-05 北緯 33-19-09 東経 131-30-01 北緯 33-19-01 東経 131-30-03 北緯 33-19-01 東経 131-30-07	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	別府市	【 別 府 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第七百一十二号
区第七百一十三号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	別府市大字北石垣の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1296号から354度208メートルの点 ロ 基点第1296号から324度143メートルの点 ハ 基点第1296号から278度69メートルの点 ニ 基点第1296号から16度9メートルの点	北緯 33-18-43 東経 131-30-13 北緯 33-18-41 東経 131-30-11 北緯 33-18-37 東経 131-30-11 北緯 33-18-37 東経 131-30-14	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	別府市	【 別 府 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第七百一十三号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千五百十二号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年5月31日まで	臼杵市大字佐志生の地先	基点第1100号、イ、ロ及び基点第681号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第 1100 号 臼杵市大字佐志生字釜浦の市道佐志生本線擁壁工の標識	北緯 33-10-51 東経 131-49-58	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	臼杵市大字佐志生	〃 【 臼 杵 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第1100号から基点第811号見通し線上220メートルの点	北緯 33-10-48 東経 131-50-05					
						ロ 基点第681号から黒島北端見通し線上100メートルの点	北緯 33-10-43 東経 131-50-02					
						基点第 681 号 臼杵市大字佐志生字尾本3688番地の6の埋立地角の標識	北緯 33-10-43 東経 131-49-59					
				基点第 811 号 臼杵市大字佐志生字黒島平ばえの標識								
区第二千五百十六号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年5月31日まで	臼杵市大字佐志生の地先	基点第676号、イ、ロ及び基点第677号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第 676 号 臼杵市大字佐志生藤田漁港南側防波堤の根基の標識	北緯 33-10-21 東経 131-49-46	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	臼杵市大字佐志生	〃 【 臼 杵 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第676号から小三ツ子島頂上見通し線上230メートルの点	北緯 33-10-17 東経 131-49-54					
						ロ 基点第677号から小三ツ子島頂上見通し線上170メートルの点	北緯 33-10-09 東経 131-49-49					
						基点第 677 号 臼杵市大字佐志生字乗越5876番地(坊主山)の標識	北緯 33-10-11 東経 131-49-43					
区第二千七百一号	第1種区画漁業 藻類養殖業	団体漁業権	9月1日から翌年5月31日まで	臼杵市大字諏訪の地先	基点第682号、イ、ロ及び基点第683号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 682 号 臼杵市大字諏訪字ウソ越738番地(樋門上流端)の標識	北緯 33-07-37 東経 131-47-53	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	臼杵市大字諏訪及び大字大浜	〃 【 臼 杵 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	
						イ 基点第682号から臼杵市大字臼杵68番地の4の防波堤暗渠見通し線上150メートルの点	北緯 33-07-32 東経 131-47-55					
						ロ 基点第683号から臼杵市洲崎埋立地東端見通し線上250メートルの点	北緯 33-07-43 東経 131-48-14					
						基点第 683 号 臼杵市大字諏訪字村下646番地の8の標識	北緯 33-07-47 東経 131-48-05					

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千五百二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及 びイの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第1000号から白杵 市はだか島頂上見通し線 上180メートルの点	北緯 33-10-01 東経 131-49-39	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,000㎡あたり 成員5,000個以 内とする。	白杵市大字佐志 生	【 〃 杵 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1000号から白杵 市はだか島頂上見通し線 上380メートルの点	北緯 33-09-59 東経 131-49-46					ハ 基点第1000号から124 度30分399メートルの点
区第二千七百二十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字中津浦 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及 びイの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第1147号から白杵 市大字深江すずれ鼻見通 し線上180メートルの点	北緯 33-08-51 東経 131-49-29	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,000㎡あたり 成員5,000個以 内とする。	白杵市大字大浜 及び大字中津浦	【 〃 杵 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
					ロ 基点第1147号から白杵 市大字深江すずれ鼻見通 し線上380メートルの点	北緯 33-08-48 東経 131-49-37	ハ 基点第1147号から126 度45分393メートルの点					北緯 33-08-45 東経 131-49-35

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千七百二十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字深江の 地先	基点第404号、 イ、ロ及び基点第 1250号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 404 号 臼杵市大字深江字柿ノ浦 (すずれ鼻)の標識  イ 基点第404号から桜鼻 見通し線上160メートル の点  ロ 基点第1250号から96度 140メートルの点  基点第 1250 号 臼杵市大字深江字柿ノ浦 1089番地の4の標識	北緯 33-07-43 東経 131-52-33  北緯 33-07-42 東経 131-52-39  北緯 33-07-37 東経 131-52-36  北緯 33-07-37 東経 131-52-31	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	臼杵市大字深江	【 臼 杵 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千七百二十三号
区第二千七百二十四号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字深江の 地先	基点第1251号、 イ、ロ及び基点第 1252号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1251 号 臼杵市大字深江字柿ノ浦 1092番地の5の標識  イ 基点第1251号から103 度110メートルの点  ロ 基点第1252号から103 度116メートルの点  基点第 1252 号 臼杵市大字深江字柿ノ浦 1090番地の1の標識	北緯 33-07-35 東経 131-52-31  北緯 33-07-35 東経 131-52-35  北緯 33-07-31 東経 131-52-33  北緯 33-07-32 東経 131-52-29	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	臼杵市大字深江	【 臼 杵 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千七百二十四号
区第二千八百二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目 宇伊崎の地先	基点第396号、 イ、ロ及び基点第 500号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 396 号 津久見市大字長目2654番 地(黒島西端)の標識  イ 基点第396号から基点 第578号見通し線上100 メートルの点  ロ 基点第500号から269度 48分350メートルの点  基点第 500 号 津久見市大字長目黒島北 端の標識  基点第 578 号 津久見市大字長目宇浦代 221番地長目崎東端の標 識	北緯 33-06-11 東経 131-53-29  北緯 33-06-12 東経 131-53-25  北緯 33-06-20 東経 131-53-25  北緯 33-06-20 東経 131-53-38	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	津久見市大字長 目	【 津 久 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百二十号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千八百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代 浦の地先	基点第385号、基 点第386号、イ、 ロ及び基点第385 号の各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	基点第 385 号 津久見市大字網代琴浦の 標識 基点第 386 号 津久見市大字網代網代島 えびす神社鳥居の中央 イ 基点第386号から府高 造船所跡北端見通し線上 100メートルの点 ロ 基点第385号から底は え鼻の標識見通し線上 100メートルの点	北緯 33-04-03 東経 131-55-16 北緯 33-04-11 東経 131-55-10 北緯 33-04-12 東経 131-55-14 北緯 33-04-05 東経 131-55-19	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	津久見市大字網 代	【 津 久 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百二十一号
区第三千九百二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽 出浦の地先	基点第519号、 イ、ロ、ハ、ニ及 び基点第1253号の 各点を順次に結ん だ直線と最大高潮 時海岸線によっ て囲まれた区域	基点第 519 号 佐伯市鶴見大字羽出浦矢 石鼻 イ 基点第519号から基点 第171号見通し線上100 メートルの点 ロ 基点第1253号から185 度230メートルの点 ハ 基点第1253号から195 度200メートルの点 ニ 基点第1253号から基点 第1042号見通し線上60 メートルの点 基点第 1253 号 佐伯市鶴見大字羽出浦字 矢石84番地1先の標識 基点第 171 号 佐伯市鶴見大字中越浦と 同市鶴見大字丹賀浦との 境界(宇土崎) 基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ566番地3の標識	北緯 32-57-18 東経 132-00-16 北緯 32-57-18 東経 132-00-20 北緯 32-57-07 東経 132-00-12 北緯 32-57-08 東経 132-00-10 北緯 32-57-13 東経 132-00-14 北緯 32-57-14 東経 132-00-12	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千九百二十号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千九百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中 越浦の地先	基点第1041号、イ、ロ及び基点第1246号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ528番地10の標識  イ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字宇戸島頂上見通し線上180メートルの点  ロ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字宇戸島頂上見通し線上180メートルの点と基点第1042号から佐伯市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルの点とを結んだ直線と基点第1246号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線の交点  基点第 1246 号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ540番地1先の標識  基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識	北緯 32-56-24 東経 132-01-21  北緯 32-56-30 東経 132-01-24  北緯 32-56-30 東経 132-01-28  北緯 32-56-18 東経 132-01-33	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。  2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見大字中越浦	" 【 鶴 見 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第三千九百二十一号
区第四千二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹 賀浦の地先	基点第470号、イ及び基点第1266号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 470 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦字岩屋2番地1(宇土崎小脇の鼻)の標識  イ 基点第470号と基点第471号から佐伯市鶴見大字大島高手島北東端見通し線上300メートルの点とを結んだ直線と基点第1266号から佐伯市鶴見大字大島高手島頂上見通し線の交点  基点第 1266 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦黒岩の浜の標識  基点第 471 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦赤鼻の標識	北緯 32-57-13 東経 132-02-01  北緯 32-57-10 東経 132-02-16  北緯 32-57-01 東経 132-02-07	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。  2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦	" 【 鶴 見 】	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	区第四千二十号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千四百二十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑 野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及 びイの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第1241号から292 度110メートルの点  ロ 基点第1241号から 348.5度110メートルの点  ハ 基点第1241号から 335.5度202.5メートルの 点  ニ 基点第1241号から306 度200メートルの点	北緯 32-51-11 東経 131-57-11  北緯 32-51-13 東経 131-57-14  北緯 32-51-16 東経 131-57-12  北緯 32-51-14 東経 131-57-09	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び大字 楠本浦	【 上 入 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百二十号
区第四千五百二十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦字小蒲江の地 先	基点第223号、 イ、ロ及び基点第 224号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 223 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字 赤石5091番地(えびあじ ろ鼻)の標識  イ 基点第223号から基点 第226号見通し線上200 メートルの点  ロ 基点第224号から基点 第225号見通し線上150 メートルの点  基点第 224 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦小 蒲江漁港新防波堤の根基 の標識  基点第 225 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字 米ツク4634番地(よこあ じろ鼻)の標識  基点第 226 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字 米ツク4632番地1(よそ いち鼻)の標識	北緯 32-47-20 東経 131-54-24  北緯 32-47-20 東経 131-54-32  北緯 32-47-32 東経 131-54-29  北緯 32-47-32 東経 131-54-24	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	【 蒲 江 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百二十一号



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千五百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生 及び大字下ノ江の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第761号から250度 230メートルの点  ロ 基点第761号から250度 1,030メートルの点  ハ 基点第815号から69度 710メートルの点  ニ 基点第815号から69度 1,520メートルの点	北緯 33-09-41 東経 131-50-30  北緯 33-09-32 東経 131-50-01  北緯 33-09-57 東経 131-49-47  北緯 33-10-06 東経 131-50-16	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字佐志 生、大字下ノ 江、大字中津 浦、大字大浜、 大字諏訪、大字 白杵、大字板知 屋、大字大泊、 大字風成及び大 字深江	【白杵】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千五百三十号
区第二千七百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字大泊字 津久見島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第763号から241度 13分220メートルの点  ロ 基点第763号から241度 13分520メートルの点  ハ 基点第112号から245度 20分521メートルの点  ニ 基点第112号から250度 52分223メートルの点	北緯 33-08-17 東経 131-51-24  北緯 33-08-12 東経 131-51-14  北緯 33-08-24 東経 131-51-06  北緯 33-08-28 東経 131-51-17	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字大泊	【白杵】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千七百三十号
区第二千八百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字千怒 の地先	基点第391号、イ 及びロの各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 391 号 津久見市大字千怒489番 地の1(千怒崎小鼻)の 標識  イ 基点第391号から基点 第1237号見通し線上230 メートルの点  ロ 基点第391号から南側 堤防へ140メートルの点	北緯 33-04-46 東経 131-52-58  北緯 33-04-45 東経 131-52-49  北緯 33-04-43 東経 131-52-54	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字千 怒及び高洲町	【津久見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十号

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千八百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代 の地先	基点第374号と基点 第1199号とを結 んだ直線及び基点 第1200号、イ及び 基点第377号の各 点を順次に結んだ 直線と最大高潮時 海岸線から50メー トルの線とによっ て囲まれた区域	基点第 374 号 津久見市大字網代字腹間 4950番地の1の標識	北緯 33-05-12 東経 131-55-53	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字網 代、大字日見及 び高洲町	【 津久見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十一号
区第二千八百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目 字楠屋の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第671号から147度 54分198メートルの点	北緯 33-07-00 東経 131-54-12	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字長 目及び高洲町	【 津久見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十三号
						ロ 基点第671号から154度 30分648メートルの点	北緯 33-06-47 東経 131-54-18					
						ハ 基点671号から105度42 分1,036メートルの点	北緯 33-06-56 東経 131-54-46					
						ニ 基点第671号から80度 30分839メートルの点	北緯 33-07-10 東経 131-54-39					
						基点第 671 号 津久見市大字長目字玉ヶ 浦2586番地の標識						

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千八百三十四号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦 の地先	基点第373号、イ 及び基点第1061号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線から 100メートルの線 とによって囲まれ た区域	基点第 373 号 津久見市大字四浦34番地 の8(観音埼内鼻)の標 識	北緯 33-05-44 東経 131-56-31	津久見市大字四 浦字荒代、同字 鳩浦及び高洲町	【 津 久 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十四号	
						イ 基点第373号と津久見 市大字四浦字白小島とを 結んだ直線と、基点第 1061号から79度の線との 交点	北緯 33-05-04 東経 131-56-33					
					基点第 1061 号 津久見市大字四浦字黒ば え286番地の標識	北緯 33-05-01 東経 131-56-14						
<p>(条 件)</p> <p>1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。</p> <p>2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が21,600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形、規格：30メートル×40メートル、台数：2台 形状：長方形、規格：40メートル×60メートル、台数：8台</p> <p>3 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。</p>												
区第二千八百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦 の地先	基点第373号、イ、ロ、ハ及び 基点第1061号の各点 を順次に結んだ直 線と最大高潮時海 岸線から100メー トルの線とによっ て囲まれた区域	基点第 373 号 津久見市大字四浦34番地 の8(観音埼内鼻)の標 識	北緯 33-05-44 東経 131-56-31	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	【 津 久 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百三十五号	
						イ 基点第373号から津久 見市大字四浦字白小島見 通し線上最大高潮時海岸 線から100メートルの点	北緯 33-05-38 東経 131-56-31					
					ロ 基点第373号から128度 36分130メートルの点	北緯 33-05-42 東経 131-56-35						
					ハ 基点第1061号から79度 604メートルの点	北緯 33-05-04 東経 131-56-37						
					基点第 1061 号 津久見市大字四浦字黒ば え286番地の標識	北緯 33-05-01 東経 131-56-14						

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千八百四十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦 字田ノ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1205号から293 度582メートルの点  ロ 基点第1205号から261 度544メートルの点  ハ 基点第1205号から251 度256メートルの点  ニ 基点第1205号から310 度321メートルの点	北緯 33-04-32 東経 131-58-54  北緯 33-04-22 東経 131-58-54  北緯 33-04-22 東経 131-59-06  北緯 33-04-32 東経 131-59-06	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字四 浦(字荒代及び 字鳩浦を除 く。)	【津久見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千八百四十号
	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦 字田ノ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1205号から293 度582メートルの点  ロ 基点第1205号から261 度544メートルの点  ハ 基点第1205号から251 度256メートルの点  ニ 基点第1205号から310 度321メートルの点	北緯 33-04-32 東経 131-58-54  北緯 33-04-22 東経 131-58-54  北緯 33-04-22 東経 131-59-06  北緯 33-04-32 東経 131-59-06	津久見市大字四 浦(字荒代及び 字鳩浦を除 く。)	【津久見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで		
区第二千八百四十一号	<p>(条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。</li> <li>当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,034平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形、規格：直径30メートル、台数：3台 形状：円形、規格：直径20メートル、台数：1台 形状：長方形、規格：80メートル×40メートル、台数：2台 形状：正方形、規格：10メートル×10メートル、台数：2台</li> <li>当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。</li> <li>天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。</li> </ol>											

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第三千三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くるまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸 島の地先	基点第1148号、イ、 ロ、ハ及び基点第 1184号を結んだ直 線と最大高潮時海 岸線とによって囲 まれた区域	基点第 1148 号 津久見市大字保戸島地下 南防波堤と新地物揚場の 交点	北緯 33-06-11 東経 132-00-21	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字保 戸島	〃 【保戸島】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千三十号
						イ 基点第1148号から276 度18メートルの点	北緯 33-06-11 東経 132-00-20					
						ロ 基点第1148号から218 度243メートルの点	北緯 33-06-05 東経 132-00-15					
						ハ 基点第1184号から334 度135メートルの点	北緯 33-06-00 東経 132-00-10					
				基点第 1184 号 津久見市大字保戸島カモ ンバエ北端	北緯 33-05-56 東経 132-00-12							
区第三千二百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くるまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第848号から140度 376メートルの点	北緯 33-02-49 東経 131-57-12	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市上浦大字 最勝海浦	〃 【上浦】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百三十号
						ロ 基点第848号から170度 1,309メートルの点	北緯 33-02-16 東経 131-57-11					
						ハ 基点第848号から211度 1,492メートルの点	北緯 33-02-17 東経 131-56-33					
						ニ 基点第848号から250度 808メートルの点	北緯 33-02-49 東経 131-56-33					
				基点第 848 号 佐伯市上浦大字最勝海浦 字敷場4928番地3の標識								

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千二百三十一号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第848号から164度 823メートルの点  ロ 基点第848号から170度 1,309メートルの点  ハ 基点第848号から211度 1,492メートルの点  ニ 基点第848号から225度 1,091メートルの点  基点第 848 号 佐伯市上浦大字最勝海浦 字敷場4928番地3の標識	北緯 33-02-33 東経 131-57-11  北緯 33-02-16 東経 131-57-11  北緯 33-02-17 東経 131-56-33  北緯 33-02-33 東経 131-56-33	佐伯市上浦大字 最勝海浦	〃 【 上 浦 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百三十一号	
	(条件) 1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が50,580平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：長方形、規格：80メートル×48メートル、台数：12台 形状：長方形、規格：50メートル×30メートル、台数：3台 3 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖してはならない。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。											
区第三千二百三十七号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字浅 海井浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1176号から44度 616メートルの点  ロ 基点第1176号から61度 939メートルの点  ハ 基点第1176号から87度 829メートルの点  ニ 基点第1176号から84度 430メートルの点  基点第 1176 号 佐伯市上浦大字浅海井浦 2396番地1(暗渠)の標 識	北緯 33-02-27 東経 131-55-29  北緯 33-02-27 東経 131-55-44  北緯 33-02-14 東経 131-55-44  北緯 33-02-14 東経 131-55-29	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市上浦大字 浅海井浦	〃 【 上 浦 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百三十七号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千二百三十八号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順 次に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第143号から98度 889メートルの点	北緯 33-02-42 東経 131-59-06	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 当該漁業権に 係る区画漁業で 用いられる養殖 用種苗は、人工 種苗でなくては ならない。	佐伯市上浦大字 最勝海浦	" 上 浦 ]	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百三十八号
						ロ 基点第143号から122度 1,046メートルの点	北緯 33-02-28 東経 131-59-06					
区第三千二百三十九号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第143号から162度 265メートルの点	北緯 33-02-38 東経 131-58-35		佐伯市上浦大字 最勝海浦	" 上 浦 ]	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百三十九号
						ロ 基点第143号から基点 第1145号見通し線上950 メートルの点	北緯 33-02-15 東経 131-58-35					

(条件)

- 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
- 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が56,595平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：長方形、規格：38.5メートル×42メートル、台数：35台
- 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、179尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。
- 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千二百四十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	4月1日から 9月30日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順 次に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第1289号から293 度1,105メートルの点  ロ 基点第1289号から306 度1,026メートルの点  ハ 基点第1289号から298 度621メートルの点  ニ 基点第1289号から274 度809メートルの点  ホ 基点第1289号から286 度1,064メートルの点	北緯 33-03-54 東経 132-00-24  北緯 33-04-00 東経 132-00-31  北緯 33-03-49 東経 132-00-42  北緯 33-03-42 東経 132-00-32  北緯 33-03-50 東経 132-00-24	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 当該漁業権に 係る区画漁業で 養殖される魚 は、区第3230号 に係る区画漁業 で養殖の用に供 される施設から 移送されたもの でなければならない。	佐伯市上浦大字 最勝海浦	〃 【上浦】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百四十号
区第三千二百四十一号	第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業	団体漁業権	4月1日から 9月30日まで	佐伯市上浦大字最 勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順 次に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第1289号から293 度1,105メートルの点  ロ 基点第1289号から322 度1,007メートルの点  ハ 基点第1289号から324 度589メートルの点  ニ 基点第1289号から274 度809メートルの点  ホ 基点第1289号から286 度1,064メートルの点	北緯 33-03-54 東経 132-00-24  北緯 33-04-06 東経 132-00-39  北緯 33-03-55 東経 132-00-50  北緯 33-03-42 東経 132-00-32  北緯 33-03-50 東経 132-00-24	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 当該漁業権に 係る区画漁業で 養殖されるくろ まぐるは、区第 3231号、区第 3238号又は区第 3239号に係る区 画漁業で養殖の 用に供される施 設から移送され たものでなけれ ばならない。	佐伯市上浦大字 最勝海浦	〃 【上浦】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千二百四十一号



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第三千三百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江彦 島の地先	基点第481号、 イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及び基点第1043 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 481 号 佐伯市大字護江彦島久保 浦東側突端の標識	北緯 33-00-46 東経 131-54-31	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字護 江、大字狩生及 び大字二栄	【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第481号から佐伯 市大字護江風無ハチク山 突端見通し線上100メー トルの点	北緯 33-00-48 東経 131-54-28					
						ロ 基点第148号から佐伯 市大字護江風無間口東端 見通し線上50メートルの 点	北緯 33-00-55 東経 131-54-42					
						ハ ロの点から佐伯市大字 二栄官島頂上見通し線上 150メートルの点	北緯 33-00-57 東経 131-54-47					
						ニ 基点第1044号から佐伯 市大字高松浦メバル鼻見 通し線上100メートルの 点	北緯 33-00-50 東経 131-54-50					
						ホ 基点第1043号から基点 第1007号見通し線上50 メートルの点	北緯 33-00-34 東経 131-54-46					
						基点第 1043 号 佐伯市大字護江字彦島 1142の2番地（マアジロ 鼻の突端）の標識	北緯 33-00-34 東経 131-54-44					
						基点第 1044 号 佐伯市大字護江字彦島 1225番地（ハタガシリ鼻 の突端のエエバエ）の標 識						
						基点第 1007 号 佐伯市大字高松浦金比羅 の鼻の標識						
						基点第 148 号 佐伯市大字護江彦島北端						

免許 番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁 業 の 種 類 及 び 名 称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁 業 時 期	漁 場 の 位 置	漁 場 の 区 域							
					区 域	点						座標（参考値）
区 第 三 千 五 百 三 十 号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 の地先	基点第445号、 イ、ロ及び基点第 855号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 445 号 佐伯市大字片神浦ドウダ テの標識	北緯 33-00-13 東経 131-55-03	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦	" 【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第445号から基点 第149号見通し線上150 メートルの点	北緯 33-00-16 東経 131-54-58					
						ロ 基点第855号から佐伯 市大字護江彦島の南から 1番目の山頂見通し線上 150メートルの点	北緯 33-00-29 東経 131-55-03					
						基点第 855 号 佐伯市大字片神浦1番地 2と同2番地2の境界の 標識	北緯 33-00-29 東経 131-55-08					
					基点第 149 号 佐伯市大字護江彦島南端							
区 第 三 千 五 百 三 十 一 号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字高松浦 の地先	基点第1007号、イ、 ロ及び基点第855 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1007 号 佐伯市大字高松浦金比羅 の鼻の標識	北緯 33-00-35 東経 131-55-11	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字高松 浦	" 【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1007号から佐伯 市大字護江彦島の送電線 鉄塔北見通し線上150 メートルの点	北緯 33-00-36 東経 131-55-06					
						ロ 基点第855号から佐伯 市大字護江彦島の南から 1番目の山頂見通し線上 150メートルの点	北緯 33-00-29 東経 131-55-03					
						基点第 855 号 佐伯市大字片神浦1番地 2と同2番地2の境界の 標識	北緯 33-00-29 東経 131-55-08					
区 第 三 千 五 百 三 十 二 号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字久保浦 の地先	基点第156号、イ、 ロ及び基点第1143 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 156 号 佐伯市大字久保浦久保 鼻西の鼻	北緯 32-59-43 東経 131-54-52	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字久保 浦	" 【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第156号から324度 160メートルの点	北緯 32-59-48 東経 131-54-48					
						ロ 基点第1143号から基点 第149号見通し線上160 メートルの点	北緯 32-59-53 東経 131-54-57					
						基点第 1143 号 佐伯市大字久保浦字内原 214番地（北突端）の標 識	北緯 32-59-49 東経 131-55-00					
					基点第 149 号 佐伯市大字護江彦島南端							

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千五百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字守後浦 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第157号から佐伯 市大字霞ヶ浦下り松鼻見 通し線上140メートルの 点  ロ 基点第1132号から290 度150メートルの点  ハ 基点第1132号から290 度50メートルの点  ニ 基点第157号から佐伯 市大字霞ヶ浦下り松鼻見 通し線上40メートルの点  基点第 157 号 佐伯市大字守後浦424番 地(守後鼻)の標識  基点第 1132 号 佐伯市大字守後浦753番 地1の地先の標識	北緯 32-59-18 東経 131-54-32  北緯 32-59-28 東経 131-54-35  北緯 32-59-27 東経 131-54-38  北緯 32-59-17 東経 131-54-35	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字守後 浦	【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千五百三十五号
区第三千六百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 字竹ヶ谷の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上100 メートルの点  ロ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上340 メートルの点  ハ 基点第1133号から基点 第1134号見通し線上190 メートルの点  ニ 基点第1133号から基点 第1134号見通し線上40 メートルの点  基点第 444 号 佐伯市大字片神浦1290番 地と大字塩内浦1番地の 境界の標識  基点第 1133 号 佐伯市大字片神浦1120の 2番地の地先の標識  基点第 1134 号 佐伯市大字片神浦667番 地と大字片神浦668番地 2の境界の地先の標識  基点第 1187 号 佐伯市大字片神浦667番 地2と大字日向泊浦1069 番地の境界の標識	北緯 32-59-54 東経 131-55-50  北緯 32-59-59 東経 131-55-43  北緯 32-59-53 東経 131-55-39  北緯 32-59-49 東経 131-55-42	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦字竹ヶ谷	【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千六百三十号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千六百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字荒網代 浦片白島の地先	基点第1202号、イ、 ロ及び基点第1033 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1202 号 佐伯市大字荒網代浦片白 島北端	北緯 32-59-44 東経 131-57-16	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字荒網 代浦、大字塩内 浦、大字日向泊 浦及び大字片神 浦字竹ヶ谷	【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千六百三十一号
						イ 基点第1202号から佐伯 市大入島元ヶ鼻見通し線 上280メートルの点	北緯 32-59-45 東経 131-57-06					
					ロ 基点第1033号から佐伯 市大入島トウドウ鼻見通 し線上280メートルの点	北緯 32-59-32 東経 131-57-08						
					基点第 1033 号 佐伯市大字荒網代浦片白 島南の鼻の標識	北緯 32-59-36 東経 131-57-18						
区第三千六百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字日向泊 浦の地先	基点第1102号、イ、 ロ、ハ、ニ、ホ及び 基点第1102号の各 点を順次に結んだ 直線によって囲ま れた区域	基点第 1102 号 佐伯市大字日向泊浦字中 アジロ949番地2の標識	北緯 33-00-18 東経 131-56-03	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字日向 泊浦	【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千六百三十二号
						イ 基点第1102号から佐伯 市大字塩内浦の大羽山東 端見通し線上150メー トルの点	北緯 33-00-14 東経 131-56-07					
					ロ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上300 メートルの点	北緯 32-59-58 東経 131-55-44						
					ハ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上150 メートルの点	北緯 32-59-55 東経 131-55-49						
					ニ 基点第1101号から基点 第1033号見通し線上340 メートルの点	北緯 33-00-17 東経 131-56-16						
					ホ 基点第1101号から基点 第1033号見通し線上50 メートルの点	北緯 33-00-22 東経 131-56-07						
					基点第 444 号 佐伯市大字片神浦1290番 地と大字塩内浦1番地の 境界の標識							
					基点第 1033 号 佐伯市大字荒網代浦片白 島南の鼻の標識							
					基点第 1101 号 佐伯市大字日向泊浦字カ ゲノ浦702番地の標識							
					基点第 1187 号 佐伯市大字片神浦667番 地2と大字日向泊浦1069 番地の境界の標識							

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第三千八百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	基点第779号、 イ、ロ及び基点第 780号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 779 号 佐伯市鶴見大字有明浦字 小網代25番地の標識	北緯 32-56-44 東経 131-58-37	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百三十号
						イ 基点第779号から佐伯 市鶴見大字有明浦亀の甲 鼻見通し線上150メー ルの点	北緯 32-56-44 東経 131-58-43					
					ロ 基点第780号から97度 200メートルの点	北緯 32-56-37 東経 131-58-42						
						基点第 780 号 佐伯市鶴見大字有明浦字 小網代31番地の標識	北緯 32-56-37 東経 131-58-34					
区第三千八百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	基点第289号、 イ、ロ及び基点第 290号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 289 号 佐伯市鶴見大字有明浦切 の鼻の標識	北緯 32-57-13 東経 131-59-21	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百三十一号
						イ 基点第289号から261度 44分97メートルの点	北緯 32-57-13 東経 131-59-18					
					ロ 基点第290号から234度 53分307メートルの点	北緯 32-56-59 東経 131-59-24						
						基点第 290 号 佐伯市鶴見大字有明浦 1574番地（排水管中央） の標識	北緯 32-57-04 東経 131-59-34					

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千八百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦の地先	基点第1229号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第1292号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1229 号 佐伯市鶴見大字沖松浦字塚野1254番地11の地先の埋立地南側の突端の標識	北緯 32-57-23 東経 131-57-36	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字沖松浦及び大字地松浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1229号から257度260メートルの点	北緯 32-57-21 東経 131-57-27					
						ロ 基点第1230号から佐伯市鶴見大字地松浦水産物流通加工センター中突堤突端南側見通し線上272メートルの点	北緯 32-57-06 東経 131-57-38					
						ハ 基点第1230号から佐伯市鶴見大字地松浦水産物流通加工センター中突堤突端南側見通し線上68メートルの点	北緯 32-57-09 東経 131-57-45					
						ニ 基点第1292号から237度40メートルの点	北緯 32-57-15 東経 131-57-43					
						基点第 1292 号 佐伯市鶴見大字沖松浦字ウバガ浦1249番地6地先の1246番地20の防波堤の標識	北緯 32-57-16 東経 131-57-44					
						基点第 1230 号 佐伯市鶴見大字沖松浦字ウバガ浦1246番地18地先の1246番地20の防波堤の標識						
						基点第 1014 号 佐伯市鶴見大字沖松浦1384の2番地(旧防波堤突端の西角)の標識	北緯 32-57-20 東経 131-58-11					
						イ 基点第1014号と佐伯市鶴見西ノ瀬灯浮標とを結んだ直線と、基点第1015号と佐伯市鶴見三栗島頂上とを結んだ直線との交点	北緯 32-57-28 東経 131-58-13					
						基点第 1015 号 佐伯市鶴見大字沖松浦1395の3番地の標識	北緯 32-57-25 東経 131-58-21					
区第三千八百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦の地先	基点第1014号、イ及び基点第1015号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1014 号 佐伯市鶴見大字沖松浦1384の2番地(旧防波堤突端の西角)の標識	北緯 32-57-20 東経 131-58-11	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字沖松浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百三十三号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千八百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦の地先	基点第1016号、 イ、ロ及び基点第 1017号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1016 号 佐伯市鶴見大字沖松浦 1403番地(旧防波堤突端 の東角)の標識	北緯 32-57-30 東経 131-58-16	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 沖松浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1014号と佐伯市 鶴見西ノ瀬灯浮標とを結 んだ直線と、基点第1016 号と佐伯市鶴見橋ノはえ 頂上とを結んだ直線との 交点	北緯 32-57-31 東経 131-58-14					
						ロ 基点第1014号と佐伯市 鶴見西ノ瀬灯浮標とを結 んだ直線と、基点第1017 号と佐伯市鶴見八島頂上 とを結んだ直線との交点	北緯 32-57-39 東経 131-58-17					
						基点第 1017 号 佐伯市鶴見大字沖松浦 1416の1番地と同1418番 地の境界の標識	北緯 32-57-37 東経 131-58-23					
区第三千八百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	イ 基点第1268号から233 度8分15メートルの点	北緯 32-56-58 東経 131-59-27	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第1268号から210 度39分94メートルの点	北緯 32-56-56 東経 131-59-25					
						ハ 基点第1268号から142 度18分169メートルの点	北緯 32-56-54 東経 131-59-31					
						ニ 基点第1268号から94度 5分144メートルの点	北緯 32-56-58 東経 131-59-33					
						ホ 基点第1268号から57度 40分32メートルの点	北緯 32-56-59 東経 131-59-28					
						へ 基点第1268号から138 度11分19メートルの点	北緯 32-56-58 東経 131-59-28					
基点第 1268 号 佐伯市鶴見大字有明浦有 明漁港鮪浦北側防波堤突 端の標識												

免許 番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁業の種 及び名 類 称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千八百三十六号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	イ 基点第1268号から233 度8分15メートルの点  ロ 基点第1268号から210 度39分94メートルの点  ハ 基点第1268号から142 度18分169メートルの点  ニ 基点第1268号から94 度5分144メートルの点  ホ 基点第1268号から57 度40分32メートルの点  へ 基点第1268号から138 度11分19メートルの点	北緯 32-56-58 東経 131-59-27  北緯 32-56-56 東経 131-59-25  北緯 32-56-54 東経 131-59-31  北緯 32-56-58 東経 131-59-33  北緯 32-56-59 東経 131-59-28  北緯 32-56-58 東経 131-59-28	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 当該漁業権に 係る区画漁業で 用いられる養殖 用種苗は、人工 種苗でなくては ならない。	佐伯市鶴見大字 有明浦	〃 【鶴見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百三十六号
区第三千九百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽 出浦の地先	基点第781号、 イ、ロ及び基点第 782号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 781 号 佐伯市鶴見大字羽出浦 205番地の標識  イ 基点第781号から佐伯 市鶴見大字中越浦字島江 500番地1龍宮の鼻西端見 通し線上250メートルの 点  ロ 基点782号から佐伯市 鶴見大字羽出浦沖のはえ 見通し線上250メートル の点  基点第 782 号 佐伯市鶴見大字羽出浦 219番地の標識	北緯 32-56-59 東経 131-59-54  北緯 32-56-54 東経 132-00-02  北緯 32-56-51 東経 131-59-57  北緯 32-56-57 東経 131-59-51	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	〃 【鶴見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千九百三十号



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千九百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽 出浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第509号から基点 第1041号見通し線上50 メートルの点  ロ 基点第509号から基点 第1041号見通し線上250 メートルの点  ハ 基点第1234号から基点 第1041号見通し線上250 メートルの点  ニ 基点第1234号から基点 第1041号見通し線上50 メートルの点	北緯 32-56-31 東経 131-59-55  北緯 32-56-30 東経 132-00-03  北緯 32-56-25 東経 132-00-00  北緯 32-56-25 東経 131-59-53	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	〃 【鶴見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千九百三十一号
基点第 509 号 佐伯市鶴見大字羽出浦作 網代北端の排水管中央	基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ528番地10の標識	基点第 1234 号 佐伯市鶴見大字羽出浦 712番地2地先の標識	イ 基点第1211号から305 度1,255メートルの点  ロ 基点第1211号から325 度1,198メートルの点  ハ 基点第1211号から337 度487メートルの点  ニ 基点第1211号から287 度525メートルの点	北緯 32-58-43 東経 132-03-46  北緯 32-58-52 東経 132-03-59  北緯 32-58-34 東経 132-04-18  北緯 32-58-25 東経 132-04-06	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見	〃 【鶴見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千百三十号			
区第四千百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1211号から305 度1,255メートルの点  ロ 基点第1211号から325 度1,198メートルの点  ハ 基点第1211号から337 度487メートルの点  ニ 基点第1211号から287 度525メートルの点	北緯 32-58-43 東経 132-03-46  北緯 32-58-52 東経 132-03-59  北緯 32-58-34 東経 132-04-18  北緯 32-58-25 東経 132-04-06	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見	〃 【鶴見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千百三十号
基点第 1211 号 佐伯市鶴見大字大島字船 隠防波堤赤灯台(豊後大 島港船隠防波堤灯台)												

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千百三十一号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	イ 基点第1211号から305 度1,255メートルの点	北緯 32-58-43 東経 132-03-46	佐伯市鶴見	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千百三十一号	
						ロ 基点第1211号から319 度20分1,218メートルの 点	北緯 32-58-50 東経 132-03-55					
						ハ 基点第1211号から322 度05分473メートルの点	北緯 32-58-32 東経 132-04-14					
						ニ 基点第1211号から302 度20分482メートルの点	北緯 32-58-28 東経 132-04-10					
						ホ 基点第1211号から307 度714メートルの点	北緯 32-58-34 東経 132-04-03					
						へ 基点第1211号から300 度736メートルの点	北緯 32-58-32 東経 132-04-01					
						基点第 1211 号 佐伯市鶴見大字大島字船 隠防波堤赤灯台(豊後大 島港船隠防波堤灯台)						
						(条件) 1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が 13,738平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形、規格:直径2.5メートル、台数:28台 3 当該区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。な お、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、 当該くろまぐろの尾数をいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。						
区第四千百三十三号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1211号から300 度736メートルの点	北緯 32-58-32 東経 132-04-01	佐伯市鶴見大字 大島及び大字地 松浦206番地25		令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千百三十三号	
						ロ 基点第1211号から307 度714メートルの点	北緯 32-58-34 東経 132-04-03					
						ハ 基点第1211号から302 度482メートルの点	北緯 32-58-28 東経 132-04-10					
						ニ 基点第1211号から287 度525メートルの点	北緯 32-58-25 東経 132-04-06	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 当該漁業権に 係る区画漁業で 用いられる養殖 用種苗は、人工 種苗でなくては ならない。				
						基点第 1211 号 佐伯市鶴見大字大島字船 隠防波堤赤灯台(豊後大 島港船隠防波堤灯台)						

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区 第 四 千 三 百 三 十 号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 小浦の地先	基点第284号、イ、 ロ及び基点第277 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 284 号 佐伯市米水津大字小浦字 楠ノ浦651番地の標識	北緯 32-54-54 東経 131-59-36	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字小浦	〃 【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区 第 四 千 三 百 三 十 号
						イ 基点第284号から佐伯 市米水津大字浦代浦元越 山頂上見通し線上100 メートルの点	北緯 32-54-52 東経 131-59-32					
						ロ 基点第277号から佐伯 市米水津大字浦代浦元越 山頂上見通し線上60メー トルの点	北緯 32-54-41 東経 131-59-40					
					基点第 277 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸652番地(大小島 西端)の標識	北緯 32-54-42 東経 131-59-42						
区 第 四 千 三 百 三 十 一 号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 小浦の地先	基点第284号と基 点第282号とを結 んだ直線と最大高 潮時海岸線から50 メートルの線とに よって囲まれた区 域	基点第 282 号 佐伯市米水津大字小浦 523番地(小浦防波堤の 突端)の標識	北緯 32-55-05 東経 131-59-34	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字小浦	〃 【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区 第 四 千 三 百 三 十 一 号
						基点第 284 号 佐伯市米水津大字小浦字 楠ノ浦651番地の標識	北緯 32-54-54 東経 131-59-36					

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区 第 四 千 三 百 三 十 四 号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 竹野浦の地先	基点第280号、イ、 ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ 及び基点第1216号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線から50 メートルの線とに よって囲まれた区 域	基点第 280 号 佐伯市米水津大字竹野浦 東向721番地(防波堤の 根基)の標識	北緯 32-55-20 東経 131-59-23	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字竹野浦及び大 字小浦	【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第280号から273度 80メートルの点	北緯 32-55-20 東経 131-59-20					
						ロ 基点第278号から基点 第285号見通し線上350 メートルの点	北緯 32-55-02 東経 131-59-20					
						ハ 基点第285号から基点 第278号見通し線上400 メートルの点	北緯 32-54-56 東経 131-59-28					
						ニ 基点第1217号から311 度120メートルの点	北緯 32-55-09 東経 131-59-33					
						ホ 基点第1217号から311 度185メートルの点	北緯 32-55-11 東経 131-59-31					
						ヘ 基点第1216号から130 度95メートルの点	北緯 32-55-13 東経 131-59-30					
						基点第 1216 号 佐伯市米水津大字小浦柏 の浦46番地4の標識	北緯 32-55-15 東経 131-59-27					
						基点第 278 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字平間2番地の標識						
						基点第 285 号 佐伯市米水津大字小浦中 隈鼻の標識						
基点第 1217 号 佐伯市米水津大字小浦蛭 子鼻523番地5の標識												

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第四千三百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 浦代浦の地先	基点第278号、イ、 ロ及び基点第309 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 278 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字平間2番地の標識  イ 基点第278号から基点 第1235号見通し線上110 メートルの点  ロ 基点第309号から佐伯 市米水津大字浦代浦愛宕 橋西北端見通し線上150 メートルの点	北緯 32-55-09 東経 131-59-10  北緯 32-55-05 東経 131-59-08  北緯 32-55-12 東経 131-58-53	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字浦代浦	〃 【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十五号
区第四千三百三十六号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 色利浦の地先	基点第275号、イ 及び基点第1189号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦 296番地（さざえ鼻）の 標識  イ 基点第274号と基点第 275号とを結んだ直線 と、基点第1189号と基 点第1198号とを結んだ直線 との交点	北緯 32-53-54 東経 131-59-16  北緯 32-53-33 東経 131-59-23	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字色利浦	〃 【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十六号
					基点第 309 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字うどの口120番地の標 識	北緯 32-55-16 東経 131-58-55						
					基点第 1235 号 佐伯市米水津大字浦代浦 中ノ鼻の標識							
					基点第 1189 号 佐伯市米水津大字色利浦 1331番地1地先の物揚場 北側基部の標識	北緯 32-53-31 東経 131-59-09						
					基点第 274 号 佐伯市米水津大字宮野浦 1番地2と同市米水津大 字色利浦1268番地1との 境界の標識							
					基点第 1198 号 佐伯市米水津大字宮野浦 旧新波止北側突堤の先端 の標識							

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第四千三百三十七号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 宮野浦の地先	基点第272号、 イ、ロ及び基点第 1194号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 272 号 佐伯市米水津大字宮野浦 813番地（松切鼻の北 端）の標識	北緯 32-53-58 東経 131-59-44	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字宮野浦	〃 【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十七号
					イ 基点第272号から基点 第275号見通し線上400 メートルの点	北緯 32-53-56 東経 131-59-28						
					ロ 基点第1194号から基点 第1195号見通し線上360 メートルの点	北緯 32-53-42 東経 131-59-29						
					基点第 1194 号 佐伯市米水津大字色利浦 字内越浦1816番地の標識	北緯 32-53-45 東経 131-59-42						
					基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦 296番地（さざえ鼻）の 標識							
					基点第 1195 号 佐伯市米水津大字色利浦 344番地2（色利地区セ ンター北端）							
区第四千三百三十八号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 小浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第277号から基点 第275号見通し線上50 メートルの点	北緯 32-54-40 東経 131-59-41	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字小浦	〃 【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千三百三十八号
					ロ 基点第277号から基点 第275号見通し線上100 メートルの点	北緯 32-54-39 東経 131-59-41						
					ハ 基点第287号から基点 第275号見通し線上100 メートルの点	北緯 32-54-34 東経 131-59-50						
					ニ 基点第287号から基点 第275号見通し線上50 メートルの点	北緯 32-54-35 東経 131-59-51						
					基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦 296番地（さざえ鼻）の 標識							
					基点第 277 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸652番地（大小島 西端）の標識							
					基点第 287 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸652番地（チンバ エの網とり岩）の標識							

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千三百三十九号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 浦代浦の地先	基点第278号、イ、 ロ、ハ及び基点第 310号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 278 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字平間 2 番地の標識	北緯 32-55-09 東経 131-59-10	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字浦代浦及び大 字竹野浦	【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第278号から基点 第1235号見通し線上110 メートルの点	北緯 32-55-05 東経 131-59-08					
						ロ 基点第278号から基点 第285号見通し線上200 メートルの点	北緯 32-55-05 東経 131-59-16					
						ハ 基点第310号から基点 第280号見通し線上50 メートルの点	北緯 32-55-21 東経 131-59-18					
						基点第 310 号 佐伯市米水津大字竹野浦 78番地2の地先西防波堤 の根基の標識	北緯 32-55-21 東経 131-59-16					
						基点第 280 号 佐伯市米水津大字竹野浦 東向721番地(防波堤の 根基)の標識						
		基点第 285 号 佐伯市米水津大字小浦中 隈鼻の標識										
				基点第 1235 号 佐伯市米水津大字浦代浦 中ノ鼻の標識								
区第四千三百四十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 小浦の地先	基点第287号、イ、 ロ及び基点第1137 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 287 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸652番地(チンバ エの綱とり岩)の標識	北緯 32-54-37 東経 131-59-52	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字小浦	【米水津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第287号から基点 第275号見通し線上100 メートルの点	北緯 32-54-34 東経 131-59-50					
						ロ 基点第1137号から基点 第275号見通し線上290 メートルの点	北緯 32-54-27 東経 132-00-06					
						基点第 1137 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字荒戸665番地2(中熊 先端)の標識	北緯 32-54-33 東経 132-00-15					
						基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦 296番地(さざえ鼻)の 標識						

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第四千四百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑 野浦の地先	基点第1190号、イ、 ロ及び基点第271 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1190 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字 貝持毛浦クウラばえの標 識  イ 基点第1190号から佐伯 市蒲江大字畑野浦つなど り鼻見通し線上240メー トルの点  ロ 基点第271号から佐伯 市蒲江大字畑野浦うそ水 鼻見通し線上200メー トルの点  基点第 271 号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤 ばえ鼻の西端の標識	北緯 32-51-53 東経 131-58-47  北緯 32-51-49 東経 131-58-39  北緯 32-51-42 東経 131-58-52  北緯 32-51-46 東経 131-58-58	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び大字 楠本浦	【 上 入 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百三十号
区第四千四百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑 野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第271号から基点 第186号見通し線上380 メートルの点  ロ 基点第271号から基点 第186号見通し線上730 メートルの点  ハ 基点第1096号から146 度30分1,170メートルの 点  ニ 基点第1096号から150 度810メートルの点  基点第 186 号 佐伯市蒲江大字西野浦芹 埼の標識  基点第 271 号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤 ばえ鼻の西端の標識  基点第 1096 号 佐伯市蒲江大字畑野浦 3156番地1の標識	北緯 32-51-37 東経 131-59-07  北緯 32-51-28 東経 131-59-15  北緯 32-51-41 東経 131-59-39  北緯 32-51-50 東経 131-59-30	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び大字 楠本浦	【 上 入 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百三十一号



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区 第 四 千 四 百 三 十 三 号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字西 野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第237号から基点 第182号見通し線上700 メートルの点	北緯 32-51-03 東経 131-59-27	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 西野浦及び大字 竹野浦河内	【 下 入 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第237号から基点 第182号見通し線上1,100 メートルの点	北緯 32-51-13 東経 131-59-36					
						ハ 基点第1142号から佐伯 市蒲江大字畑野浦字沖黒 島水取ばえ東端見通し線 上1,100メートルの点	北緯 32-51-01 東経 132-00-00					
						ニ 基点第1142号から佐伯 市蒲江大字畑野浦字沖黒 島水取ばえ東端見通し線 上700メートルの点	北緯 32-50-50 東経 131-59-51					
					基点第 182 号 佐伯市米水津と市蒲江 との境界（地黒島西端）							
					基点第 237 号 佐伯市蒲江大字西野浦字 芹崎2897番地A（茅場の 下）の標識							
					基点第 1142 号 佐伯市蒲江大字西野浦字 芹崎2897番地C（七ッば えの島）の標識							

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区 第 四 千 四 百 三 十 四 号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	6月1日から 10月31日まで	佐伯市蒲江大字畑 野浦の地先	基点第1243号、 イ、ロ及び基点第 1240号の各点を順 次に結んだ直線 と、基点第1241号 と基点第1242号と を結んだ直線と最 大高潮時海岸線と によって囲まれた 区域であって、 ハ、ニ、ホ、ヘ及 びハの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた区 域を除いた区域	基点第 1243 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字 宮地ヶ浦12番地の標識	北緯 32-50-42 東経 131-57-15	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び大字 楠本浦	【 上 入 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1243号から基点 第1240号見通し線上50 メートルの点	北緯 32-50-42 東経 131-57-17					
						ロ 基点第1239号から基点 第1240号見通し線上50 メートルの点	北緯 32-50-33 東経 131-57-24					
						基点第 1240 号 佐伯市蒲江大字畑野浦江 武戸鼻の先端の標識	北緯 32-50-48 東経 131-57-42					
						基点第 1241 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字 釜ノ浦ウシケ鼻の先端の 標識	北緯 32-51-10 東経 131-57-15					
						基点第 1242 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字 小浦ヶ浜防波堤の標識	北緯 32-51-02 東経 131-56-59					
						ハ 基点第1239号から基点 第1240号見通し線上250 メートルの点	北緯 32-50-38 東経 131-57-30					
						ニ 基点第1239号から基点 第1240号見通し線上350 メートルの点	北緯 32-50-40 東経 131-57-32					
						ホ 基点第1242号から基点 第1241号見通し線上350 メートルの点	北緯 32-51-08 東経 131-57-11					
						ヘ 基点第1242号から基点 第1241号見通し線上250 メートルの点	北緯 32-51-06 東経 131-57-08					
						基点第 1239 号 佐伯市蒲江大字畑野浦下 り松鼻の防波堤根基の標 識						

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千四百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	6月1日から 10月31日まで	佐伯市蒲江大字西 野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1244号から315 度940メートルの点  ロ 基点第1244号から320 度1,830メートルの点  ハ 基点第1244号から308 度1,900メートルの点  ニ 基点第1244号から294 度1,080メートルの点	北緯 32-50-02 東経 131-58-34  北緯 32-50-26 東経 131-58-15  北緯 32-50-19 東経 131-58-02  北緯 32-49-55 東経 131-58-22	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 西野浦及び大字 竹野浦河内	【 下 入 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百三十五号
区第四千五百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島の地先	基点第1231号、イ、 ロ及び基点第845 号の各点を順次に 結んだ直線と屋形 島漁港東防波堤と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1231 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋 形島漁港沖防波堤の標識  イ 基点第1231号から21度 550メートルの点  ロ 基点第845号から30度 830メートルの点	北緯 32-46-37 東経 131-55-07  北緯 32-46-53 東経 131-55-15  北緯 32-46-54 東経 131-55-39	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 水底線路の敷 設及び維持修理 作業を拒んでは ならない。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	【 蒲 江 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百三十一号
区第四千五百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1072号から180 度730メートルの点  ロ 基点第1072号から180 度1,570メートルの点  ハ 基点第1072号から158 度1,680メートルの点  ニ 基点第1072号から140 度960メートルの点	北緯 32-45-54 東経 131-54-21  北緯 32-45-27 東経 131-54-21  北緯 32-45-27 東経 131-54-45  北緯 32-45-54 東経 131-54-45	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	【 蒲 江 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百三十三号

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千五百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島の地先	基点第769号、 イ、ロ及び基点第 1256号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 769 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋 形島漁港の西防波堤の突 端 イ 基点第769号から14度 550メートルの点 ロ 基点第1256号から14度 420メートルの点 基点第 1256 号 佐伯市蒲江浦江浦3237番 地曲がり角の標識	北緯 32-46-35 東経 131-55-02 北緯 32-46-53 東経 131-55-07 北緯 32-46-52 東経 131-54-57 北緯 32-46-39 東経 131-54-53	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	【 蒲 江 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百三十四号
区第四千六百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森 崎浦の地先	基点第842号、イ 及び基点第1077号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 842 号 佐伯市蒲江大字森崎浦鶴 糞鼻の標識 イ 基点第1077号から佐伯 市蒲江ヤモンバエ鼻見通 し線上300メートルの点 基点第 1077 号 佐伯市蒲江大字森崎浦名 護屋鼻東端の標識	北緯 32-46-48 東経 131-53-52 北緯 32-45-57 東経 131-54-00 北緯 32-45-53 東経 131-53-50	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦	【 名 護 屋 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百三十一号
区第四千六百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第204号から基点 第841号見通し線上100 メートルの点 ロ 基点第204号から基点 第841号見通し線上300 メートルの点 ハ 基点第205号から佐伯 市蒲江大字丸市尾浦小網 代鼻見通し線上300メー トルの点 ニ 基点第205号から佐伯 市蒲江大字丸市尾浦小網 代鼻見通し線上100メー トルの点 基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 日の浦しんぞう鼻先端の 標識 基点第 205 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 青磯きよむの鼻の先端の 標識 基点第 841 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 2番地7(田尾の下)の 標識	北緯 32-47-09 東経 131-52-31 北緯 32-47-13 東経 131-52-38 北緯 32-46-48 東経 131-52-52 北緯 32-46-46 東経 131-52-44	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦、大字 葛原浦及び大字 波当津浦	【 名 護 屋 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百三十二号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千六百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森 崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1077号から130 度440メートルの点  ロ 基点第1077号から195 度470メートルの点  ハ 基点第1077号から169 度1,200メートルの点  ニ 基点第1077号から145 度1,260メートルの点	北緯 32-45-44 東経 131-54-02  北緯 32-45-38 東経 131-53-45  北緯 32-45-15 東経 131-53-58  北緯 32-45-19 東経 131-54-17	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦	〃 【名護屋】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百三十六号
区第四千六百三十六号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森 崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ直線によ って囲まれた区 域	イ 基点第215号から基点 第220号見通し線上190 メートルの点  ロ 基点第215号から基点 第220号見通し線上440 メートルの点  ハ 基点第213号から基点 第221号見通し線上450 メートルの点  ニ 基点第213号から基点 第221号見通し線上250 メートルの点	北緯 32-48-02 東経 131-53-23  北緯 32-47-57 東経 131-53-30  北緯 32-47-25 東経 131-53-26  北緯 32-47-24 東経 131-53-18	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦及び大字 野々河内浦	〃 【名護屋】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第58号から20度28 分1,832メートルの点  ロ 基点第58号から43度1 分1,886メートルの点  ハ 基点第58号から60度10 分1,192メートルの点  ニ 基点第58号から23度19 分1,014メートルの点  ホ 基点第58号から24度18 分1,314メートルの点	北緯 33-37-54 東経 131-11-35  北緯 33-37-43 東経 131-12-00  北緯 33-37-17 東経 131-11-50  北緯 33-37-28 東経 131-11-26  北緯 33-37-37 東経 131-11-31	海上交通の安全確保 のため、養殖筏等 の流出及び移動を 防止し、並びに設 置場所を表示する 海上標識用灯火を 設置すること。	中津市	【 中 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二百四十号
区第七百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町竹田 津の地先	基点第1260号、 イ、ロ、ハ及び基 点第1260号の各点 を順次に結んだ直 線によって囲まれ た区域	基点第 1260 号 国東市国見町竹田津柱崎 の標識  イ 基点第1260号から229 度535メートルの点  ロ 基点第1260号から276 度980メートルの点  ハ 基点第1260号から321 度495メートルの点	北緯 33-41-08 東経 131-33-19  北緯 33-40-57 東経 131-33-03  北緯 33-41-11 東経 131-32-41  北緯 33-41-21 東経 131-33-07	海上交通の安全確保 のため、養殖筏等 の流出及び移動を 防止し、並びに設 置場所を表示する 海上標識用灯火を 設置すること。	国東市国見町	【 国 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第七百四十号

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第七百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町小熊 毛の地先	基点第1274号、 イ、ロ及び基点第 1275号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1274 号	国東市国見町小熊毛2892 番地2面木漁港防波堤の 標識	北緯 33-40-11 東経 131-38-50	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国見町	〃 【 国 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						イ	基点第1273号から基点 第1278号見通し線と基点 第1279号から基点第1276 号見通し線の交点	北緯 33-40-05 東経 131-39-06				
						ロ	基点第1275号から基点 第1277号見通し線と基点 第1279号から基点第1276 号見通し線の交点	北緯 33-39-43 東経 131-39-05				
						基点第 1273 号	国東市国見町小熊毛2713 番地1小熊毛川河口護岸 境目	北緯 33-39-45 東経 131-38-49				
						基点第 1273 号	国東市国見町小熊毛2912 番地14面木漁港陸側南東 角					
						基点第 1276 号	国東市国見町熊毛小学校 北東側の大熊毛川河口護 岸境目					
						基点第 1277 号	国東市国見町大熊毛川河 口右岸コンクリート堤防 突端の先端南側角					
基点第 1278 号	国東市国見町熊毛湾口部 防波堤角											
基点第 1279 号	国東市国見町小熊毛2913 番地4隣接防波堤突端の 南側角											
区第九百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	国東市国東町重藤 の地先	基点第77号、イ、 ロ及び基点第1264 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 77 号	国東市国東町と同市武蔵 町との境界	北緯 33-30-58 東経 131-43-54	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国東町	〃 【 く に さ き 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						イ	基点第77号から85度57 分2,381メートルの点	北緯 33-31-03 東経 131-45-26				
						ロ	基点第1264号から87度 20分1,847メートルの点	北緯 33-31-56 東経 131-45-26				
						基点第 1264 号	国東市国東町治郎丸川河 口左岸南東端角	北緯 33-31-53 東経 131-44-14				

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号			
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
					区域	点						座標(参考値)		
区第千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	杵築市大字守江の 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点を 順次に結んだ直線 によって囲まれた 区域	イ	基点第56号から247度 380メートルの点	北緯 33-25-06 東経 131-39-52	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	杵築市大字守江	【 杵 築 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで		
						ロ	基点第56号から219度 30分1,225メートルの点	北緯 33-24-40 東経 131-39-36						
						ハ	基点第56号から189度 1,007メートルの点	北緯 33-24-38 東経 131-40-00						
						ニ	基点第56号から159度 600メートルの点	北緯 33-24-52 東経 131-40-14						
						ホ	基点第56号から144度 410メートルの点	北緯 33-25-00 東経 131-40-15						
						へ	基点第56号から180度 135メートルの点	北緯 33-25-06 東経 131-40-06						
						基点第 56 号 杵築市大字守江あまむら 橋南側の東端の標識								
区第千六百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	日出町大字大神の 地先	基点第1282号、イ 及び基点第1283号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1282 号	日出町大字大神5711-85 番地大神漁港燈籠番1号 防波堤根基の標識	北緯 33-20-50 東経 131-35-26	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	日出町大字大神 及び大字真那井	【 日 出 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで		
						イ	基点第1282号から基点 第1284号見通し線と基点 第1283号から基点第1285 号見通し線の交点	北緯 33-20-48 東経 131-35-21						
						基点第 1283 号	日出町大字大神5711-85 番地大神漁港燈籠番2号 防波堤先端の北側角	北緯 33-20-46 東経 131-35-23						
						基点第 1284 号	日出町大字大神5711-85 番地大神漁港南側防波堤 先端の北側角							
				基点第 1285 号	日出町大字大神5711-85 番地大神漁港西側防波堤 突端の先端東側角									



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第二千六百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字下ノ江 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ	基点第50号から基点第 815号見通し線上130メー トルの点	北緯 33-09-43 東経 131-49-38	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字下ノ 江	〃 【白杵】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第50号から基点第 815号見通し線上60メー トルの点	北緯 33-09-42 東経 131-49-40				
						ハ	基点第46号から源六ば え見通し線上60メート ルの点	北緯 33-09-36 東経 131-49-37				
						ニ	基点第46号から源六ば え見通し線上120メート ルの点	北緯 33-09-36 東経 131-49-35				
						基点第 46 号	白杵市大字下ノ江下ノ江 港灯台					
						基点第 50 号	白杵市大字下ノ江下ノ江 防波堤の突端の標識					
						基点第 815 号	白杵市大字下ノ江魚見鼻 東端の標識					
						基点第 50 号	白杵市大字下ノ江下ノ江 防波堤の突端の標識					
						基点第 52 号	白杵市大字下ノ江字小浦 と字宮山尾との境界（暗 渠中央）					
						基点第 815 号	白杵市大字下ノ江魚見鼻 東端の標識					
区第二千六百四十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字下ノ江 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ	基点第815号から80度 80メートルの点	北緯 33-09-49 東経 131-49-24	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字下ノ 江	〃 【白杵】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第815号から80度 230メートルの点	北緯 33-09-50 東経 131-49-30				
						ハ	基点第52号から基点第 50号見通し線上200メー トルの点	北緯 33-09-39 東経 131-49-25				
						ニ	基点第52号から基点第 50号見通し線上60メート ルの点	北緯 33-09-38 東経 131-49-19				
						基点第 50 号	白杵市大字下ノ江下ノ江 防波堤の突端の標識					
						基点第 52 号	白杵市大字下ノ江字小浦 と字宮山尾との境界（暗 渠中央）					
						基点第 815 号	白杵市大字下ノ江魚見鼻 東端の標識					
						基点第 50 号	白杵市大字下ノ江下ノ江 防波堤の突端の標識					
						基点第 52 号	白杵市大字下ノ江字小浦 と字宮山尾との境界（暗 渠中央）					
						基点第 815 号	白杵市大字下ノ江魚見鼻 東端の標識					

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第三千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 の地先	基点第1287号、 イ、ロ及び基点第 1288号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1287 号 佐伯市大字片神浦565番 地3地先の標識	北緯 33-00-08 東経 131-55-29	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦	【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1287号から270 度110メートルの点	北緯 33-00-08 東経 131-55-25					ロ 基点第1288号から270 度110メートルの点
区第三千五百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及 びイの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた区 域	イ 基点第1291号から310 度14分38秒220メートル の点	北緯 33-00-04 東経 131-55-22	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦	【 佐 伯 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
ロ 基点第1291号から289 度51分21秒206メートル の点	北緯 33-00-01 東経 131-55-21	ハ 基点第1291号から285 度35分12秒67メートルの 点	北緯 33-00-00 東経 131-55-26	ニ 基点第1291号から340 度01分27秒100メートル の点	北緯 33-00-02 東経 131-55-28	基点第 1291 号 佐伯市大字片神浦字鱧浦 727番地地先の標識						
区第三千八百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦の地先	基点第1292号、イ、 ロ及び基点第1230 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1292 号 佐伯市鶴見大字沖松浦宇 ウバガ浦1249番地6地先 の1246番地20の防波堤の 標識	北緯 32-57-16 東経 131-57-44	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 沖松浦及び大字 地松浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点1292号から237度 295メートルの点	北緯 32-57-11 東経 131-57-35					ロ 基点第1230号から佐伯 市鶴見大字地松浦水産物 流通加工センター中突堤 突端南側見通し線上272 メートルの点

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千八百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字吹 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点1300号から319度 532メートルの点  ロ 基点1300号から308度 558メートルの点  ハ 基点1300号から283度 201メートルの点  ニ 基点1300号から308度 152メートルの点	北緯 32-57-48 東経 131-56-32  北緯 32-57-46 東経 131-56-28  北緯 32-57-36 東経 131-56-38  北緯 32-57-38 東経 131-56-40	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 吹浦、大字沖松 浦及び大字地松 浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十一号
区第三千八百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦八島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及 びイの各点を順次 に結んだ直線によ って囲まれた区 域	イ 基点1300号から33度 1,140メートルの点  ロ 基点1300号から29度 1,100メートルの点  ハ 基点1300号から40度 1,014メートルの点  ニ 基点1300号から44度 1,088メートルの点  ホ 基点1300号から40度 1,168メートルの点	北緯 32-58-06 東経 131-57-09  北緯 32-58-06 東経 131-57-06  北緯 32-58-00 東経 131-57-10  北緯 32-58-00 東経 131-57-14  北緯 32-58-04 東経 131-57-14	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 吹浦、大字沖松 浦及び大字地松 浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十二号
区第三千八百四十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖 松浦八島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点1300号から54度 910メートルの点  ロ 基点1300号から57度 882メートルの点  ハ 基点1300号から61度 1,012メートルの点  ニ 基点1300号から57度 1,051メートルの点	北緯 32-57-52 東経 131-57-13  北緯 32-57-50 東経 131-57-14  北緯 32-57-51 東経 131-57-19  北緯 32-57-53 東経 131-57-19	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 吹浦、大字沖松 浦及び大字地松 浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十三号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千八百四十四号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	基点第780号、イ及 び基点第1299号の 各点を順次に結ん だ直線と最大高潮 時海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 780 号 佐伯市鶴見大字有明浦字 小網代31番地の標識  イ 基点780号から97度200 メートルの点  基点第 1299 号 佐伯市鶴見大字有明浦桑 野浦港防波堤の南東端標 識灯	北緯 32-56-37 東経 131-58-34  北緯 32-56-37 東経 131-58-42  北緯 32-56-34 東経 131-58-37	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十四号
区第三千八百四十五号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有 明浦の地先	基点第1298号、 イ、ロ及びハの各 点を順次に結んだ 直線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	イ 基点1298号から303度 33メートルの点  ロ 基点1298号から248度 130メートルの点  ハ 基点1297号から56度48 メートルの点  基点第 1298 号 佐伯市鶴見大字有明浦帆 波浦亀の甲北端の大石  基点第 1297 号 佐伯市鶴見大字有明浦帆 波浦港北側突堤の北西端	北緯 32-56-46 東経 131-59-23  北緯 32-56-44 東経 131-59-20  北緯 32-56-38 東経 131-59-22  北緯 32-56-46 東経 131-59-24	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千八百四十五号
区第四千四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹 賀浦の地先	基点第471号、イ、 ロ及び基点第1266 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 471 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦赤 鼻の標識  イ 基点第471号から佐伯 市鶴見大字大島高手島北 東端見通し線上300メー トルの点  ロ 基点第470号とイの点 とを結んだ線と基点第 1266号から佐伯市鶴見大 字大島高手島頂上見通し 線の交点  基点第 1266 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦黒 岩の浜の標識  基点第 470 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦宇 岩屋2番地1(宇土崎小 脇の鼻)の標識	北緯 32-56-59 東経 132-02-28  北緯 32-57-07 東経 132-02-34  北緯 32-57-10 東経 132-02-16  北緯 32-57-01 東経 132-02-07	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 丹賀浦及び大字 梶寄浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四十号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹 賀浦の地先	基点第173号、イ及 び基点第1301号の 各点を順次に結ん だ直線と最大高潮 時海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 173 号 佐伯市鶴見大字丹賀浦女 郎崎の標識	北緯 32-57-12 東経 132-03-05	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 丹賀浦及び大字 梶寄浦	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四十一号
						イ 基点第1301号から32度 436メートルの点	北緯 32-57-02 東経 132-03-23					
区第四千四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹 賀浦の地先	基点第1301号 佐伯市鶴見大字丹賀浦字 中瀬472番地1の胸壁の境 目		北緯 32-56-50 東経 132-03-14					
区第四千四百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先	基点第1293号、イ、 ロ及び基点第1294 号の各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 1293 号 佐伯市鶴見大字大島字赤 鼻601番地の標識	北緯 32-57-49 東経 132-03-43	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 大島	【 鶴 見 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千四百四十号
						イ 基点第1293号から174 度143メートルの点	北緯 32-57-44 東経 132-03-43					
区第四千四百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大 島の地先		ロ 基点第1294号から236 度117メートルの点	北緯 32-57-46 東経 132-03-52					
区第四千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪 串浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	基点第 1294 号 佐伯市鶴見大字大島字居 村378番地3の防波堤の標 識	北緯 32-57-48 東経 132-03-55					
区第四千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪 串浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1267号から221 度335メートルの点	北緯 32-47-51 東経 131-53-50	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 猪串浦	【 蒲 江 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百四十号
						ロ 基点第1267号から234 度289メートルの点	北緯 32-47-54 東経 131-53-50					
区第四千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪 串浦の地先		ハ 基点第1267号から214 度148メートルの点	北緯 32-47-55 東経 131-53-56					
区第四千五百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪 串浦の地先		ニ 基点第1267号から198 度218メートルの点	北緯 32-47-53 東経 131-53-56					
						基点第 1267 号 佐伯市蒲江大字猪串浦竹 の浦橋西の護岸角の標識						

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千五百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪 串浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第220号から220 度400メートルの点  ロ 基点第220号から基点 第221号見通し線上250 メートルの点  ハ 基点第221号から基点 第220号見通し線上50 メートルの点  ニ 基点第222号から基点 第220号見通し線上150 メートルの点	北緯 32-47-35 東経 131-53-36  北緯 32-47-37 東経 131-53-46  北緯 32-47-27 東経 131-53-46  北緯 32-47-23 東経 131-53-43	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	【蒲江】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百四十一号
区第四千五百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島の地先	基点第1255号、 イ、ロ及び基点第 772号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1255 号 佐伯市蒲江蒲江浦3237番 地(基点第1256号から西 側60メートル)の標識  イ 基点第1255号から8度 380メートルの点  ロ 基点第772号から基点 第226号見通し線上280 メートルの点	北緯 32-46-39 東経 131-54-51  北緯 32-46-51 東経 131-54-53  北緯 32-46-52 東経 131-54-46	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	【蒲江】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百四十二号
					基点第 772 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦屋 形島保夫鼻船着場ヤード 東端  基点第 226 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字 米ツク4632番地1(よそ いち鼻)の標識	北緯 32-46-43 東経 131-54-45						

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第四千六百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森 崎浦の地先	基点第842号、イ 及び基点第1257号 の各点を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 842 号 佐伯市蒲江大字森崎浦鶴 養鼻の標識  イ 基点第842号から基点 第214号見通し線上500 メートルの点  基点第 1257 号 佐伯市蒲江大字森崎浦岸 の浦の中鼻突端の標識  基点第 214 号 佐伯市蒲江大字森崎浦 松ヶ鼻の標識	北緯 32-46-48 東経 131-53-52  北緯 32-47-02 東経 131-53-42  北緯 32-46-55 東経 131-53-34	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦	〃 【名護屋】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百四十号
区第四千六百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸 市尾浦の地先	基点第841号、 イ、ロ及び基点第 1258号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 841 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 2番地7（田尾の下）の 標識  イ 基点第841号から基点 第204号見通し線上180 メートルの点  ロ 基点第1258号と基点第 204号とを結んだ直線 と、イの点と基点第840 号から基点第207号見通 し線上200メートルの点 とを結んだ直線との交点  基点第 1258 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 大ヨケ鼻突端の標識  基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 日の浦しんぞう鼻先端の 標識  基点第 207 号 佐伯市蒲江大字葛原浦な での鼻先端  基点第 840 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 1番地（畑の尻鼻）の標 識	北緯 32-47-19 東経 131-52-50  北緯 32-47-16 東経 131-52-44  北緯 32-47-06 東経 131-52-49  北緯 32-47-06 東経 131-52-53	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦	〃 【名護屋】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百四十一号

免許 番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許 番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四千六百四十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字葛 原浦の地先	基点第207号、 イ、ロ及び基点第 1259号を順次に結 んだ直線と最大高 潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	基点第 207 号 佐伯市蒲江大字葛原浦な での鼻先端  イ 基点第840号から基点 第207号見通し線上1,000 メートルの点  ロ 基点第840号から基点 第1259号見通し線上 1,100メートルの点  基点第 1259 号 佐伯市蒲江大字葛原浦草 落し場突端の標識  基点第 840 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦 1番地(畑の尻鼻)の標 識	北緯 32-45-55 東経 131-52-47  北緯 32-46-00 東経 131-52-52  北緯 32-46-06 東経 131-52-41  北緯 32-46-02 東経 131-52-34	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 葛原浦	〃 【名護屋】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千六百四十二号
区第三千九百五十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中 越浦の地先	基点第1246号、 イ、ロ及び基点第 1265号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1246 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ540番地1先の標 識  イ 基点第1041号から佐伯 市鶴見大字中越浦字宇 土島頂上見通し線上180 メートルの点と基点第 1042号から同市上浦大字 最勝海浦高平山頂上見通 し線上300メートルの点 を結んだ直線と基点第 1246号から同見通し線の 交点  ロ 基点第1041号から佐伯 市鶴見大字中越浦字宇 土島頂上見通し線上180 メートルの点と基点第 1042号から同市上浦大字 最勝海浦高平山頂上見通 し線上300メートルの点 を結んだ直線と基点第 1265号から同見通し線の 交点  基点第 1265 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ558番地3の標識  基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ528番地10の標識  基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中越浦字 高ナギ566番地3の標識	北緯 32-56-18 東経 132-01-33  北緯 32-56-29 東経 132-01-28  北緯 32-56-30 東経 132-01-34  北緯 32-56-18 東経 132-01-39	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置するこ と。  2 漁場面積 1,800㎡あたり 成貝3,000個以 内とする。	佐伯市鶴見大字 中越浦	〃 【鶴見】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千九百五十号



免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第四千五百五十二号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦字小蒲江の地 先	基点第225号、 イ、ロ及び基点第 1075号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 225 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字 米ツク4634番地（よこあ じろ鼻）の標識  イ 基点第225号から基点 第224号見通し線上100 メートルの点  ロ 基点第1075号から基点 第515号見通し線上350 メートルの点  基点第 1075 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字 米ツク沖クジラ鼻の付根 の標識  基点第 224 号 佐伯市蒲江大字蒲江浦小 蒲江漁港新防波堤の根基 の標識  基点第 515 号 佐伯市蒲江大字猪串浦1 番地（クヨム鼻）の標識	北緯 32-47-32 東経 131-54-37  北緯 32-47-32 東経 131-54-33  北緯 32-47-13 東経 131-54-42  北緯 32-47-16 東経 131-54-55	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,800㎡あたり 成貝3,000個以 内とする。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	【 蒲 江 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百五十二号
区第四千五百五十三号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及 びイの各点を順次 に結んだ直線によ って囲まれた区 域	イ 基点第1072号から60度 490メートルの点  ロ 基点第1072号から340 度395メートルの点  ハ 基点第1072号から312 度169メートルの点  ニ 基点第1072号から58度 251メートルの点  基点第 1072 号 佐伯市蒲江屋形島赤ばえ の小ばえの標識	北緯 32-46-26 東経 131-54-38  北緯 32-46-30 東経 131-54-16  北緯 32-46-22 東経 131-54-16  北緯 32-46-22 東経 131-54-30	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	【 蒲 江 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四千五百五十三号
区第四百六十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第64号から295度6 分2,330メートルの点  ロ 基点第64号から282度 42分2,120メートルの点  ハ 基点第64号から287度 24分1,740メートルの点  ニ 基点第64号から301度 18分1,980メートルの点  基点第 64 号 豊後高田市西国東干拓第 二工区北東端	北緯 33-36-57 東経 131-25-20  北緯 33-36-40 東経 131-25-21  北緯 33-36-41 東経 131-25-37  北緯 33-36-58 東経 131-25-36	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市（中 真玉、西真玉、 大平、城前、大 岩屋、黒土、白 野、香々地、見 目、上香々地、 夷、小畑、堅来 及び羽根を除く。）	【 豊 後 高 田 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百六十一号

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第六百六十号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市堅来の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第65号から0度30 分120メートルの点  ロ 基点第65号から331度 570メートルの点  ハ 基点第65号から14度 1,020メートルの点  ニ 基点第65号から37度30 分820メートルの点	北緯 33-38-56 東経 131-29-07  北緯 33-39-08 東経 131-28-56  北緯 33-39-24 東経 131-29-16  北緯 33-39-13 東経 131-29-26	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	【香々地】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第六百六十号
区第六百六十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市香々地 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第65号から339度 1,770メートルの点  ロ 基点第65号から336度 30分2,170メートルの点  ハ 基点第65号から4度 2,750メートルの点  ニ 基点第65号から9度 2,400メートルの点	北緯 33-39-45 東経 131-28-42  北緯 33-39-56 東経 131-28-33  北緯 33-40-21 東経 131-29-14  北緯 33-40-08 東経 131-29-22	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	【香々地】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第六百六十一号
区第二千五百六十一号	第1種区画漁業 うに類、貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字佐志生 の地先	基点第680号、 イ、ロ及び基点第 1100号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 から50メートルの 線とによって囲ま れた区域	基点第 680 号 臼杵市大字佐志生字楠ヶ 迫2の4009番地の1の標 識  イ 基点第680号から基点 第113号見通し線上150 メートルの点  ロ 基点第1100号から基点 第811号見通し線上220 メートルの点  基点第 1100 号 臼杵市大字佐志生字釜浦 の市道佐志生本線擁壁工 の標識  基点第 113 号 臼杵市大字深江飛潮鼻の 標識  基点第 811 号 臼杵市大字佐志生字黒島 平ばえの標識	北緯 33-10-59 東経 131-50-07  北緯 33-10-55 東経 131-50-11  北緯 33-10-48 東経 131-50-05  北緯 33-10-51 東経 131-49-58	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積 1,800㎡あたり 成貝3,000個以 内とする。(ひ おうぎがい養殖 業に限る。)	臼杵市大字佐志 生	【臼杵】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第二千五百六十一号

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第七百七十号	第2種区画漁業 貝類養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町岐部の地先	基点第555号、イ及びロの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 555 号 国東市国見町岐部字尾迫99番地1(一文字防波堤西端中央根基)の標識  イ 基点第555号から90度493メートルの点  ロ 基点第555号から142度15分10秒604メートルの点	北緯 33-40-27 東経 131-37-28  北緯 33-40-27 東経 131-37-47  北緯 33-40-12 東経 131-37-42	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。  2 港湾の維持管理その他保全のため公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市国見町	大分県国東市国見町伊美2489番地くにさき漁業合同会社	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	区第七百七十号
区第八百七十号	第2種区画漁業 くるまえび養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	東国東郡姫島村字両瀬の地先	基点第1129号、イ、ロ及び基点第1130号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1129 号 東国東郡姫島村字タルミ4571番地の2の標識  イ 基点第1129号から122度70メートルの点  ロ 基点第1130号から139度115メートルの点  基点第 1130 号 東国東郡姫島村字両瀬4883番地の1の標識	北緯 33-43-42 東経 131-41-04  北緯 33-43-41 東経 131-41-06  北緯 33-43-49 東経 131-41-17  北緯 33-43-52 東経 131-41-14	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	大分県東国東郡姫島村2112番地の30姫島車えび養殖株式会社	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	区第八百七十号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区 第 二 百 八 十 号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 基点第3号、ヘ、ト、 チ、リ、ヌ、ル及び イの各点を順次に 結んだ直線と最大 高潮時海岸線とに よって囲まれた区 域	イ	基点第1号から316度 1,340メートルの点	北緯 33-37-30 東経 131-11-12	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	中津市小祝新 町、字小祝、大字 角木、下正路町、 角木町、船頭町、 船場町、片端町、 大字大塚、大字 牛神、大字東浜、 大字大新田、大 字田尻、大字是 則、大字定留、 大字諸田、大字 全徳及び大字蛸 瀬	【 中 津 】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第1号から336度30 分2,090メートルの点	北緯 33-38-01 東経 131-11-16				
						ハ	基点第2号から8度 2,000メートルの点	北緯 33-37-46 東経 131-12-50				
						ニ	基点第3号から16度50 分830メートルの点	北緯 33-36-42 東経 131-14-30				
						ホ	基点第3号から356度30 分480メートルの点	北緯 33-36-32 東経 131-14-20				
						基点第 3 号	中津市大字田尻和間鼻西 新開堤防の北西端の標識	北緯 33-36-17 東経 131-14-21				
						ヘ	基点第2号から54度310 メートルの点	北緯 33-36-48 東経 131-12-48				
						ト	基点第2号から31度30 分570メートルの点	北緯 33-36-58 東経 131-12-50				
						チ	基点第1号から29度20 分540メートルの点	北緯 33-37-14 東経 131-11-58				
						リ	基点第1号から16度20 分100メートルの点	北緯 33-37-02 東経 131-11-49				
						ヌ	基点第1号から286度 250メートルの点	北緯 33-37-01 東経 131-11-39				
						ル	基点第1号から297度30 分830メートルの点	北緯 33-37-11 東経 131-11-19				
基点第 1 号	中津市大字角木御船岬の 先端の標識											
基点第 2 号	中津市大字米山米山海岸 堤防の西端の標識											

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二百八十一号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ、ト、チ及びりの 各点を順次に結ん だ直線と最大高潮 時海岸線とによっ て囲まれた区域	イ	基点第1238号から177 度300メートルの点	北緯 33-36-21 東経 131-15-29	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	中津市大字田 尻、大字是則、大 字定留、大字今 津、大字諸田、大 字赤迫、大字鍋 島及び大字犬丸	【中津】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第5号から328度 1,275メートルの点	北緯 33-36-08 東経 131-15-39				
						ハ	基点第5号から53度20 メートルの点	北緯 33-35-47 東経 131-16-27				
						ニ	基点第5号から36度30 分1,140メートルの点	北緯 33-36-02 東経 131-16-31				
						ホ	基点第5号から45度 1,270メートルの点	北緯 33-36-02 東経 131-16-40				
						へ	基点第5号から73度30 分970メートルの点	北緯 33-35-41 東経 131-16-41				
						ト	基点第62号から14度30 分1,380メートルの点	北緯 33-35-34 東経 131-16-57				
						チ	基点第62号から14度30 分225メートルの点	北緯 33-34-58 東経 131-16-45				
						リ	基点第5号から195度50 分395メートルの点	北緯 33-35-20 東経 131-16-01				
								基点第 5 号 中津市大字今津干拓堤防 の北東端の標識				
		基点第 62 号 中津市と宇佐市との境界 の標識										
		基点第 1238 号 中津市中津港東側防波堤 の標識(防波堤北東端角 から600メートルの点)										
区第四百八十号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	宇佐市柳ヶ浦の地 先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ	基点第8号から281度 53分1,050メートルの点	北緯 33-34-40 東経 131-20-44	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	宇佐市大字江須 賀、大字住江、 大字神子山新 田、大字高砂新 田、大字順風新 田、貴船町、子 安町、住吉町、 沖須町、大字下 乙女及び大字郡 中新田	【宇佐】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで
						ロ	基点第8号から305度 40分1,385メートルの点	北緯 33-34-59 東経 131-20-40				
						ハ	基点第8号から326度 1,100メートルの点	北緯 33-35-03 東経 131-21-00				
						ニ	基点第8号から329度 10分480メートルの点	北緯 33-34-47 東経 131-21-15				
		基点第 8 号 宇佐市大字住江弁才樋門 階段西角の標識										

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第四百八十一号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	宇佐市大字長洲の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1035号から14度 140メートルの点  ロ 基点第1035号から9度 30分590メートルの点  ハ 基点第1035号から73度 1,350メートルの点  ニ 基点第1035号から92度 30分1,225メートルの点	北緯 33-34-52 東経 131-22-32  北緯 33-35-07 東経 131-22-35  北緯 33-35-01 東経 131-23-21  北緯 33-34-46 東経 131-23-18	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	宇佐市大字長洲	【宇佐】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百八十一号
区第四百八十二号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	宇佐市和間の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1236号から358 度235メートルの点  ロ 基点第1236号から358 度635メートルの点  ハ 基点第6号から341度 1,000メートルの点  ニ 基点第6号から341度 500メートルの点	北緯 33-34-38 東経 131-23-46  北緯 33-34-51 東経 131-23-46  北緯 33-34-55 東経 131-24-44  北緯 33-34-40 東経 131-24-50	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	宇佐市大字蟻 木、大字松崎、 大字西大堀、大 字佐々礼、大字 岩保新田、大字 久兵衛新田、大 字北鶴田新田及 び大字南鶴田新 田	【宇佐】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百八十二号
区第四百八十三号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第6号から342度 1,130メートルの点  ロ 基点第6号から342度 1,790メートルの点  ハ 基点第13号から342度 1,820メートルの点  ニ 基点第13号から342度 1,180メートルの点	北緯 33-34-59 東経 131-24-43  北緯 33-35-20 東経 131-24-35  北緯 33-35-20 東経 131-24-50  北緯 33-35-01 東経 131-24-58	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市(中 真玉、西真玉、 大平、城前、大 岩屋、黒土、白 野、香々地、見 目、上香々地、 夷、小畑、堅来 及び羽根を除 く。)	【豊後高田】	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百八十三号

免許番号	免許の内容						条件	関係地区	漁業権者 【支店・取次店】	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標（参考値）
区第四百八十五号	第3種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第707号から216度 445メートルの点	北緯 33-35-29 東経 131-25-13	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市（中 真玉、西真玉、 大平、城前、大 岩屋、黒土、白 野、香々地、見 目、上香々地、 夷、小畑、堅来 及び羽根を除 く。）	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第四百八十五号	
						ロ 基点第707号から267度 30分460メートルの点	北緯 33-35-40 東経 131-25-05					
ハ 基点第707号から336度 45分80メートルの点	北緯 33-35-43 東経 131-25-22											
ニ 基点第707号から185度 305メートルの点	北緯 33-35-31 東経 131-25-22											
						基点第 707 号 豊後高田市豊後高田港導 流堤灯台						

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千五百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生 の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	イ 基点第755号から保戸 島遠見山頂上見通し線上 100メートルの点  ロ 基点第755号から保戸 島遠見山頂上見通し線上 300メートルの点  ハ 基点第755号から193度 420メートルの点  ニ 基点第755号から220度 320メートルの点  基点第 755 号 白杵市大字佐志生字長浜 大谷4751番地の2(一本 松)の標識	北緯 33-11-09 東経 131-50-35  北緯 33-11-06 東経 131-50-41  北緯 33-10-58 東経 131-50-28  北緯 33-11-03 東経 131-50-23	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	白杵市大字佐 志生	大分県白杵市大字戸 室553番地の2 小坂 英樹  大分県白杵市大字佐 志生3688番地の5 小坂 琴治	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第二千五百九十号
区第二千五百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生 の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	イ 基点第1000号から白杵 市はだか島頂上見通し線 上180メートルの点  ロ 基点第1000号から白杵 市はだか島頂上見通し線 上380メートルの点  ハ 基点第1228号から基点 第1157号見通し線上450 メートルの点  ニ 基点第1228号から基点 第1157号見通し線上250 メートルの点  基点第 1000 号 白杵市大字佐志生字折立 5184の2番地(しゅんば ち鼻)の標識  基点第 1157 号 白杵市大三ツ子島頂上  基点第 1228 号 白杵市大字佐志生字目ノ 浦5250の1番地の標識	北緯 33-10-02 東経 131-49-39  北緯 33-10-00 東経 131-49-47  北緯 33-10-05 東経 131-49-49  北緯 33-10-07 東経 131-49-41	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	白杵市大字佐 志生	大分県白杵市大字戸 室553番地の2 小坂 英樹  大分県白杵市大字佐 志生3688番地の5 小坂 琴治	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第二千五百九十一号



免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号		
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域								
					区域	点						座標(参考値)	
区第二千七百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字大浜及 び大字中津浦の地 先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	イ 基点第1203号から白杵 市天神ヶ鼻見通し線上340 メートルの点	北緯 33-08-17 東経 131-48-51	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	白杵市大字大 浜及び大字中 津浦	大分県白杵市大字大 浜1147番地の5 有限会社 磯和真珠	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第二千七百九十号	
						ロ 基点第1203号から白杵 市天神ヶ鼻見通し線上700 メートルの点	北緯 33-08-10 東経 131-49-01						ハ 基点第1227号から白杵 市観音崎(大字大泊85番 地の8の地先)見通し線上 500メートルの点
					基点第 1203 号 白杵市大字大浜と中津浦 との境界								
					基点第 1227 号 白杵市大字中津浦1116番 地の4の標識								

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千七百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字深江の 地先	基点第1250号、 イ、ロ、ハ、 ニ、基点第403 号、基点第1252 号、ホ、ヘ、基 点第1251号及び 基点第1250号の 各点を順次に結 んだ直線によっ て囲まれた区 域。ただし、基 点第403号から基 点第1252号に至 る間及び基点第 1251号から基点 第1250号に至る 間においては最 大高潮時海岸線 とする。	基点第 1250 号	白杵市大字深江字柿ノ浦 1089番地の4の標識	北緯 33-07-37 東経 131-52-31	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	白杵市大字深 江	大分県佐伯市大字 霞ヶ浦556番地の2 有限会社 オーハタ パール	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで
						イ	基点第1250号から96度 140メートルの点	北緯 33-07-37 東経 131-52-36				
						ロ	基点第404号から桜鼻見 通し線上160メートルの 点	北緯 33-07-42 東経 131-52-39				
						ハ	基点第404号から桜鼻 見通し線上230メートル の点	北緯 33-07-42 東経 131-52-42				
						ニ	基点第403号から基点 第766号見通し線上230 メートルの点	北緯 33-07-26 東経 131-52-36				
						基点第 403 号	白杵市大字深江字柿ノ浦 北防波堤の根基	北緯 33-07-27 東経 131-52-28				
						基点第 1252 号	白杵市大字深江字柿ノ浦 1090番地の1の標識	北緯 33-07-32 東経 131-52-29				
						ホ	基点第1252号から103 度116メートルの点	北緯 33-07-31 東経 131-52-33				
						ヘ	基点第1251号から103 度110メートルの点	北緯 33-07-35 東経 131-52-35				
						基点第 1251 号	白杵市大字深江字柿ノ浦 1092番地の5の標識	北緯 33-07-35 東経 131-52-31				
基点第 404 号	白杵市大字深江字柿ノ浦 (すずれ鼻)の標識											
基点第 766 号	白杵市大字深江字西平 1430番地の1(久保浦鼻 突端の光石)の標識											

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千七百九十三号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字中津浦 の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	イ 基点第1146号から白杵 市大字大泊津久見島南端 見通し線上150メートルの点  ロ 基点第1147号から白杵 市大字深江すずれ鼻見通 し線上180メートルの点  ハ 基点第1147号から白杵 市大字深江すずれ鼻見通 し線上380メートルの点  ニ 基点第1146号から白杵 市大字大泊津久見島南端 見通し線上350メートルの点	北緯 33-08-53 東経 131-49-30  北緯 33-08-51 東経 131-49-29  北緯 33-08-48 東経 131-49-37  北緯 33-08-51 東経 131-49-38	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	白杵市大字大 浜及び大字中 津浦	大分県白杵市大字大 浜1147番地の5 有限会社 磯和真珠	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第二千七百九十三号
区第二千八百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目 字伊崎の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	イ 基点第500号から269度 48分650メートルの点  ロ 基点第500号から269度 48分350メートルの点  ハ 基点第396号から基点 第578号見通し線上100 メートルの点  ニ 基点第396号から基点 第578号見通し線上400 メートルの点	北緯 33-06-20 東経 131-53-13  北緯 33-06-20 東経 131-53-25  北緯 33-06-12 東経 131-53-25  北緯 33-06-12 東経 131-53-13	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	津久見市大字 長目	大分県津久見市大字 長目2115番地の4 株式会社 上甲真珠	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第二千八百九十号

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第二千八百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第386号から府高造船所跡北端見通し線上100メートルの点	北緯 33-04-12 東経 131-55-13	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。	津久見市大字網代及び大字日見	大分県佐伯市蒲江大字畑野浦1644番地1 富高 秀一	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	区第二千八百九十一号
						ロ 基点第386号から府高造船所跡北端見通し線上300メートルの点	北緯 33-04-15 東経 131-55-21					
						ハ 基点第385号から底はえ鼻の標識見通し線上270メートルの点	北緯 33-04-06 東経 131-55-26					
						ニ 基点第385号から底はえ鼻の標識見通し線上100メートルの点	北緯 33-04-05 東経 131-55-19					
						基点第 385 号 津久見市大字網代琴浦の標識						
						基点第 386 号 津久見市大字網代網代島えびす神社鳥居の中央						
区第二千八百九十六号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字日見の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	イ 基点第1222号から30度40メートルの点	北緯 33-04-05 東経 131-54-44	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。	津久見市大字網代及び大字日見	大分県佐伯市蒲江大字畑野浦279番地1 山田 博美	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	区第二千八百九十六号
						ロ 基点第1222号から30度230メートルの点	北緯 33-04-10 東経 131-54-48					
						ハ 基点第1222号から10度250メートルの点	北緯 33-04-12 東経 131-54-45					
						ニ 基点第1222号から330度105メートルの点	北緯 33-04-07 東経 131-54-41					
						基点第 1222 号 津久見市大字日見日代漁港(日見)外防波堤突端						

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号		
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域								
					区域	点						座標(参考値)	
区第二千八百九十七号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目 字浦代の地先	基点578号、イ、 ロ及び基点1038 号の各点を順次 に結んだ直線と 最大高潮時海岸 線とによって囲 まれた区域	基点第 578 号 津久見市大字長目字浦代 221番地長目崎東端の標 識	北緯 33-06-12 東経 131-52-50	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	津久見市大字 長目	大分県津久見市大字 長目2115番地の4 株式会社 上甲真珠	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第二千八百九十七号	
						イ 基点第578号から336度 200メートルの点	北緯 33-06-18 東経 131-52-47						
						ロ 基点第1038号から350 度150メートルの点	北緯 33-06-15 東経 131-52-38						
						基点第 1038 号 津久見市大字長目2707番 地の標識	北緯 33-06-11 東経 131-52-39						
区第三千二百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字浅 海井浦の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ及び イの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた 区域	イ 基点第1036号から基点 第180号見通し線上150 メートルの点	北緯 33-02-00 東経 131-55-25	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	佐伯市上浦大 字浅海井浦	大分県佐伯市大字 霞ヶ浦556番地の2 有限会社 オーハタ パール	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第三千二百九十二号	
						ロ 基点第1036号から基点 第180号見通し線上300 メートルの点	北緯 33-02-00 東経 131-55-30						
						ハ ロから真方位0度100 メートルの点	北緯 33-02-03 東経 131-55-30						
						ニ ハから基点第180号見 通し線上150メートルの 点	北緯 33-02-03 東経 131-55-36						
						ホ 基点第1204号から基点 第180号見通し線上630 メートルの点	北緯 33-01-50 東経 131-55-36						
						ヘ 基点第1204号から基点 第180号見通し線上330 メートルの点	北緯 33-01-50 東経 131-55-25						
						基点第 180 号 佐伯市鶴見大字大島宇水 の子2の1559番地水ノ子 島灯台							
基点第 1036 号 佐伯市上浦大字浅海井浦 2602番地1の標識													
基点第 1204 号 佐伯市上浦大字浅海井浦 2924番地の標識													

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千三百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江字 風無の地先	基点第351号、 イ、ロ及び基点 第352号の各点を 順次に結んだ直 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 351 号 佐伯市大字護江字風無セ カチ西端  イ 基点第351号から150度 100メートルの点  ロ 基点第352号から150度 100メートルの点  基点第 352 号 佐伯市大字護江風無鼻北 東端	北緯 33-00-53 東経 131-54-24  北緯 33-00-51 東経 131-54-26  北緯 33-00-54 東経 131-54-29  北緯 33-00-56 東経 131-54-27	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりがご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	佐伯市大字護 江	大分県佐伯市大字 霞ヶ浦556番地の2 有限会社 オーハタ パール	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第三千三百九十号
区第三千五百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字高松浦 の地先	基点第535号、 イ、基点第147号 及び基点第347号 の各点を順次に 結んだ直線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域であっ て、ロ、ハ、 ニ、ホ及びロの 各点を順次に結 んだ直線によっ て囲まれた区域 を除いた区域	基点第 535 号 佐伯市大字高松浦字さる うち1093番地の標識  イ 基点第535号から27度 400メートルの点  基点第 147 号 佐伯市大字高松浦村ばえ 頂上  基点第 347 号 佐伯市大字高松浦字白崎 1104番地の標識  ロ 基点第535号から27度 250メートルの点  ハ 基点第535号から27度 150メートルの点  ニ 基点第347号から基点 第147号見通し線上50 メートルの点  ホ 基点第347号から基点 第147号見通し線上150 メートルの点	北緯 33-00-58 東経 131-56-11  北緯 33-01-09 東経 131-56-18  北緯 33-01-09 東経 131-56-21  北緯 33-00-58 東経 131-56-24  北緯 33-01-05 東経 131-56-16  北緯 33-01-02 東経 131-56-14  北緯 33-01-00 東経 131-56-23  北緯 33-01-03 東経 131-56-22	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。  2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりがご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	佐伯市大字高 松浦	大分県佐伯市大字 霞ヶ浦556番地の2 有限会社 オーハタ パール	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第三千五百九十号

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号											
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域																	
					区域	点						座標(参考値)										
区第三千九百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出浦の地先	基点第459号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1253号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 459 号	佐伯市鶴見大字羽出浦161番地(敷場防波堤の根基)	北緯 32-57-01 東経 132-00-00	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。	佐伯市鶴見大字羽出浦	大分県佐伯市蒲江大字畑野浦277番地 松田 真稔	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで										
						イ	基点第459号からすすきばえ見通し線上100メートルの点	北緯 32-56-59 東経 132-00-02														
						ロ	基点第460号から切の鼻見通し線上100メートルの点	北緯 32-57-03 東経 132-00-08														
						ハ	基点第1253号から185度230メートルの点	北緯 32-57-07 東経 132-00-12														
						ニ	基点第1253号から195度200メートルの点	北緯 32-57-08 東経 132-00-10														
						ホ	基点第1253号から基点第1042号見通し線上60メートルの点	北緯 32-57-13 東経 132-00-14														
						基点第 1253 号	佐伯市鶴見大字羽出浦字矢石84番地1先の標識	北緯 32-57-14 東経 132-00-12														
						基点第 460 号	佐伯市鶴見大字羽出浦127番地の標識															
						基点第 1042 号	佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識															
						区第三千九百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権					1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中越浦の地先	基点第1265号、イ、ロ及び基点第1042号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1265 号	佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ558番地3の標識	北緯 32-56-18 東経 132-01-39	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。	佐伯市鶴見大字中越浦	大分県佐伯市鶴見大字羽出浦847番地 西詰 真司	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで
																イ	基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字宇戸島頂上見通し線上180メートルの点と基点第1042号から佐伯市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルの点とを結んだ直線と基点第1265号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線の交点	北緯 32-56-30 東経 132-01-34				
ロ	基点第1042号から佐伯市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルの点	北緯 32-56-30 東経 132-01-42																				
基点第 1042 号	佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識	北緯 32-56-21 東経 132-01-46																				
基点第 1041 号	佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ528番地10の標識																					

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類 及び名称	個別漁業権 又は 団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
					区域	点						座標(参考値)
区第三千九百九十三号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽 出浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	イ 基点第1247号から基点 第460号見通し線上40 メートルの点	北緯 32-56-46 東経 131-59-53	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	佐伯市鶴見大 字羽出浦	大分県佐伯市鶴見大 字羽出浦847番地 西詰 真司	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第三千九百九十三号
						ロ 基点第1247号から基点 第460号見通し線上140 メートルの点	北緯 32-56-49 東経 131-59-55					
区第三千九百九十四号	第1種区画漁業 真珠養殖業	個別漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽 出浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	イ 基点第1303号から71度 108メートルの点	北緯 32-56-20 東経 131-59-57	1 海上交通の安全 確保のため、養 殖筏等の流出及 び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積1,000 ㎡あたり成貝 5,000個以内と し、つりかご1 吊りにつき、成 貝は50個以内と する。	佐伯市鶴見大 字羽出浦	大分県佐伯市鶴見大 字羽出浦847番地 西詰 真司	令和6年 4月1日 から令和 16年3月 31日まで	区第三千九百九十四号
ロ 基点第1303号から95度 163メートルの点	北緯 32-56-19 東経 132-00-00	ハ 基点第1303号から173 度177メートルの点	北緯 32-56-13 東経 131-59-54	ニ 基点第1303号から196 度124メートルの点	北緯 32-56-15 東経 131-59-52	基点第 1303 号 佐伯市鶴見大字羽出浦西 ノ浦防波堤突端の標識						



### 3) 定置漁業



免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
定第五号	定置漁業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江屋形島の地先	基点第1207号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1207号の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	基点第1207号 佐伯市蒲江大字蒲江浦3237番地1（屋形島後）の標識	イ 基点第1207号から166度18分440メートルの点 ロ 基点第1207号から146度24分507メートルの点 ハ 基点第1207号から150度11分578メートルの点 ニ 基点第1207号から179度3分517メートルの点 ホ 基点第1207号から177度20分431メートルの点 ヘ 基点第1207号から167度57分438メートルの点	船舶の航行を妨げてはならない。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	佐伯市蒲江大字蒲江浦1904番地 濱崎 辰徳  佐伯市蒲江大字蒲江浦3596番地18 水本 裕貴	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	定第五号



## 2 内水面の漁業権



免許番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
内共第一号	第5種共同漁業 う な ぎ 漁業 ふ な い 〃 こ え い 〃 は え ゆ 〃 あ の は 〃 もくずがに(つがに) 〃 す っ ぽ ん 〃	1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃	大分県及び福岡県内における山国川水系の本流、支流及び派流	基点第1号と基点第31号とを結んだ直線から上流の山国川本流、支流及び派流の流域であって次の(1)、(2)及び(3)の区域を除いた流域	基点第1号 大分県中津市山国橋右岸下流端 基点第31号 福岡県築上郡吉富町山国橋左岸下流端 基点第2号 福岡県築上郡上毛町大字垂水字中川原の国土交通省の設置した三角塔(友枝川左岸)		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これらを拒んではならない。	中津市並びに福岡県築上郡吉富町及び上毛町	大分県中津市本耶馬溪町樋田91番地の5山国川漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第一号
			区域 (1) 基点第40号と基点第41号とを結んだ直線及び基点第42号と基点第43号とを結んだ直線とに挟まれた区域	基点第3号 福岡県築上郡上毛町大字垂水字貴船土居の福岡県の設置した石標(友枝川右岸)	基点第40号 中津市耶馬溪町大字柿坂字河平1800番地の5の標識						
			(2) 友枝川にあっては、基点第2号と基点第3号とを結んだ直線から上流の区域	基点第41号 中津市耶馬溪町大字大島字先高平2324番地の3の標識	基点第42号 中津市耶馬溪町大字柿坂字井手の元763番地の4の標識						
			(3) 基点第44号と基点第45号とを結んだ直線及び基点第46号と基点第47号とを結んだ直線とに挟まれた区域	基点第43号 中津市耶馬溪町大字大島字先柏原2291番地の標識	基点第44号 山国川右岸における平成大堰から160m下流の標識						
					基点第45号 山国川左岸における平成大堰から160m下流の標識						
					基点第46号 山国川右岸における平成大堰から180m上流の標識						
					基点第47号 山国川左岸における平成大堰から180m上流の標識						

注1 はえとは、おいかわとかわむつを総称している。また、えのはとは、やまめとあまごを総称している。

注2 角度の表示はすべて真方位とする。

免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号			
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域									
				区域	基点						点		
内共第二号	第1種共同漁業	1月1日から12月31日まで	駅館川水系の本流、支流及び派流の流域	基点第4号と基点第28号とを結んだ直線から上流の駅館川本流、支流及び派流の流域であって、次の区域を除いた流域。	基点第4号	宇佐市貴船町小松橋左岸下流端	<p>1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。</p> <p>2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やな 漁業 2統</p> <p>3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。</p>	宇佐市、別府市、大分県宇佐市安心院町木裳549番地、宇佐山郷淡水漁業協同組合、杵築市山香町大字山浦及び玖珠郡玖珠町大字日出生字川底	大分県宇佐市安心院町木裳549番地、宇佐山郷淡水漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで			
	あおのり漁業			基点第28号	宇佐市大字長洲小松橋右岸下流端								
	おごのり			基点第48号	宇佐市院内町香下字妙見223番地の標識（妙見川と恵良川の合流点における妙見川右岸の標識）								
	かじき	1月1日から12月31日まで	駅館川水系の本流、支流及び派流の流域	区域	基点第49号	宇佐市院内町香下字妙見194番地の1の標識（妙見川と恵良川の合流点における妙見川左岸の標識）					大分県宇佐市大字川部945番地、駅館川漁業協同組合	大分県宇佐市大字長洲4263番地の118、長洲河川漁業協同組合	
	しじみ			基点第48号と基点第49号とを結んだ直線から上流の区域									
	第5種共同漁業			やな									
	うなぎ漁業			ふな									
	こい			はえ									
	あゆ			えの									
	もくずがに(つがに)			すっぽん									



免許番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
内共第三号	第1種共同漁業 あおのり漁業 あさり〃 あしじみ〃 第5種共同漁業 うなぎ漁業 こい〃 はえ〃 わかさぎ〃 あゆ〃 えのは〃 もくずがに(つがに)〃	10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 〃 1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	大野川水系の本流、支流及び派流並びに乙津川水系の本流、支流及び派流	基点第5号とイの点とを結んだ直線から上流の大野川本流、支流及び派流の大分県内流域並びに基点第6号と基点第30号とを結んだ直線から上流の乙津川本流、支流及び派流の流域	基点第5号 大分市大字三佐家島泊地北側突堤の標柱  基点第6号 大分市大字三佐海原橋右岸下流端  基点第30号 大分市大字三佐海原橋左岸下流端	イ 基点第5号から90度の線と対岸との交点	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを行ってはならない。  2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 七五三なわ 〃 漁業 11統 やな 〃 4〃  3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	大分市鶴崎地区(次の大字の区域 東鶴崎、西鶴崎、中鶴崎、南鶴崎、山津、小池原、皆春、猪野、鶴崎、森、森町、小中島、徳島、葛木、横尾、常行、関園、鶴瀬、家島、三佐、海原、中ノ洲、南、下徳丸、丸亀、種具、迫、乙津、乙津港町、三川上、一ノ洲、宮河内、毛井及び松岡)、大南地区(次の大字の区域 下戸次、中戸次、上戸次、下判田、中判田、上判田、竹中、端登、河原内、安藤、辻、杉原、奥、月形、吉野原、志津留、萩尾、宮尾及び福良)、豊後大野市、臼杵市野津町及び竹田市(直入町を除く。)	大分県豊後大野市犬飼町久原686番地5 大野川漁業協同組合  大分県大分市小中島二丁目2番22号 鶴崎漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第三号

免許番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
内共第四号	第1種共同漁業 しじみ漁業 第5種共同漁業 うなぎ漁業 はえゆ あゆ えの もくずがに(つがに)	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで " " " " "	番匠川水系の本流、支流及び派流。ただし、堅田川及び木立川の本流、支流及び派流を除く。	基点第7号と基点第8号とを結んだ直線及び基点第9号と基点第10号とを結んだ直線から上流の番匠川本流、支流及び派流の流域	基点第7号 佐伯市池船橋左岸上流端 基点第8号 佐伯市池船橋右岸上流端 基点第9号 佐伯市佐伯大橋左岸上流端 基点第10号 佐伯市佐伯大橋右岸上流端	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やな 漁業 3統 3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	佐伯市1番地から1800番地まで、大字上岡、大字稲垣、大字鶴望並びに同市弥生、本匠及び直川	大分県佐伯市弥生大字山梨子862番地番匠川漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第四号	
内共第五号	第1種共同漁業 あおのり漁業 かじき しじみ 第5種共同漁業 うなぎ漁業 あゆ えの もくずがに(つがに)	10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで " 1月1日から12月31日まで " " "	番匠川水系の堅田川及び木立川の本流、支流及び派流	基点第11号と基点第29号とを結んだ直線から上流の堅田川及び木立川の本流、支流及び派流の流域	基点第11号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋右岸上流端 基点第29号 佐伯市茶屋ヶ鼻橋左岸上流端	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	佐伯市大字長谷、大字池田、大字堅田、大字長良、大字青山及び大字木立	大分県佐伯市大字木立6987番地堅田川漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第五号	
内共第六号	第5種共同漁業 うなぎ漁業 こい はえゆ あゆ えの	1月1日から12月31日まで " " " "	筑後川水系玖珠川の本流、支流及び派流	基点第12号とイの点とを結んだ直線から上流の玖珠川本流、支流及び派流の流域。ただし、玖珠郡九重町大字松木字王向の井堰から上流の区域を除く。	基点第12号 日田市天瀬町赤岩字池のイ 基点第12号から0度の線と対岸との交点	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	玖珠郡玖珠町及び九重町	大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇137番地の1玖珠郡漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第六号	

免許番号	免 許 の 内 容						条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号											
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域																		
				区 域	基 点	点																
内共第七号	第5種共同漁業	1月1日から12月31日まで	筑後川(三隈川)水系の本流、支流及び派流	1 夜明けダム堰堤から上流の筑後川(三隈川)本流、支流及び派流の流域。ただし、ロの点とハの点とを結んだ直線から上流、基点第13号と基点第32号とを結んだ直線から上流及び基点第12号とイの点とを結んだ直線から上流の区域を除く。	基点第 12 号	日田市天瀬町赤岩字池の釣1548番地の7の標識	イ	基点第12号から0度の線と対岸との交点	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これら拒んではならない。  2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 う飼 漁業 3統 やな " 1"  3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	日田市(中津江村及び上津江町を除く。)	大分県日田市大字高瀬字小シマ1166番地の3 日田漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第七号									
	う な ぎ 漁業																					
	ふ こ は				"	"	"	"						"								
	わ か あ				"	"	"	"						"								
	え の は				"	"	"	"						"								
	す っ ぽ ん				"	"	"	"						"								
							2 境谷川の筑後川合流点から上流域	基点第 35 号						筑後川(三隈川)左岸における下釜ダム副ダムの下流端								
							3 山の神川の筑後川合流点から上流域	基点第 36 号						筑後川(三隈川)右岸における下釜ダム副ダムの下流端	ハ	基点第36号から100メートル下流の点						

免許番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
内共第八号	第1種共同漁業 あおのり漁業 しじみ〃 第5種共同漁業 うなぎ漁業 ふない〃 こない〃 はかえ〃 わかさぎ〃 あゆ〃 えの〃 もくずがに(つがに)〃	11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	大分川水系の本流、支流及び派流。ただし、裏川を除く。	基点第15号と基点第34号とを結んだ直線及び大分市大字下郡裏川水門から上流の大分川本流、支流及び派流の流域	基点第15号 大分市大字今津留舞鶴橋右岸下流端 基点第34号 大分市舞鶴町舞鶴橋左岸下流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やな 漁業 3統 建網 " 4" (1統は75メートル以内とする。) 3 建網漁業は、5月1日から翌年2月末日までの間操業してはならない。 4 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	大分市(佐賀関、鶴崎、大分、坂ノ市及び大南地区を除く。)、別府市(内成、東山及び山の口地区に限る。)、由布市、竹田市直入町及び久住町(仏原、栢木及び有氏地区に限る。)、及び豊後大野市朝地町(梨子地区に限る。)	大分県大分市大字田原字下川原451番地9 大分川漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第八号
	第5種共同漁業 うなぎ漁業 こい〃 あゆ〃 もくずがに(つがに)〃 すっぽん〃	1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃	桂川水系の本流、支流及び派流	基点第17号と基点第18号とを結んだ直線から上流の桂川本流、支流及び派流の流域	基点第17号 豊後高田市桂橋左岸上流端 基点第18号 豊後高田市桂小橋右岸上流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。 2 次に掲げる漁業の統数は、右記の範囲内とする。 漁業の種類 統数 やな 漁業 8統 3 やな漁業は、河川流幅の5分の1以上を開通しなければならない。	豊後高田市(中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土、臼野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。)、及び杵築市大田	大分県豊後高田市是永町22番地 桂川漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第九号

免許番号	免 許 の 内 容					条 件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域							
				区 域	基 点						点
内共第十号	第5種共同漁業 う な ぎ 漁業 ふ な え 〃 は わ か さ ぎ 〃 あ の ゆ 〃 え の は 〃 もくずがに(つがに) 〃	1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃	北川水系の大分県内本流、支流及び派流	基点第19号、基点第20号及び基点第21号を通る大分県と宮崎県の境界線から上流の北川本流、支流及び派流の流域	基点第19号 佐伯市宇目大字南田原字小日平(大宮橋の北の大分県と宮崎県との境界)  基点第20号 佐伯市宇目大字大平字エコソ(切込大橋の南の大分県と宮崎県との境界)  基点第21号 佐伯市宇目大字南田原字小日平2289番地の4地先(大分県と宮崎県との境界)		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これらを拒んではならない。	佐伯市宇目	大分県佐伯市宇目大字塩見園1817 宇目町漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第十号
	第1種共同漁業 し じ み 漁業 第5種共同漁業 う な ぎ 漁業 ふ な い 〃 こ しい 〃 は え 〃 あ の ゆ 〃 もくずがに(つがに) 〃 す っ ぽ ん 〃	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃 〃	臼杵市内の臼杵川水系並びに末広川水系の本流、支流及び派流	1 基点第22号と基点第23号とを結んだ直線から上流の臼杵市内の臼杵川本流、支流及び派流の流域  2 基点第24号と基点第25号とを結んだ直線から上流における臼杵市内の末広川本流、支流及び派流の流域	基点第22号 臼杵市大字市浜万里橋左岸上流端  基点第23号 臼杵市大字福良万里橋右岸上流端  基点第24号 臼杵市大字江無田江無田橋左岸下流端  基点第25号 臼杵市大字江無田江無田橋右岸下流端		1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これらを拒んではならない。	臼杵市	大分県臼杵市大字望月2の636番地の1 臼杵河川漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	内共第十一号

免許番号	免許の内容					条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号	
	漁業の種類及び名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域							
				区域	基点						点
内共第十二号	第5種共同漁業	1月1日から12月31日まで	大分県及び熊本県内における津江川水系の本流、支流及び派流	下笠ダム堰堤から上流の日田市中津江村及び上津江町並びに熊本県阿蘇郡小国町内の津江川本流、支流及び派流の流域であって、基点第26号と基点第27号を結んだ直線及び基点第52号と基点第53号を結んだ直線より下流の流域を除く。	基点第 26 号	日田市中津江村栃野字中ノ平5575番地の2 (国土交通省船舶通航制限標柱第1号)	1 河川の維持、管理その他の保全のため国及び地方公共団体の行う事業の施工については、これを拒んではならない。	日田市中津江村及び上津江町並びに熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵	大分県日田市中津江村合瀬1401番地 津江漁業協同組合	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	
	う な ぎ 漁業				基点第 27 号	熊本県阿蘇郡小国町黒淵字鳥の穴5836番地の6 (国土交通省船舶通航制限標柱第2号)					
	こ は え 漁業				基点第 52 号	日田市中津江村栃野字カマエ5791番地の5 (暗渠の下流端)					
	あ の 漁業				基点第 53 号	日田市中津江村栃野字二丁弓前5458番地の2 (暗渠の下流端)					

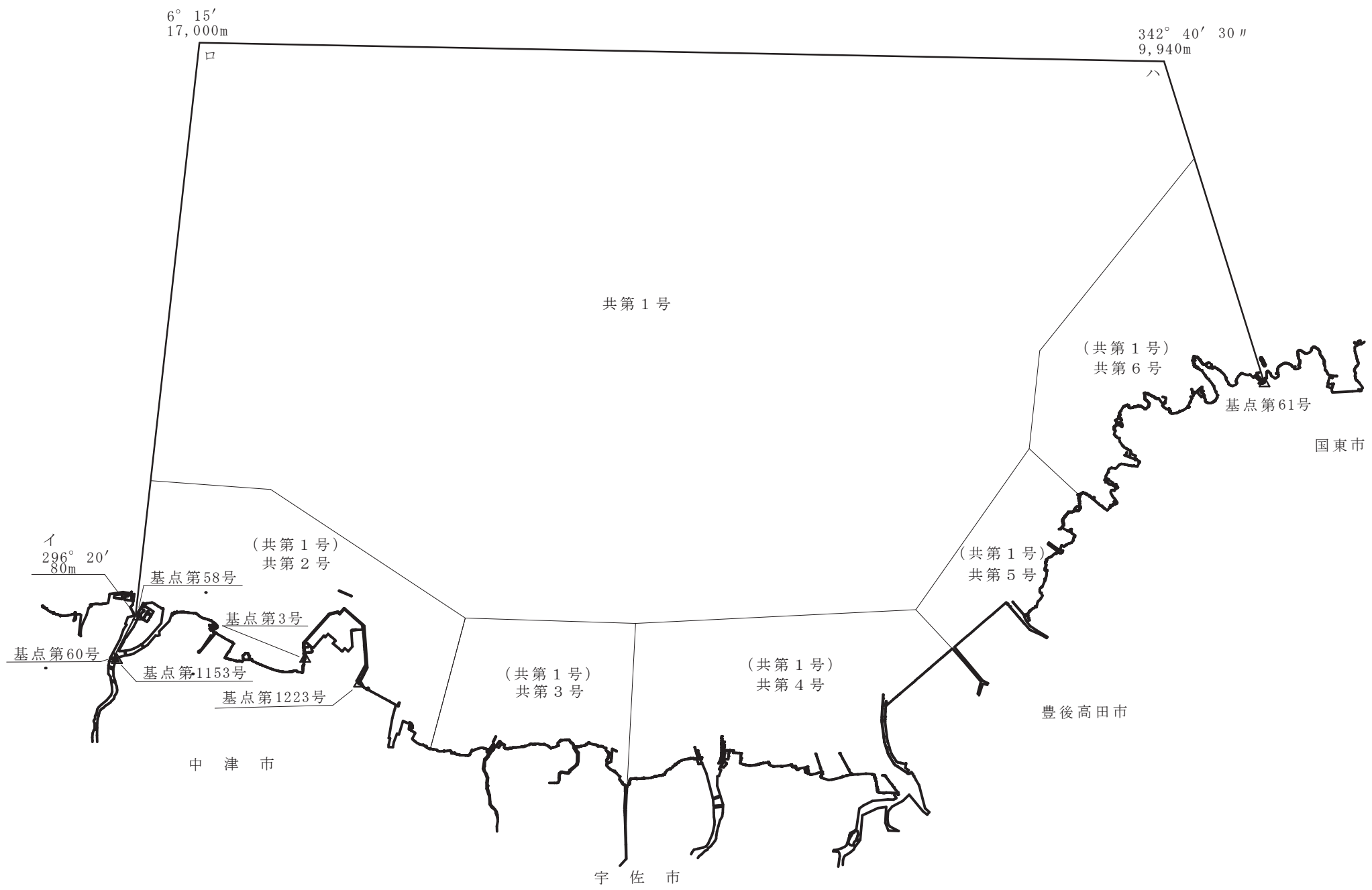
Ⅲ 漁業権概略図  
1 海面の漁業権

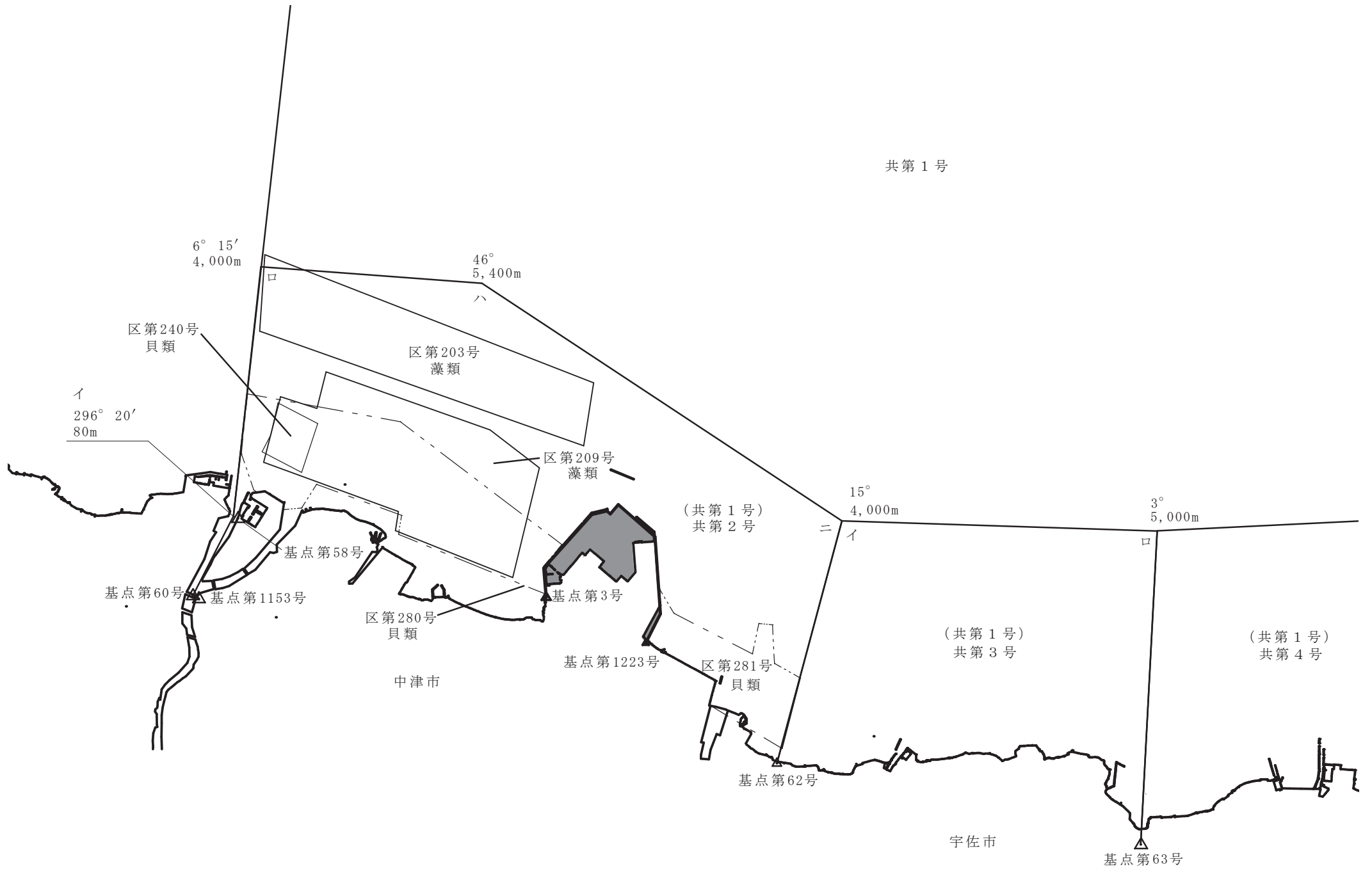


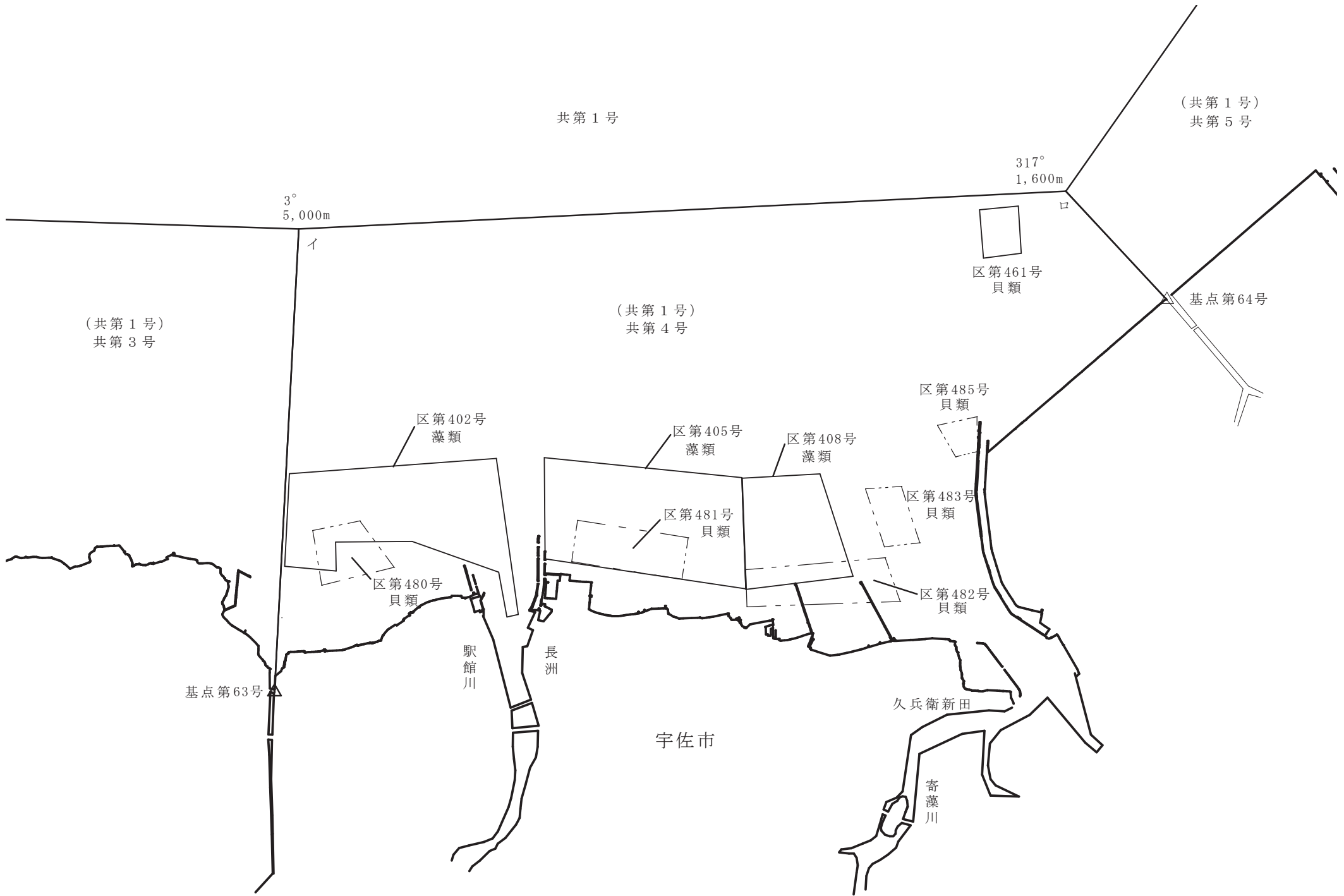












共第1号

(共第1号)  
共第5号

3°  
5,000m

317°  
1,600m

(共第1号)  
共第3号

(共第1号)  
共第4号

区第461号  
貝類

基点第64号

区第402号  
藻類

区第405号  
藻類

区第408号  
藻類

区第485号  
貝類

区第480号  
貝類

区第481号  
貝類

区第483号  
貝類

区第482号  
貝類

基点第63号

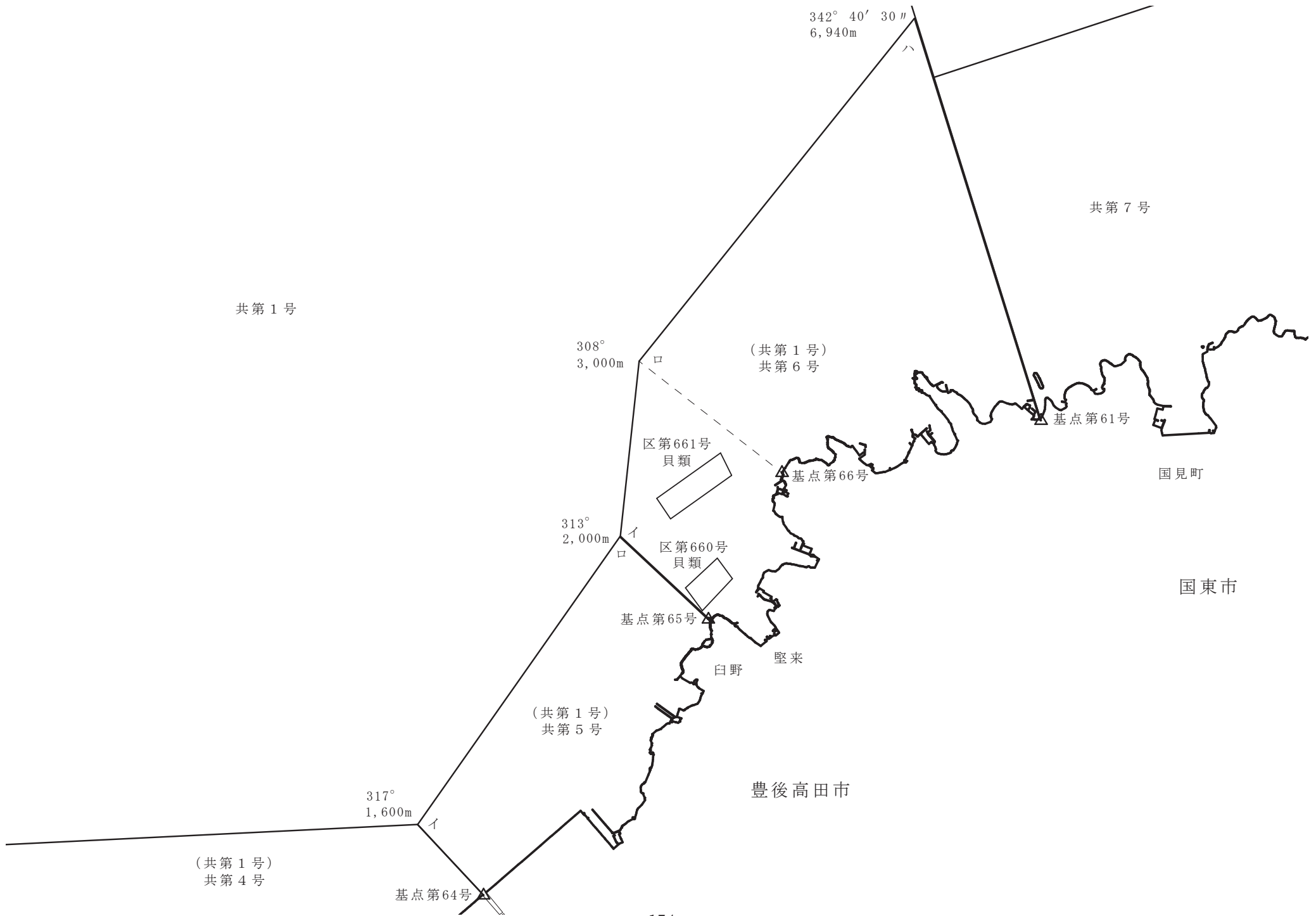
駅館川

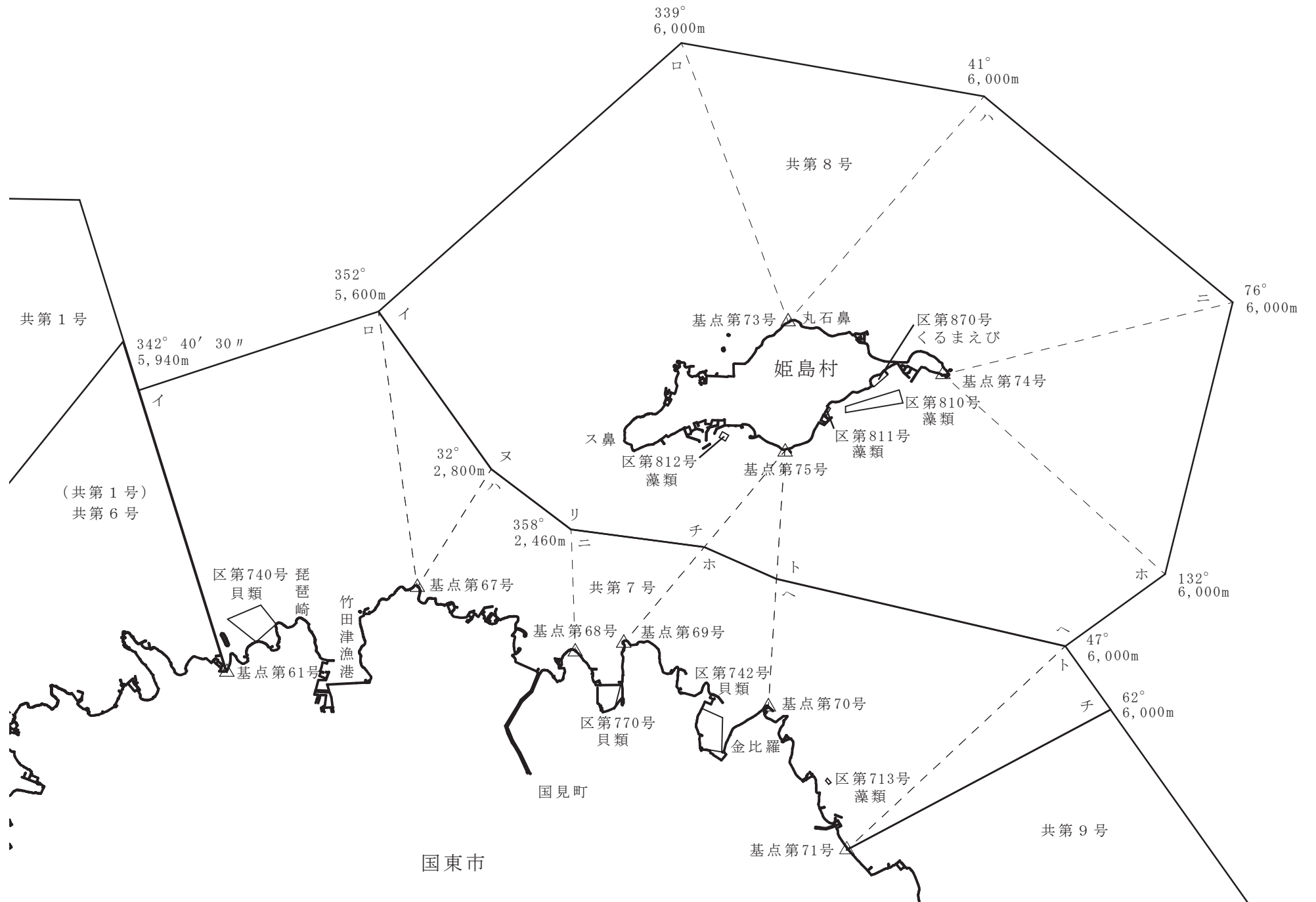
長洲

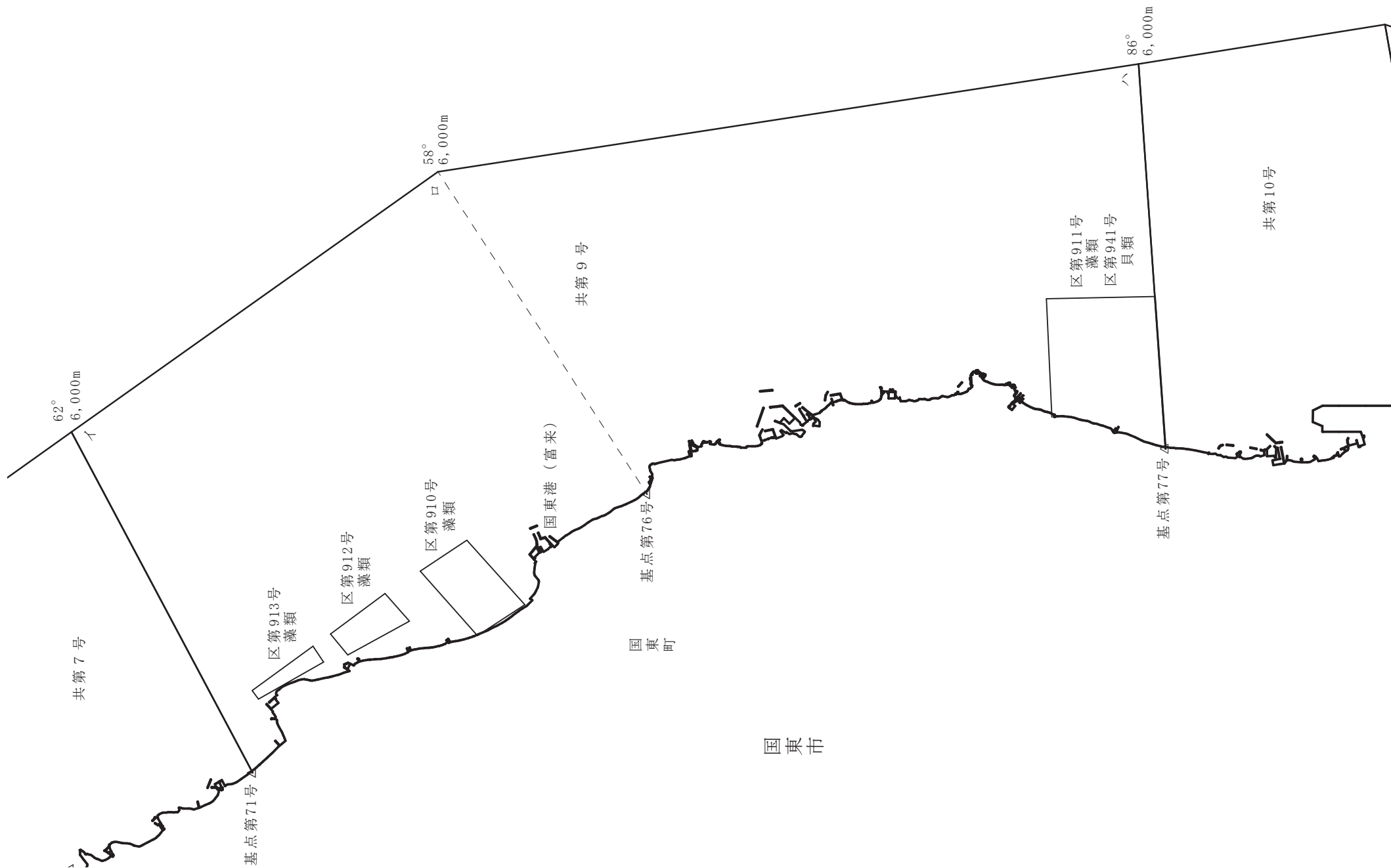
宇佐市

久兵衛新田

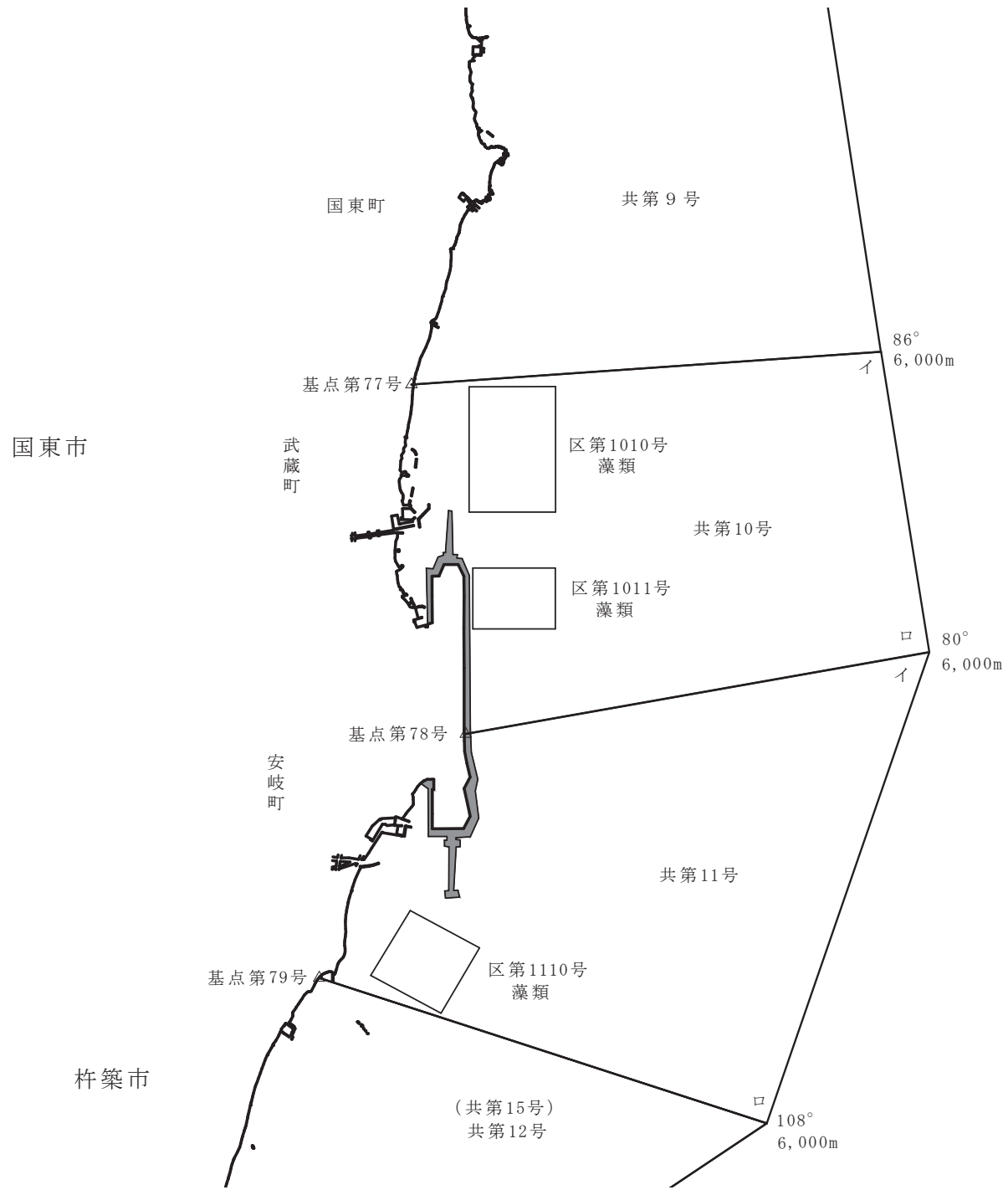
寄藻川

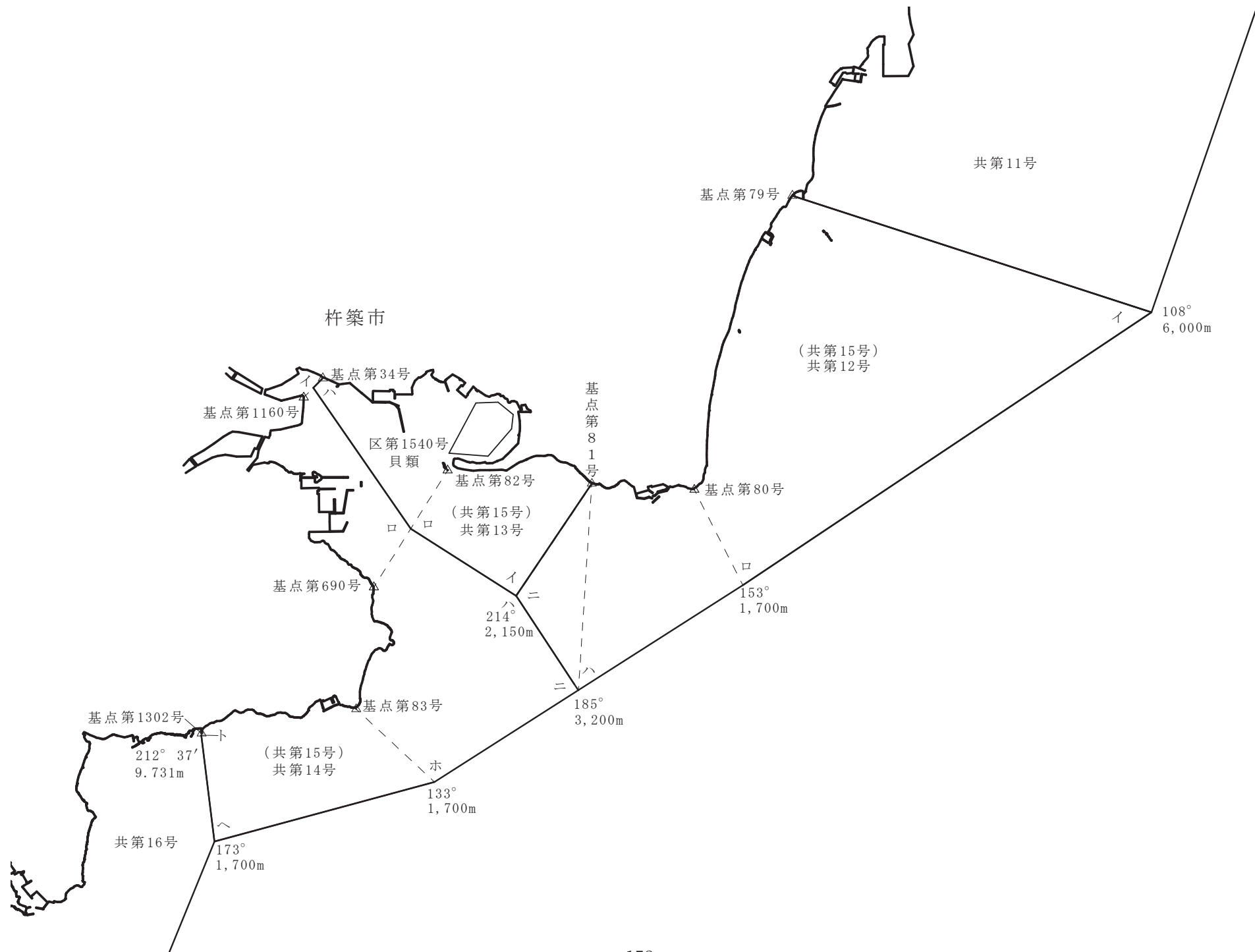


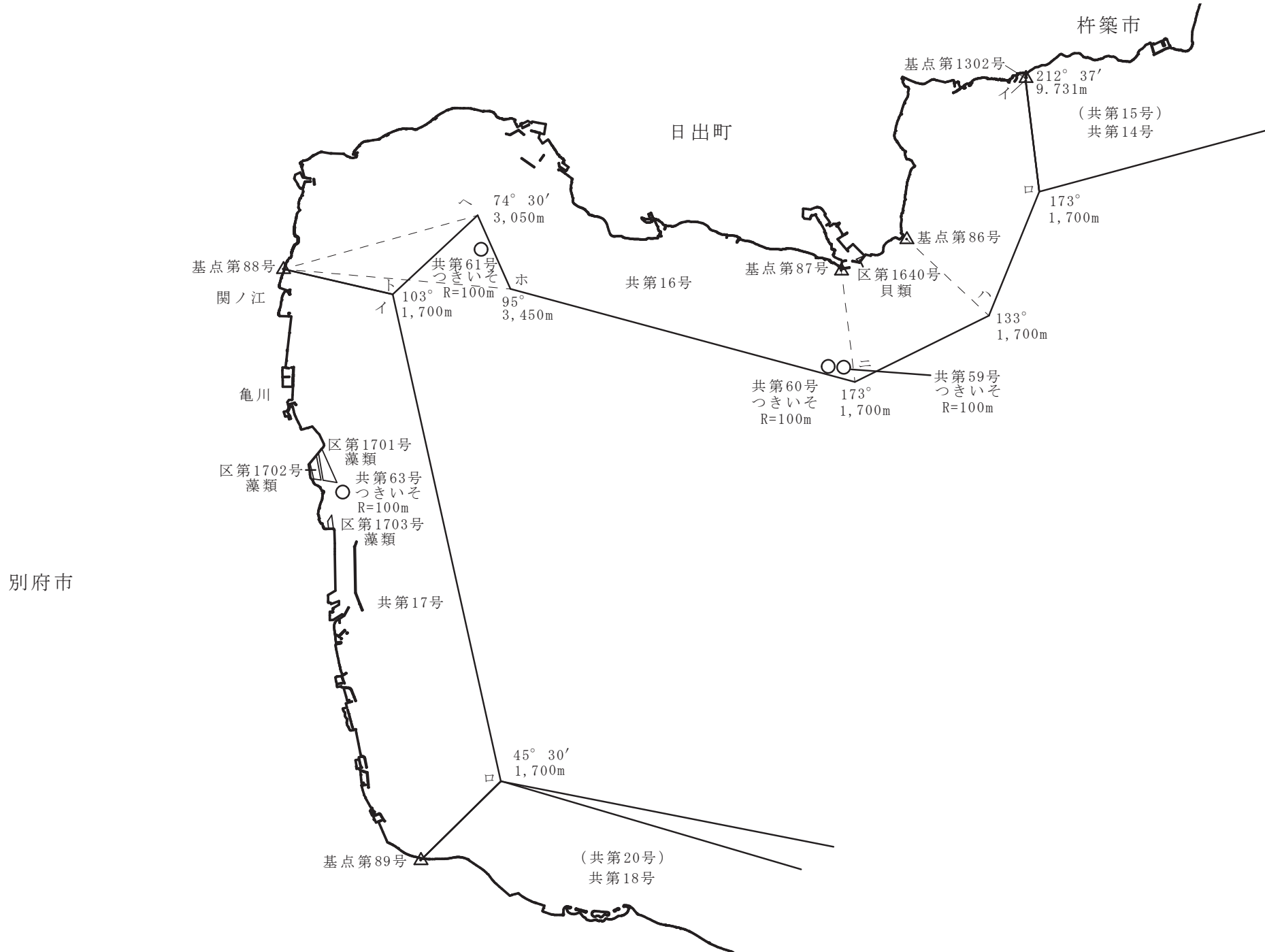






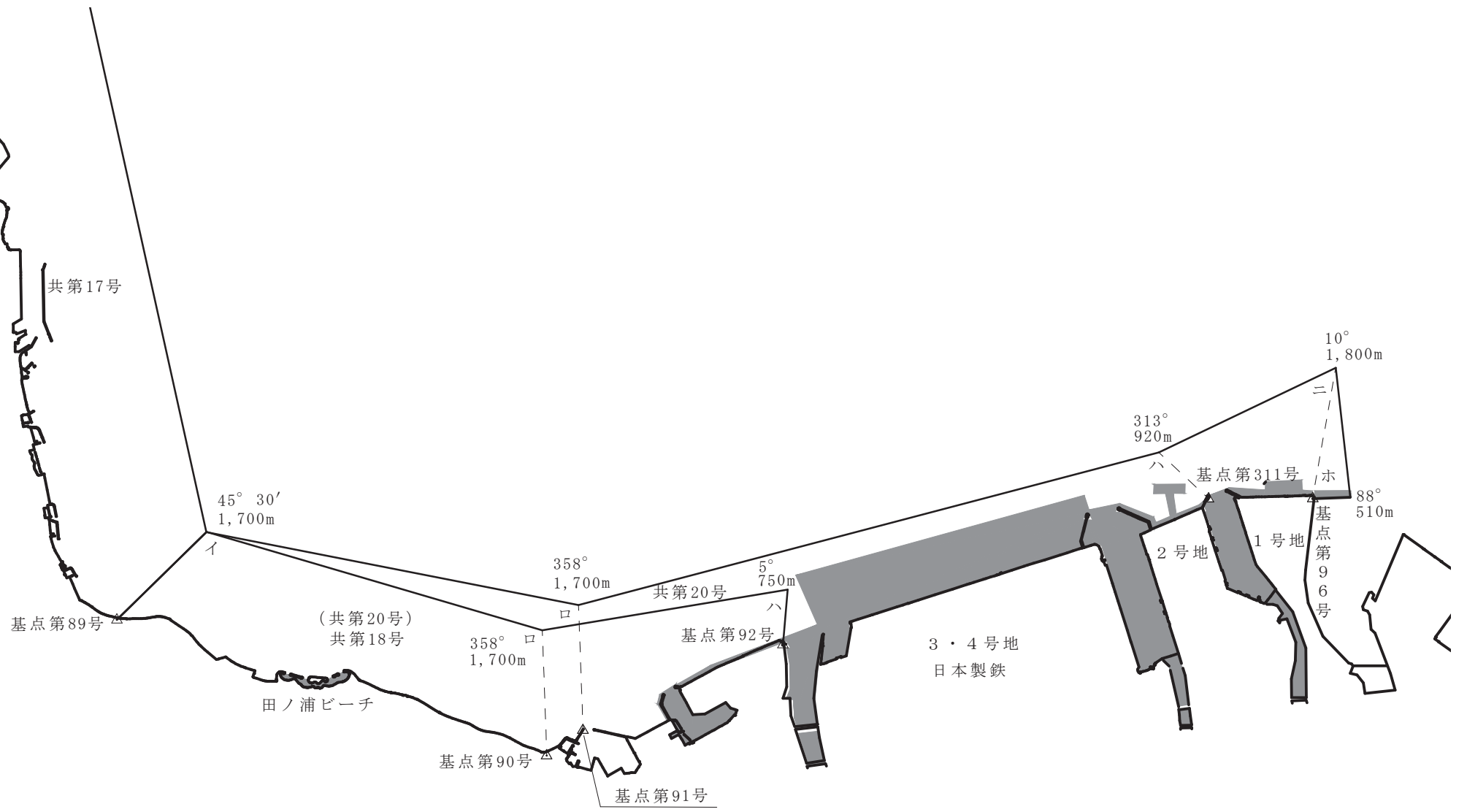




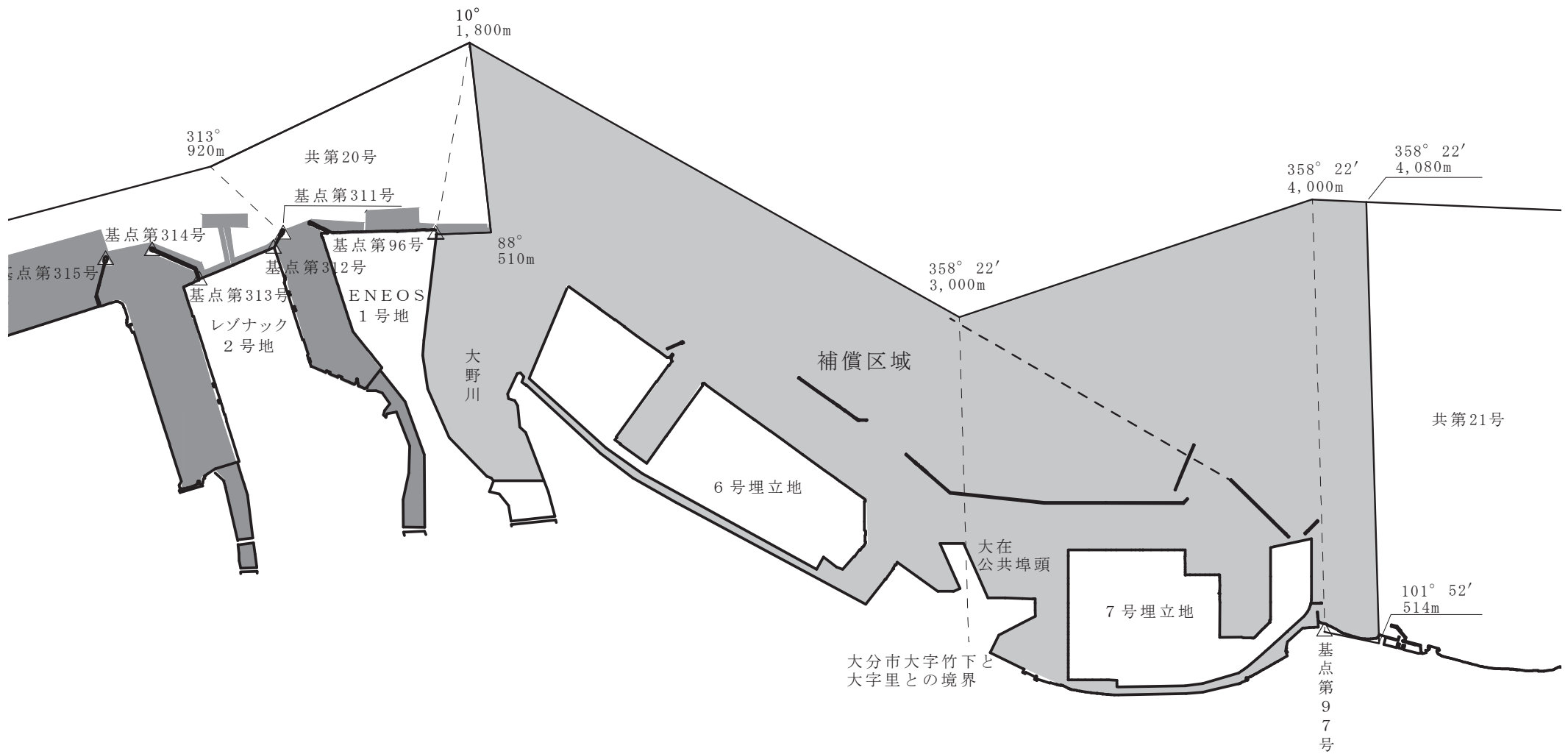


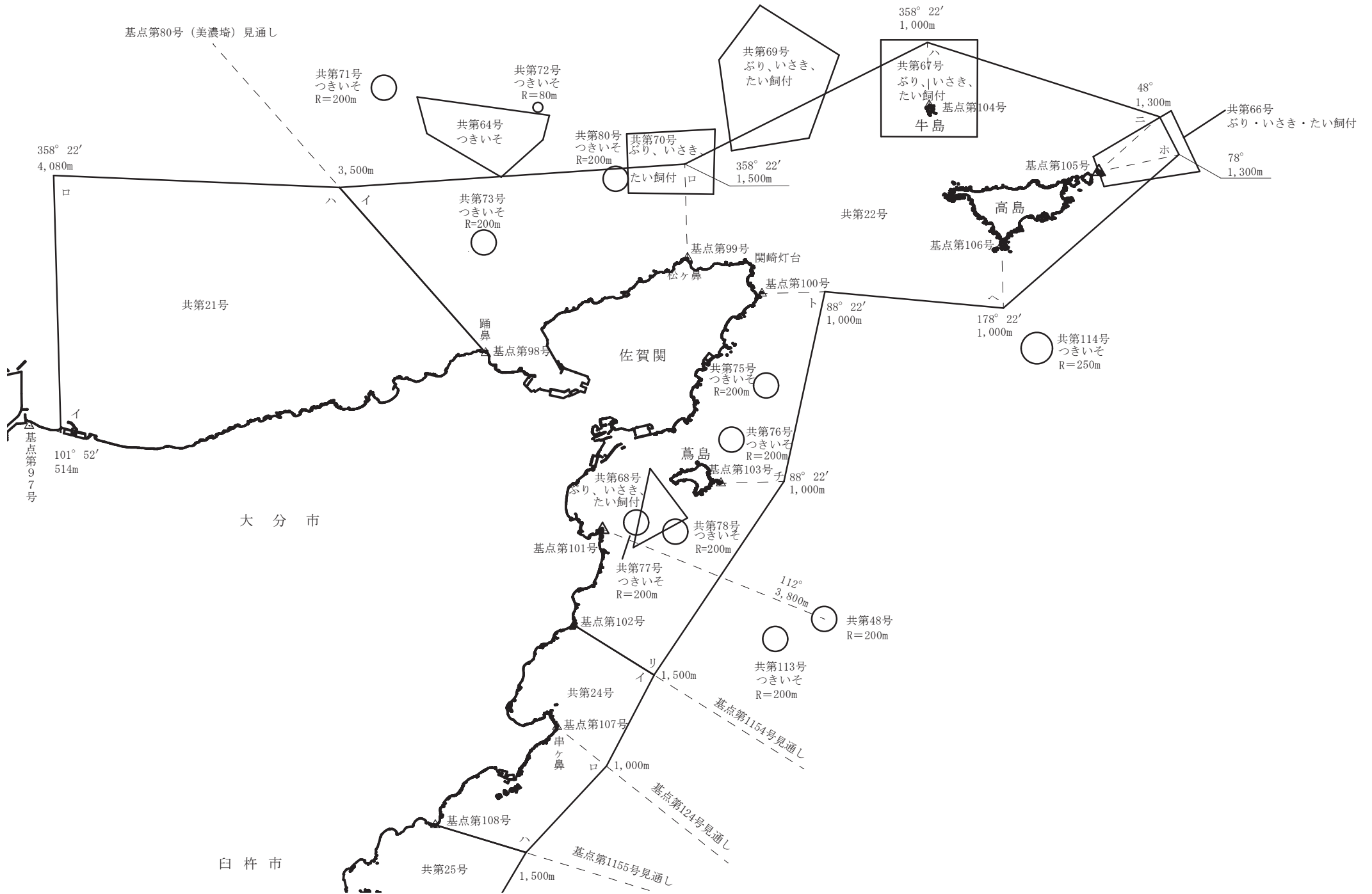
別府市

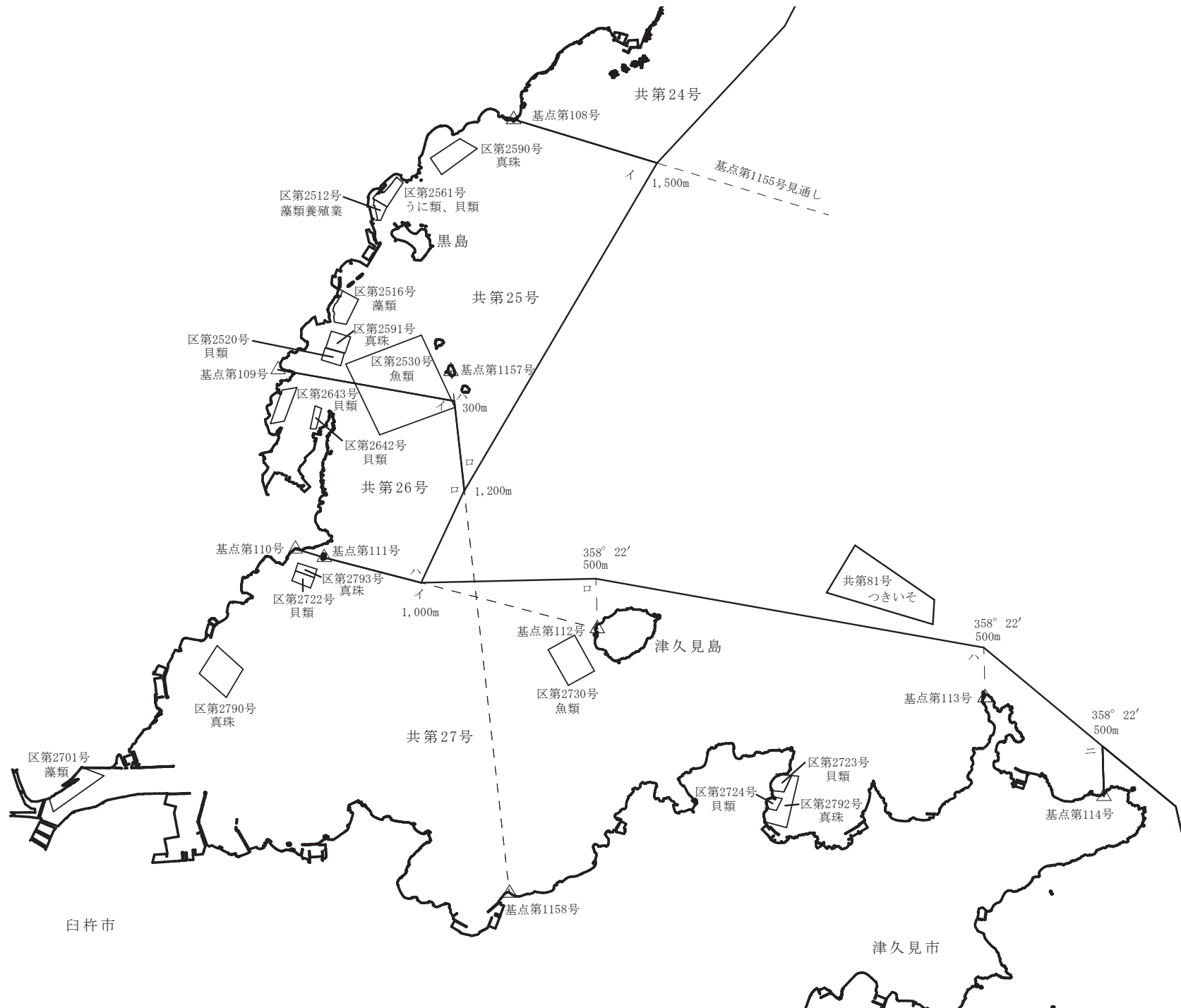
別府市

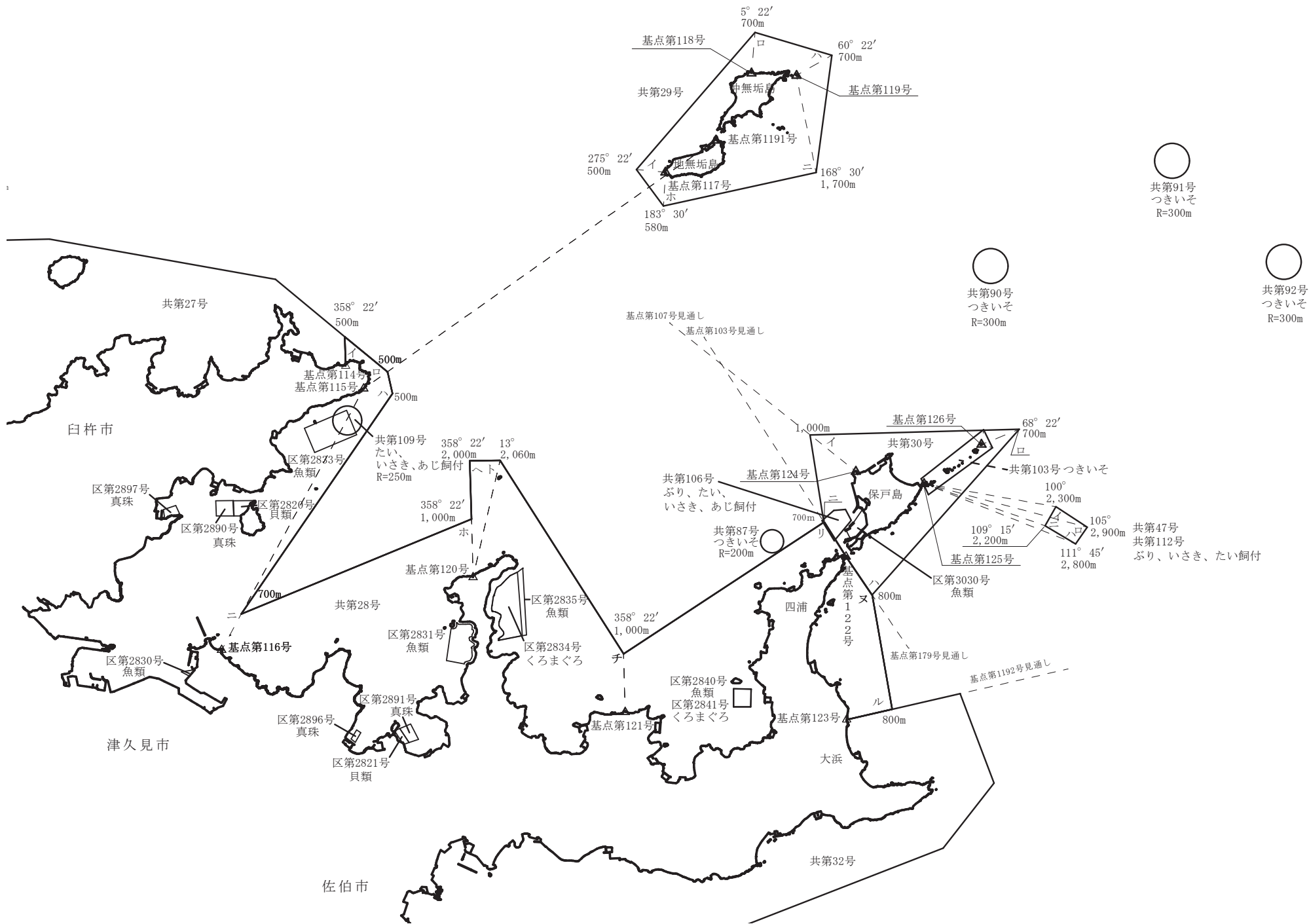


大分市

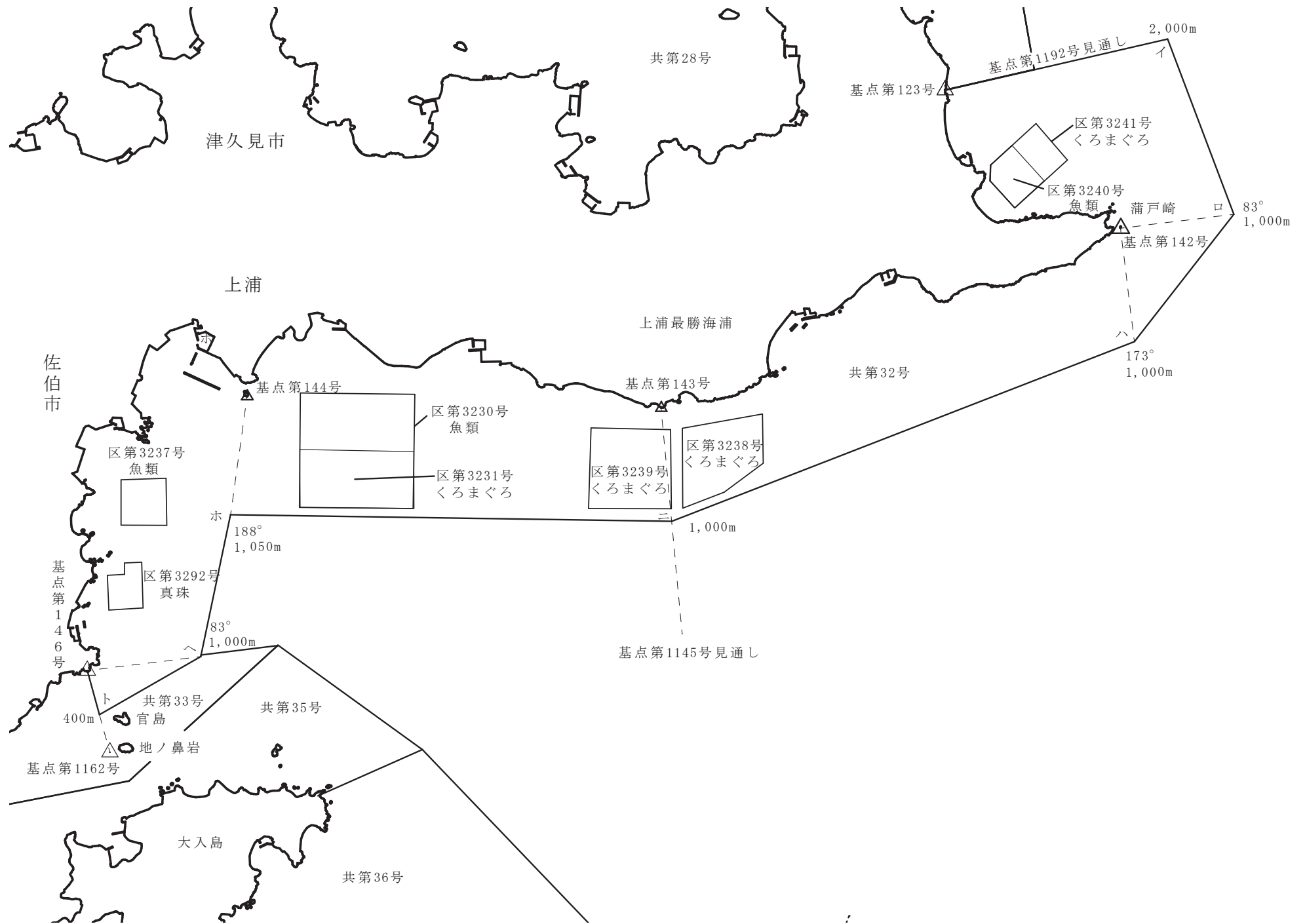


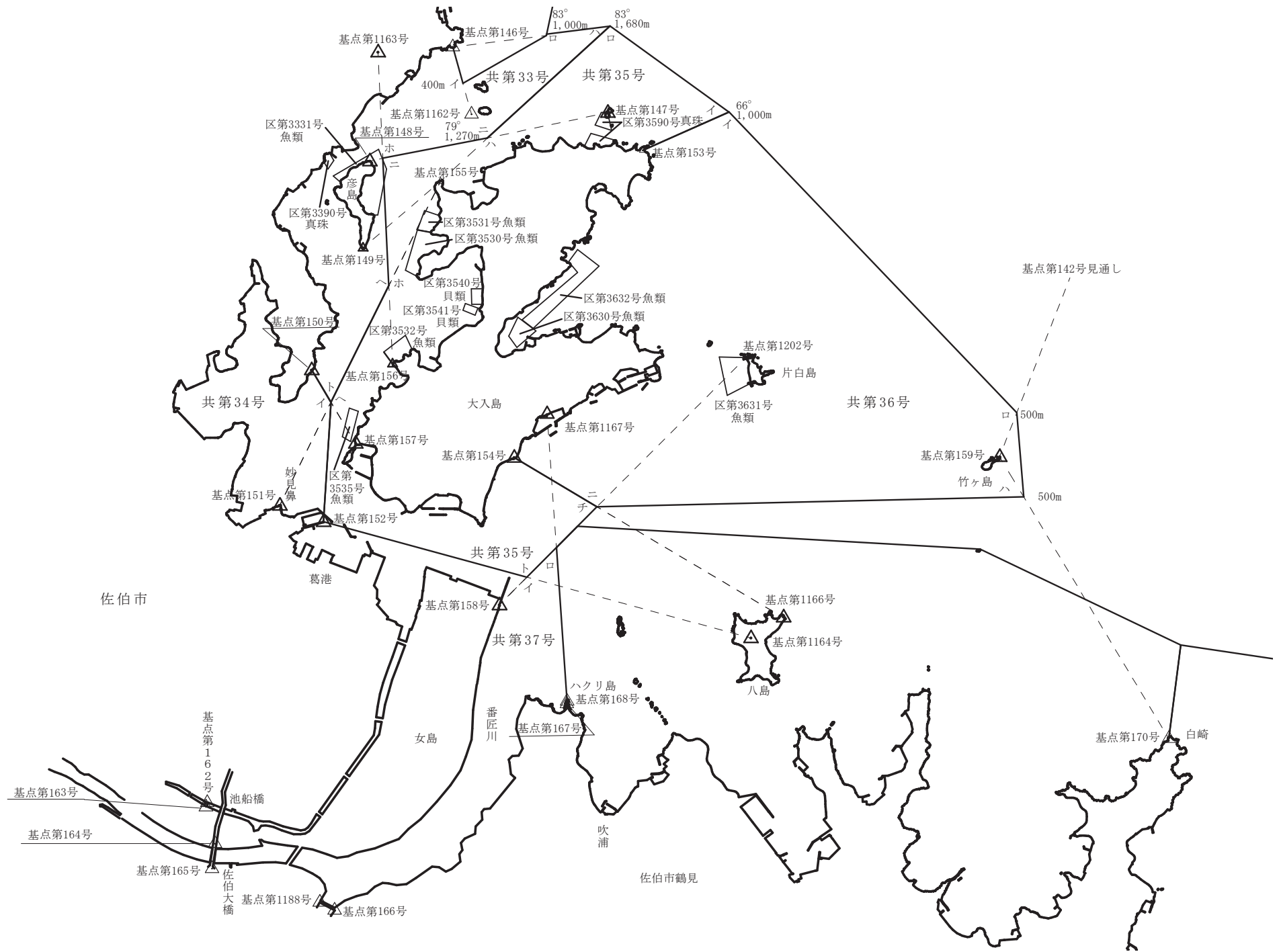


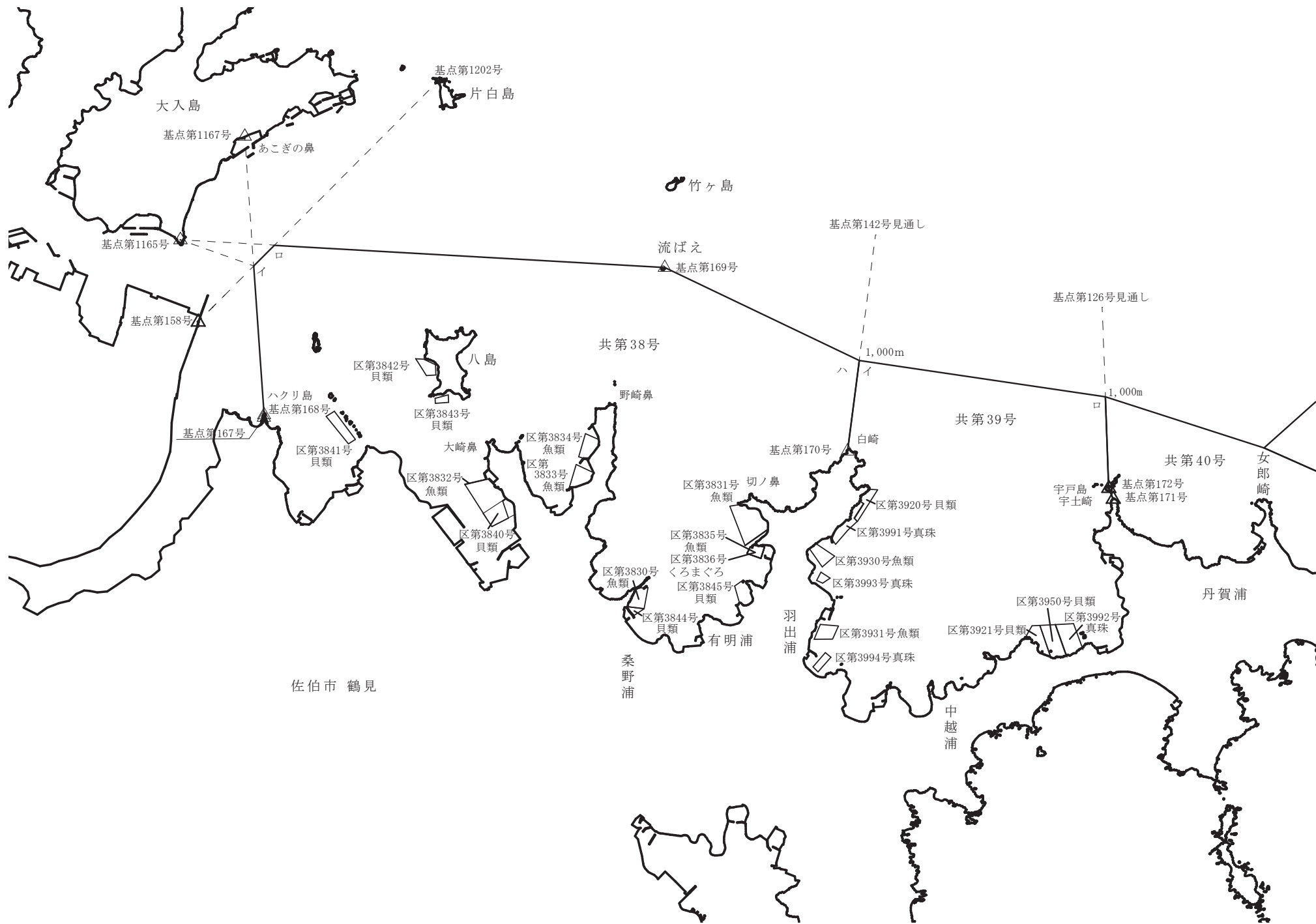




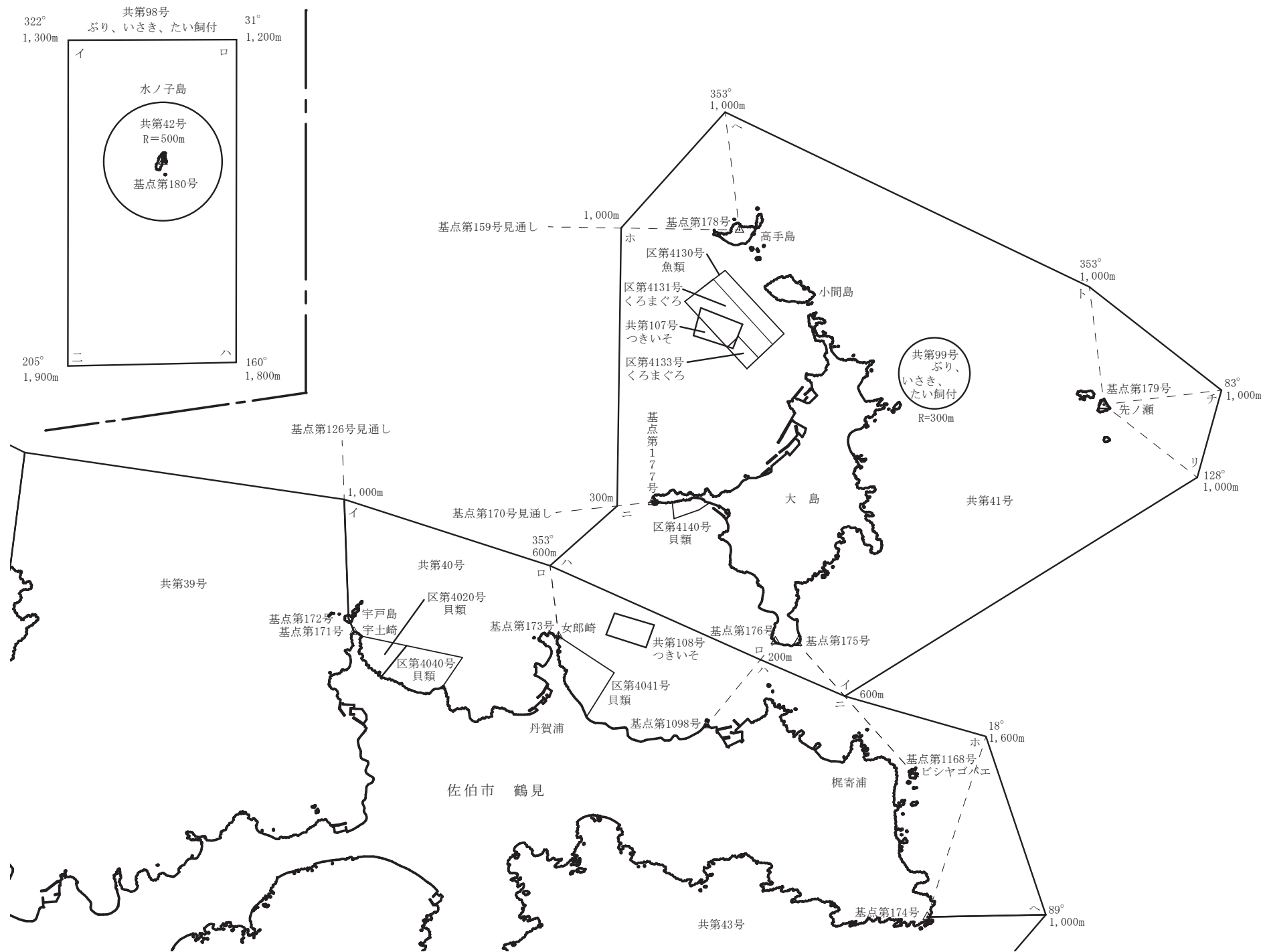


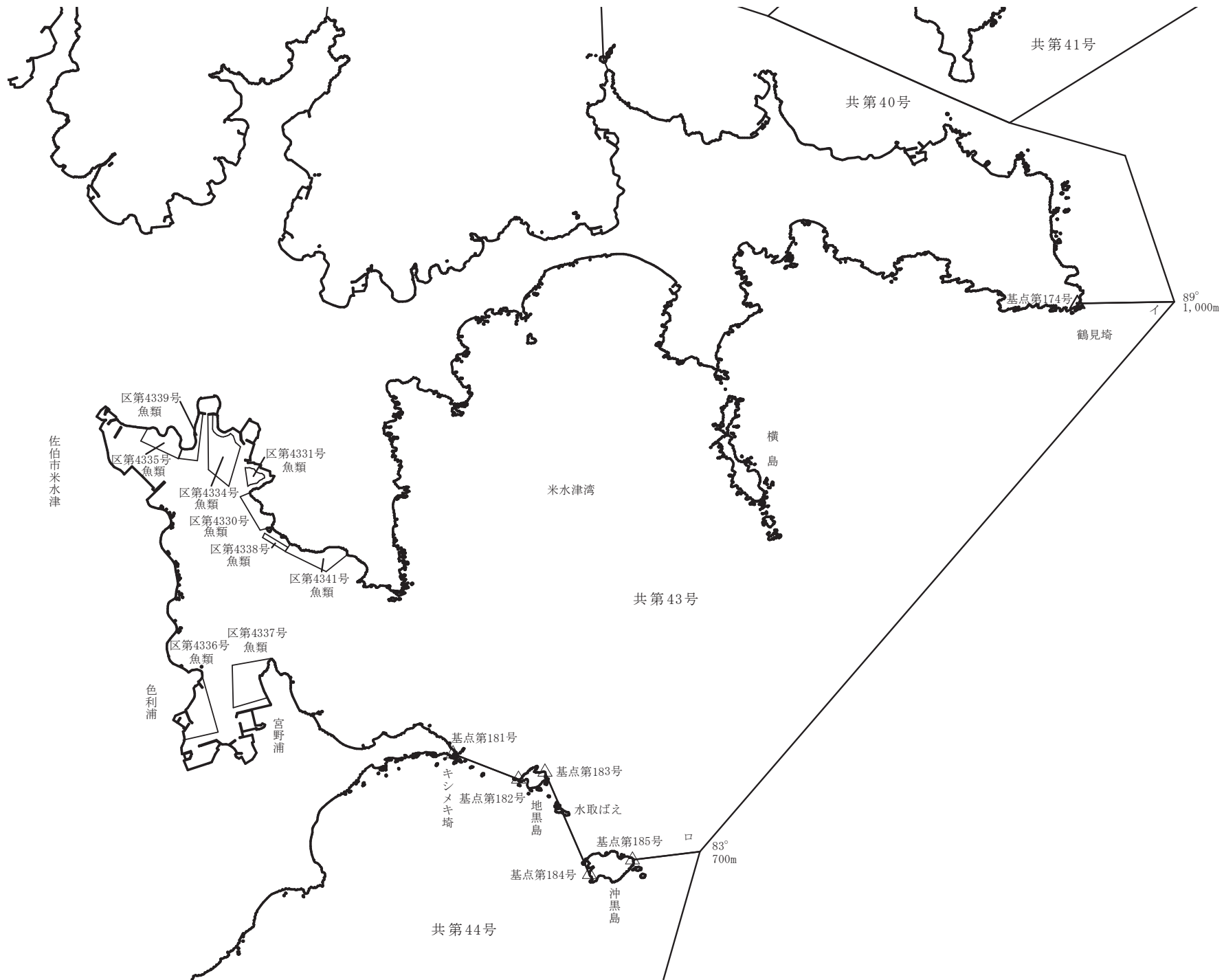


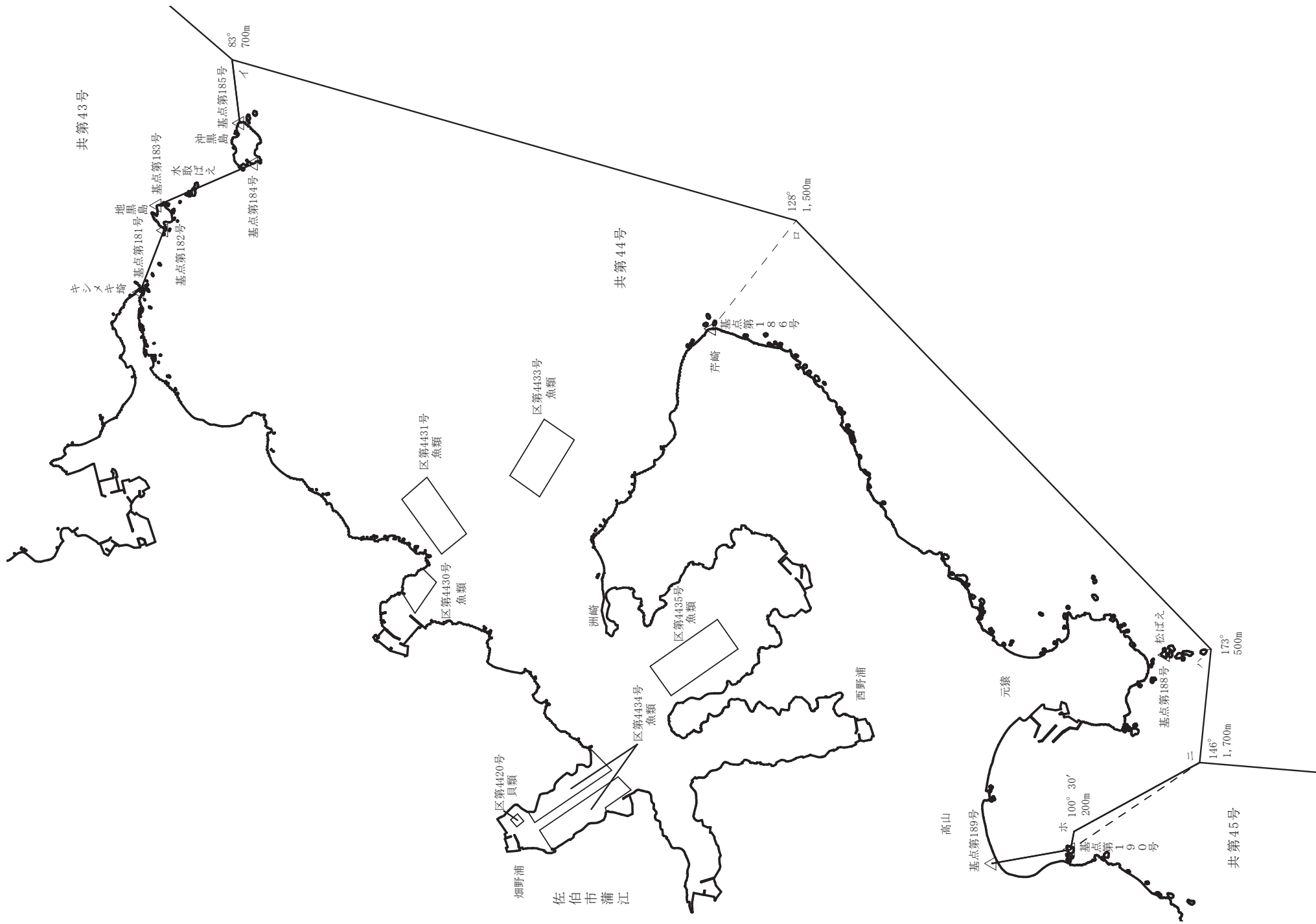


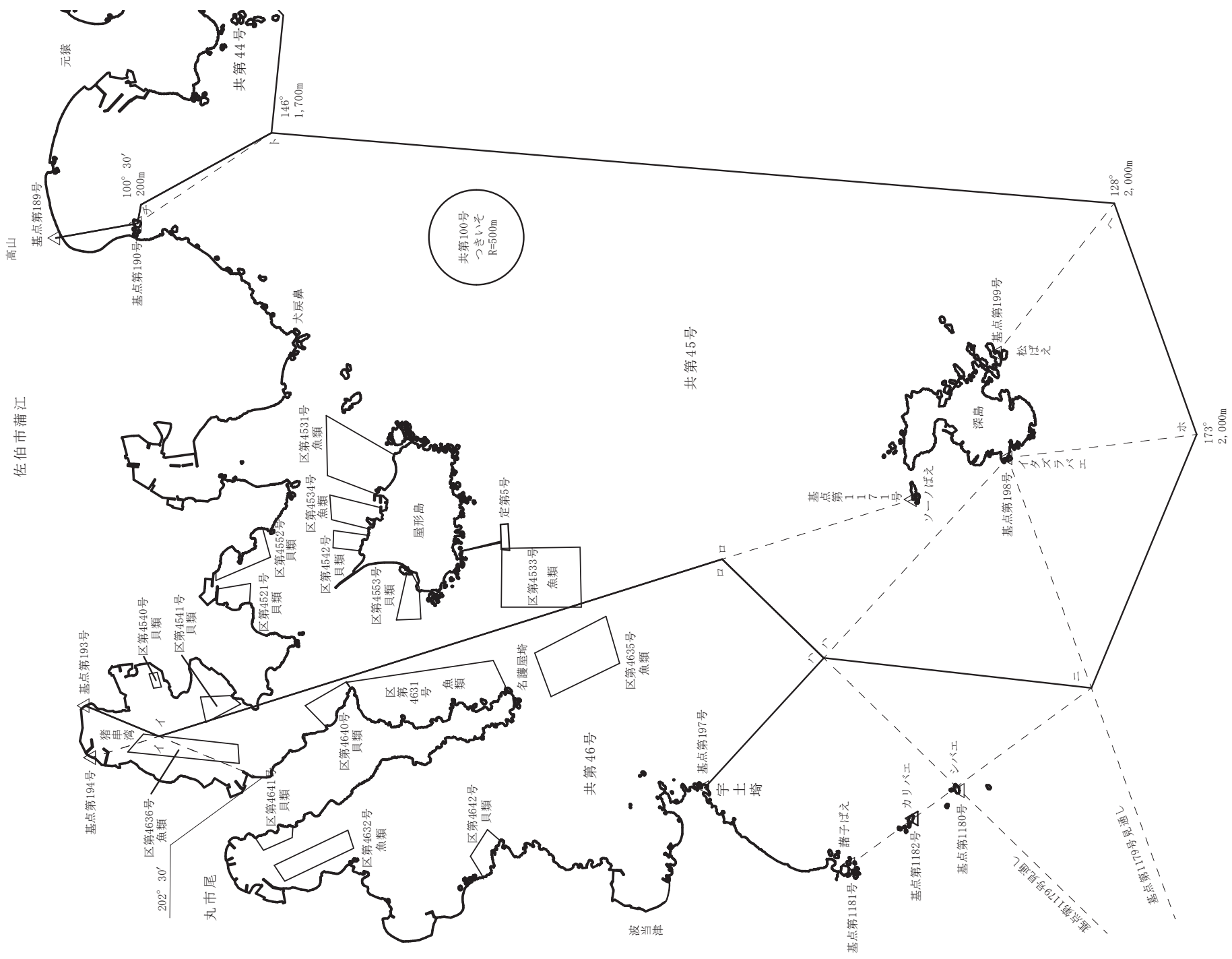


佐伯市 鶴見









佐伯市蒲江

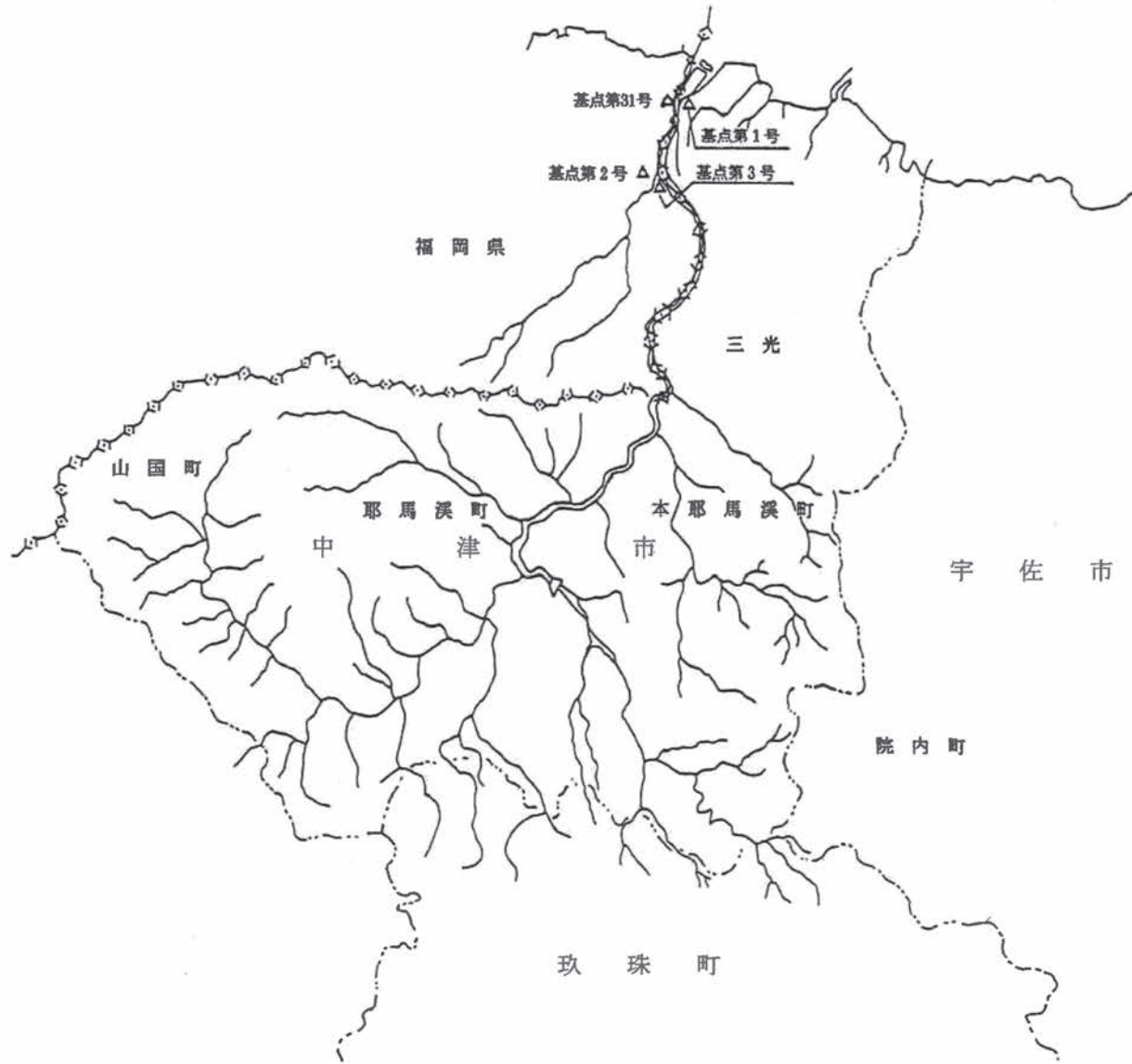




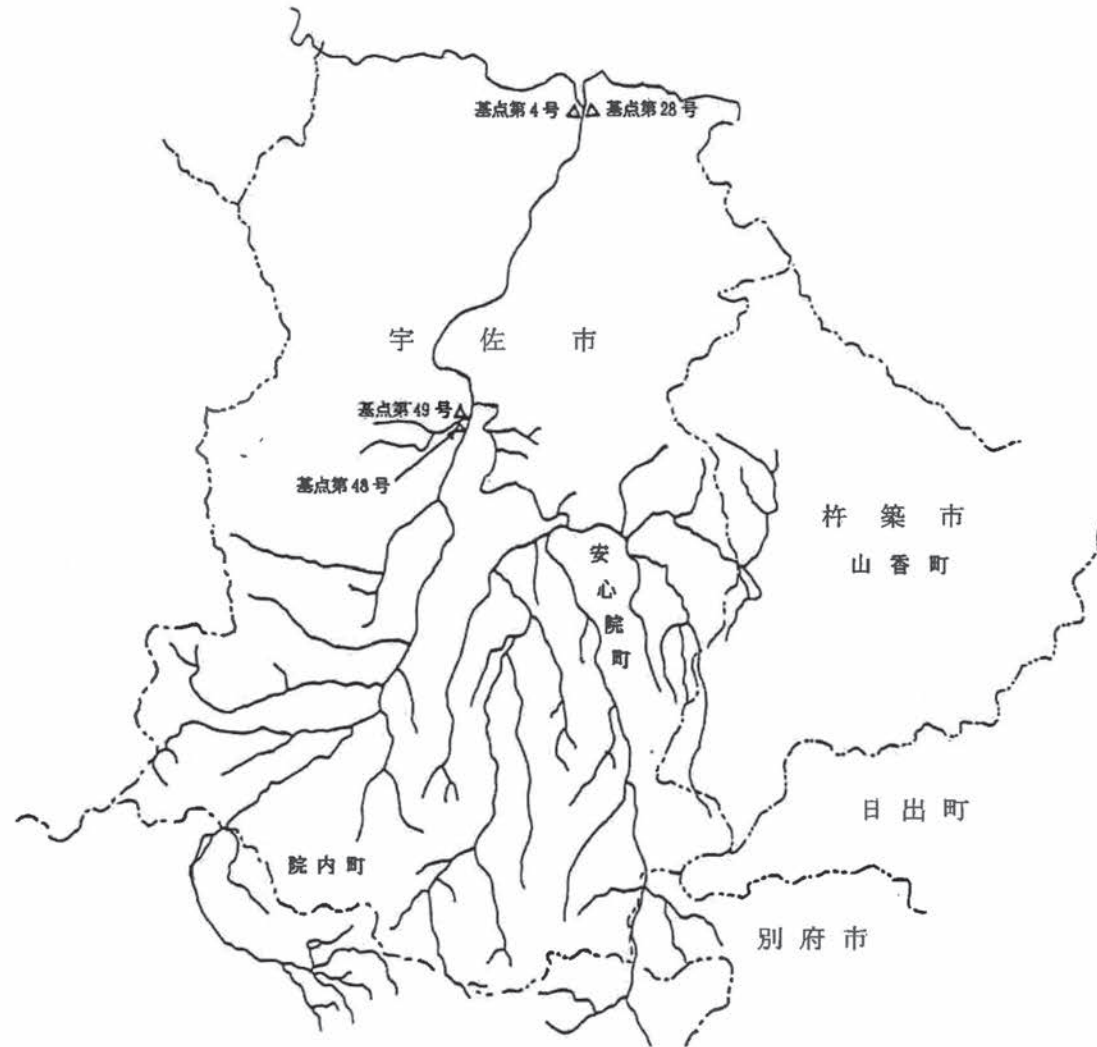
## 2 内水面の漁業権



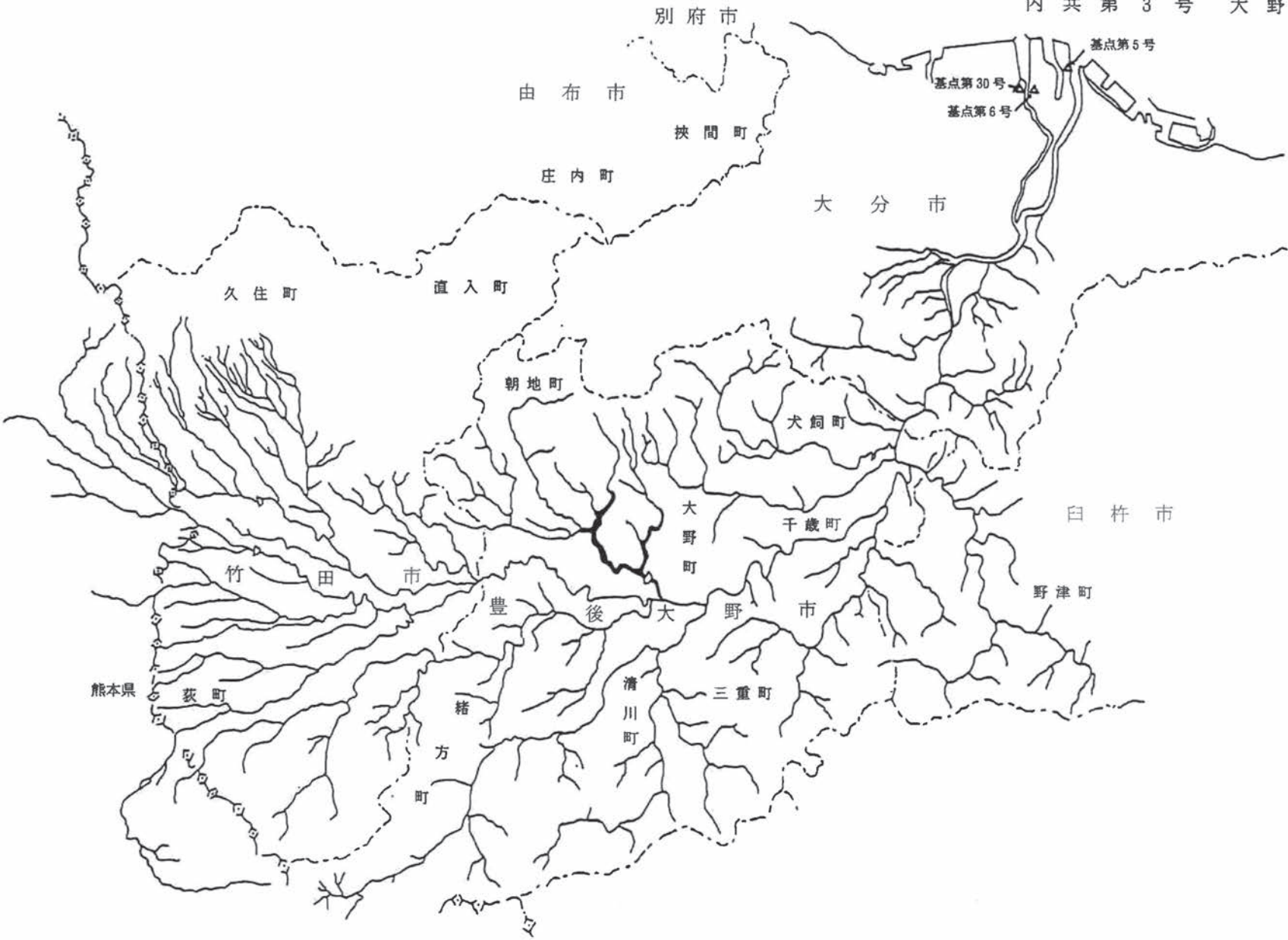
内 共 第 1 号 山 国 川



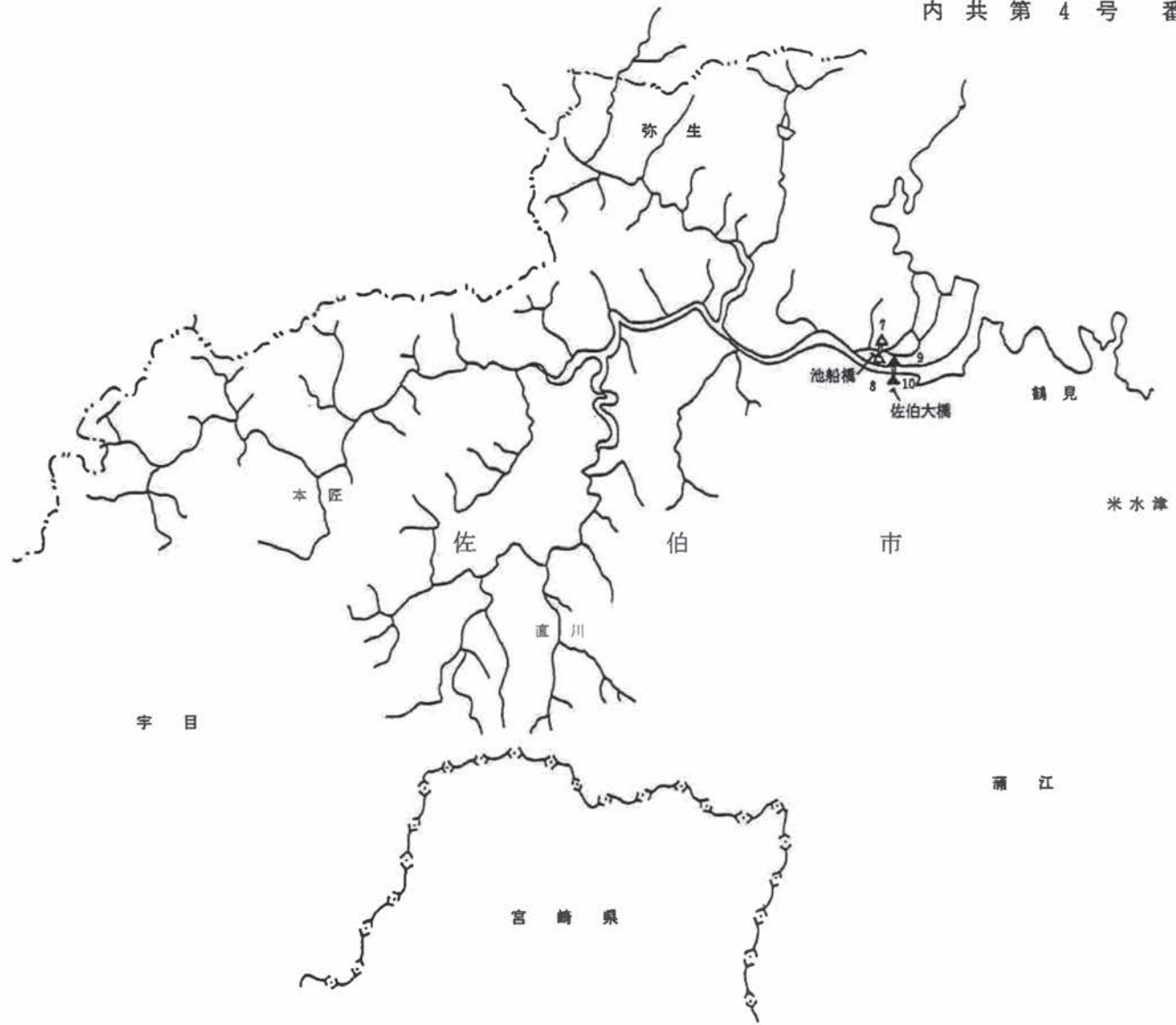
内 共 第 2 号 駅 館 川



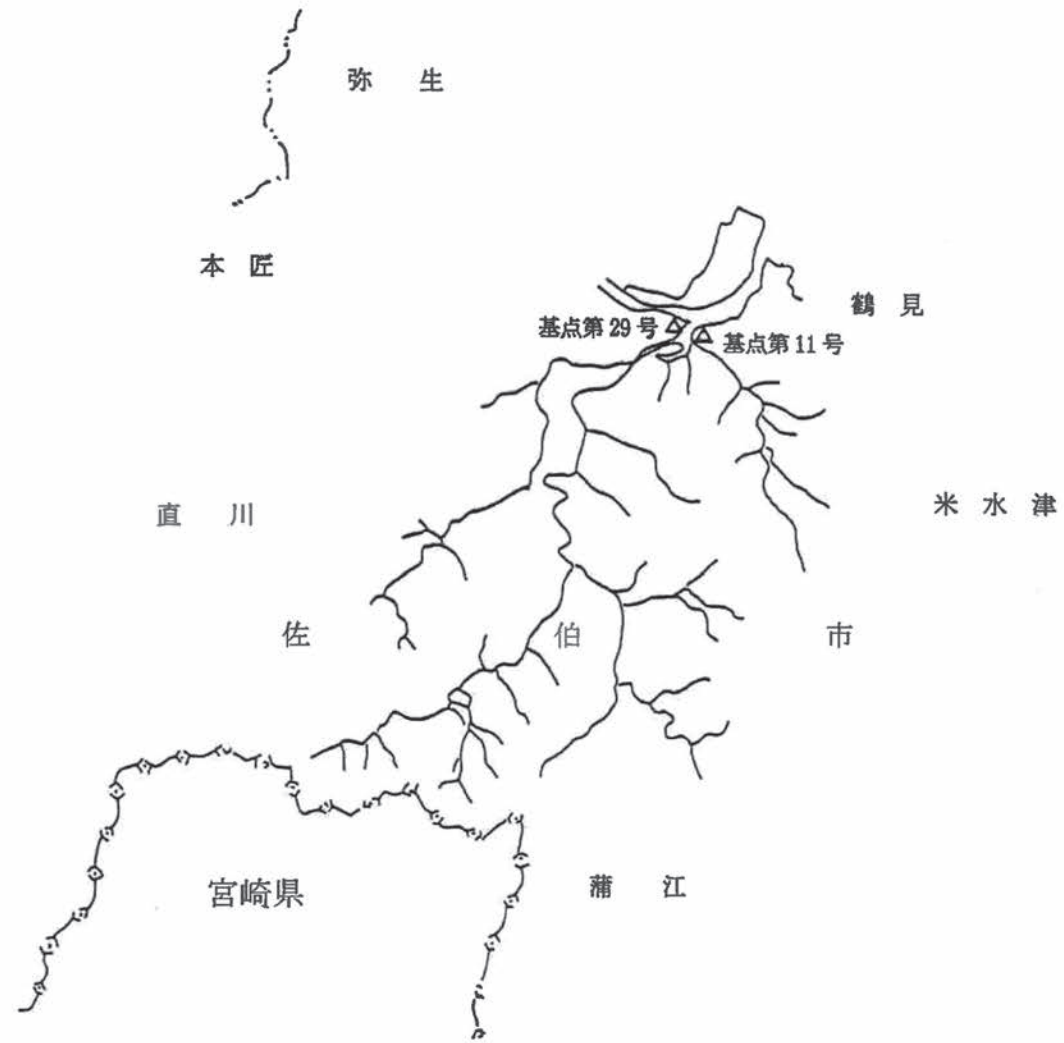
内共第3号 大野川



川匠番 4 号 第 4 号 内



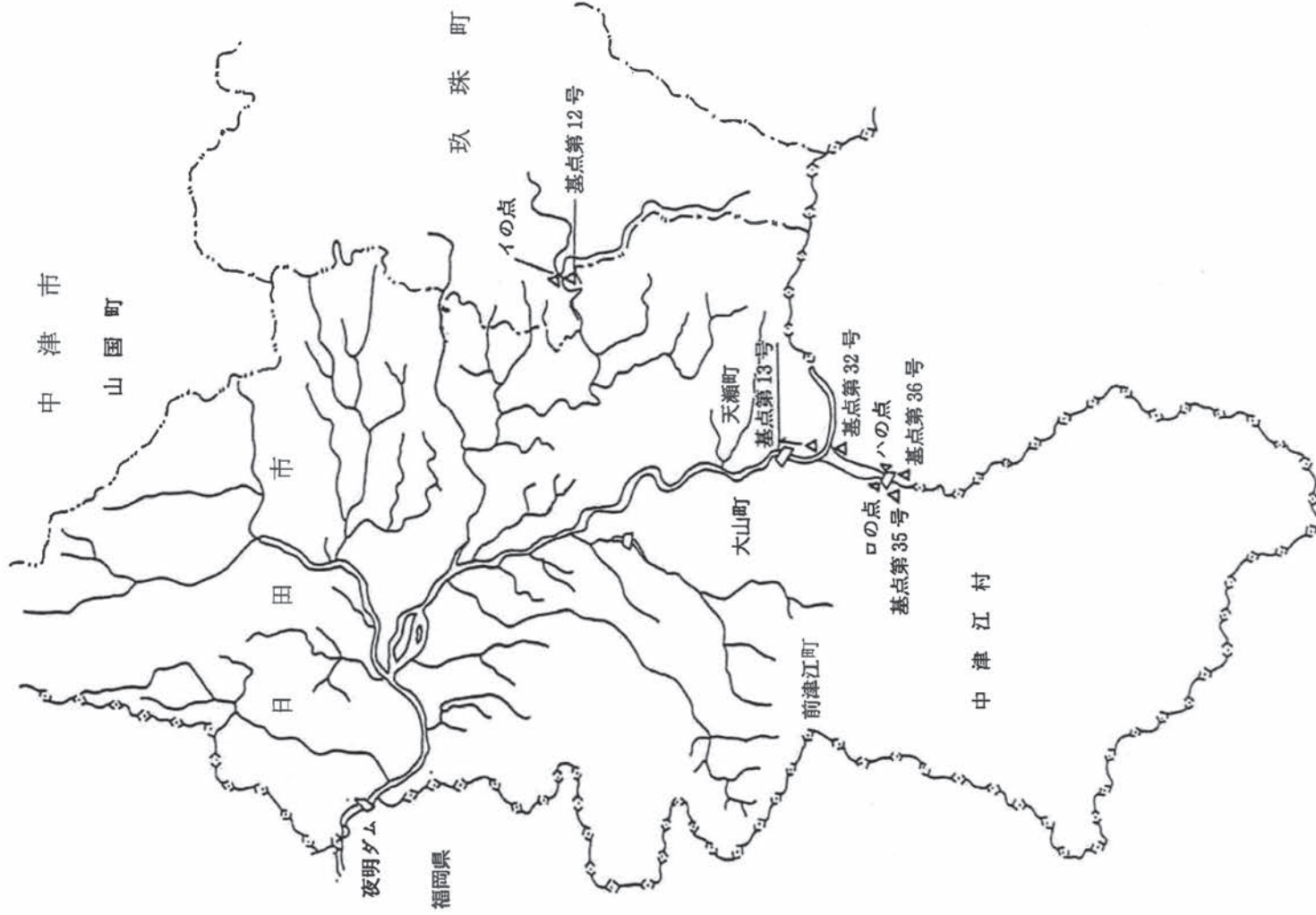
内 共 第 5 号 堅 田 川



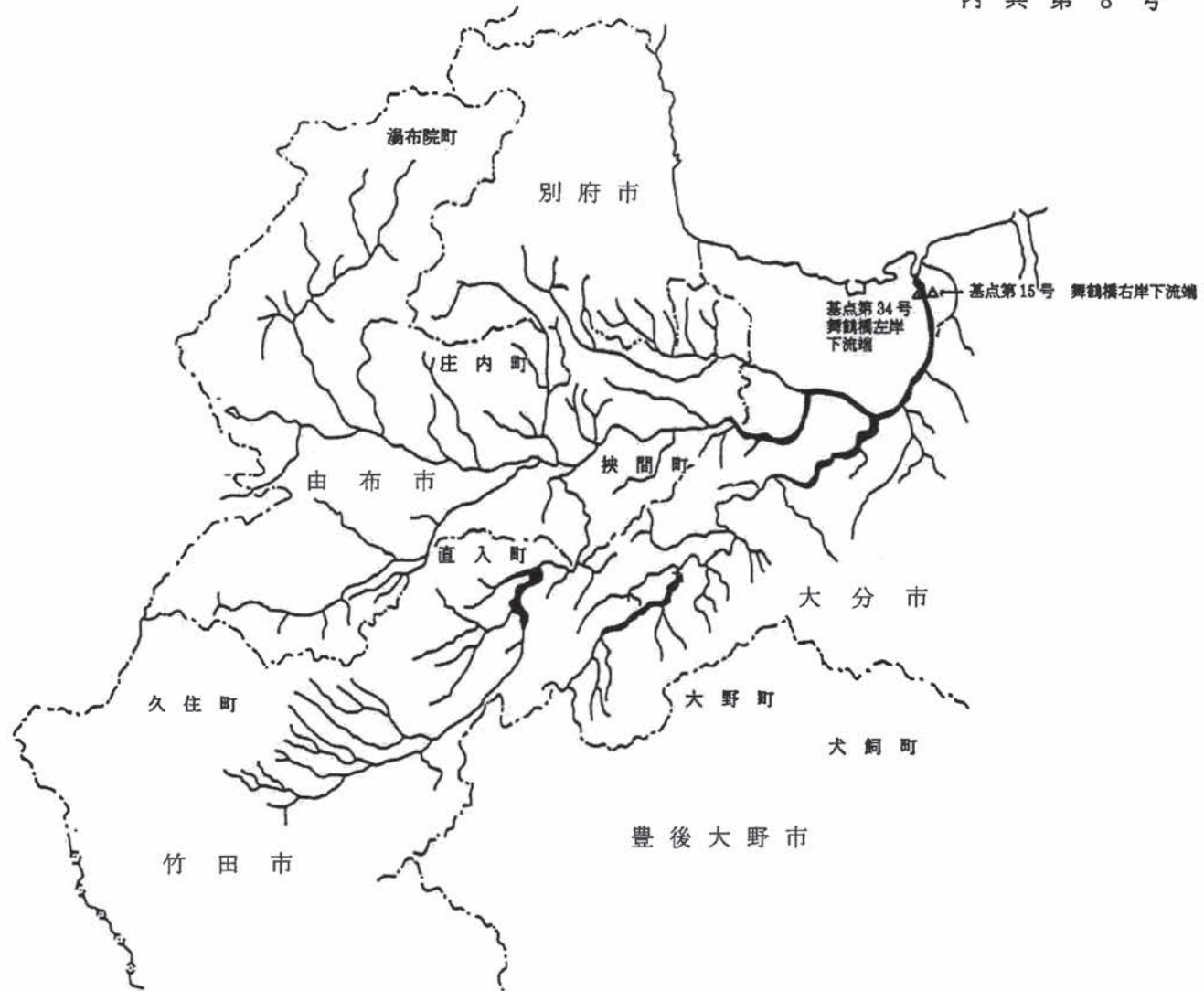




内 共 第 7 号 筑後川 (三隈川)

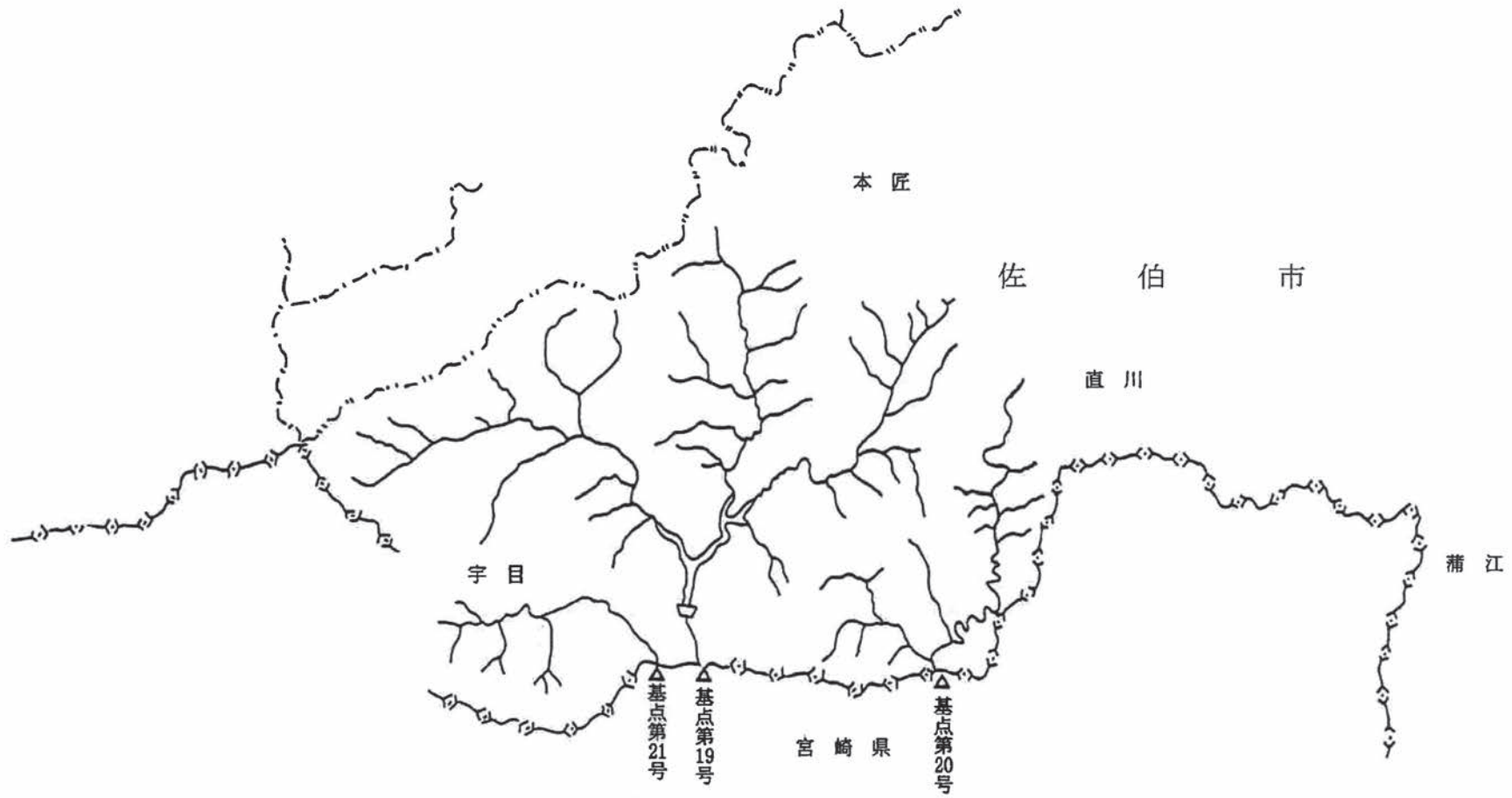


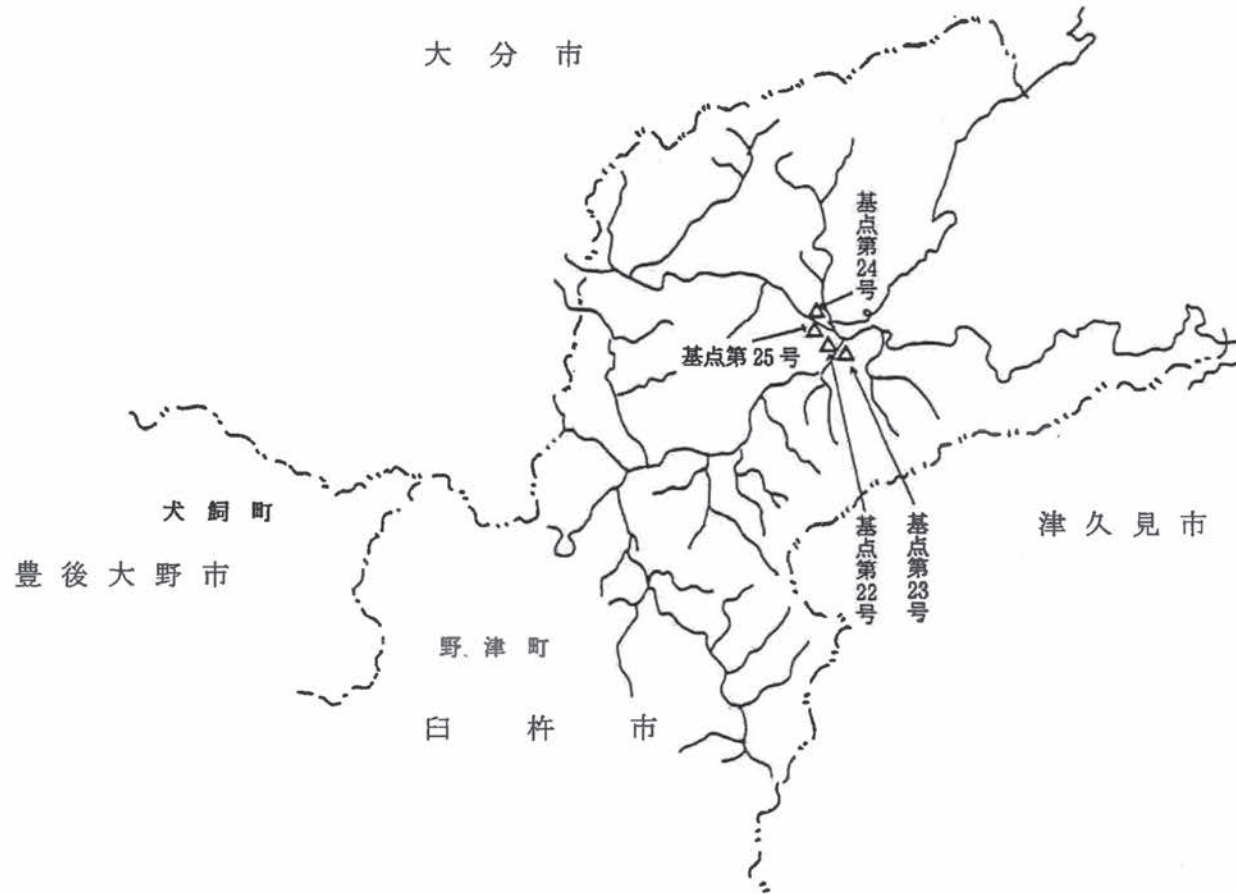
内 共 第 8 号 大 分 川

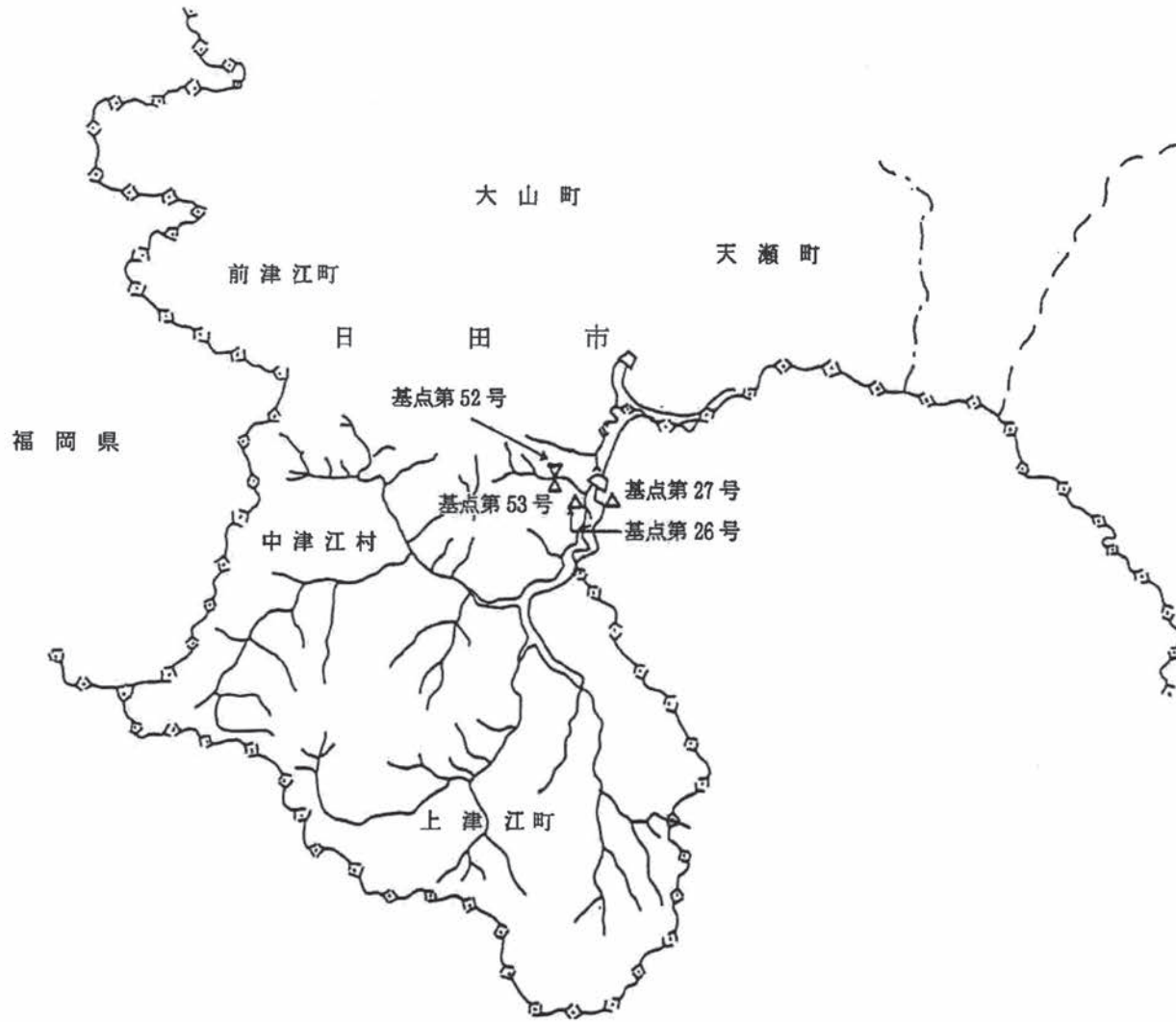




内 共 第 10 号 北 川







# 大分県の漁業権

令和6年4月発行

編集・発行者 大分県農林水産部漁業管理課  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
TEL 097-506-3918

印刷所 株式会社インタープリント

